

平成26年矢巾町議会定例会9月会議目次

議案目次	1
第1号(9月2日)	
○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	6
○地方自治法第121条により出席した説明員	6
○職務のため出席した職員	6
○開議	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会議期間の決定	7
○請願・陳情	8
26請願第2号 ふたたび被爆者をつくらないために「現行法」(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)改正を求める請願	
26請願第4号 私学教育を充実・発展させるための請願	
26請願第5号 集団的自衛権行使を容認する「閣議決定」の撤回を求める意見書に関する請願	
26請願第6号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願	
26陳情第3号 被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める陳情	
○一般質問	8
1 谷上哲議員	8
2 村松信一議員	21
3 廣田光男議員	38
4 昆秀一議員	57
5 川村よし子議員	75

○散 会	89
------	----

第 2 号 (9月3日)

○議事日程	91
○本日の会議に付した事件	91
○出席議員	91
○欠席議員	91
○地方自治法第121条により出席した説明員	91
○職務のため出席した職員	92
○開 議	93
○議事日程の報告	93
○一般質問	93
1 小 川 文 子 議員	93
2 山 崎 道 夫 議員	104
3 藤 原 梅 昭 議員	120
4 齊 藤 正 範 議員	137
○散 会	151

第 3 号 (9月5日)

○議事日程	153
○本日の会議に付した事件	154
○出席議員	154
○欠席議員	155
○地方自治法第121条により出席した説明員	155
○職務のため出席した職員	155
○開 議	157
○議事日程の報告	157
○報告第 3号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成25年度 財政健全化判断比率等の報告について	157
○議案第39号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて	158

○議案第 4 0 号	矢巾町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて	1 5 9
○議案第 4 1 号	矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	1 6 0
○議案第 4 2 号	矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	1 6 5
○議案第 4 3 号	矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	1 6 8
○議案第 4 4 号	矢巾町屋外運動場照明施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例について	1 7 0
○議案第 4 5 号	矢巾町屋外運動場設置及び管理に関する条例の制定について	1 7 0
○議案第 4 6 号	矢巾町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例について	1 7 9
○議案第 4 7 号	矢巾町コミュニティ施設に関する条例の一部を改正する条例について	1 8 0
○議案第 4 8 号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について	1 8 1
○議案第 4 9 号	矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について	1 8 2
○議案第 5 0 号	平成 2 6 年度矢巾町一般会計補正予算（第 3 号）について	1 8 4
○議案第 5 1 号	平成 2 6 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	1 9 5
○議案第 5 2 号	平成 2 6 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	1 9 7
○議案第 5 3 号	平成 2 6 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	2 0 0
○議案第 5 4 号	平成 2 6 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）について	2 0 2
○議案第 5 5 号	平成 2 6 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 1 号）について	2 0 4
○議案第 5 6 号	平成 2 6 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	2 0 6
○議案第 5 7 号	平成 2 5 年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について	2 0 8

○議案第 5 8 号	平成 2 5 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定 について	2 0 8
○議案第 5 9 号	平成 2 5 年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	2 0 8
○議案第 6 0 号	平成 2 5 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に ついて	2 0 8
○議案第 6 1 号	平成 2 5 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳 出決算認定について	2 0 8
○議案第 6 2 号	平成 2 5 年度矢巾町水道事業会計決算認定について	2 0 8
○議案第 6 3 号	平成 2 5 年度矢巾町下水道事業会計決算認定について	2 0 8
○散 会		2 1 3

第 4 号 (9月18日)

○議事日程		2 1 5
○本日の会議に付した事件		2 1 6
○出席議員		2 1 6
○欠席議員		2 1 6
○地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員		2 1 6
○職務のため出席した職員		2 1 7
○開 議		2 1 9
○議事日程の報告		2 1 9
○請願・陳情		2 1 9
2 6 請願第 7 号	政府による緊急の過剰米処理を求める請願	
2 6 請願第 8 号	農業委員会・企業の農地所有・農協改革など「農業改革」に 関する請願	
2 6 陳情第 2 号	軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求 める陳情	
○請願・陳情の審査報告		2 1 9
2 6 請願第 2 号	ふたたび被爆者をつくらないために「現行法」(原子爆弾被 爆者に対する援護に関する法律)改正を求める請願	

2 6 請願第 5 号	集団的自衛権行使を容認する「閣議決定」の撤回を求める意見書に関する請願	
2 6 請願第 6 号	消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願	
2 6 陳情第 1 号	住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情	
2 6 請願第 4 号	私学教育を充実・発展させるための請願	
2 6 陳情第 3 号	被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める陳情	
○議案第 5 7 号	平成 2 5 年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について	2 2 5
○議案第 5 8 号	平成 2 5 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 2 5
○議案第 5 9 号	平成 2 5 年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 2 5
○議案第 6 0 号	平成 2 5 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	2 2 6
○議案第 6 1 号	平成 2 5 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 2 6
○議案第 6 2 号	平成 2 5 年度矢巾町水道事業会計決算認定について	2 2 6
○議案第 6 3 号	平成 2 5 年度矢巾町下水道事業会計決算認定について	2 2 6
○議案第 6 4 号	平成 2 5 年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	2 3 7
○発議案第 6 号	矢巾町議会議長交際費の支出及び公表に関する要綱の制定について	2 3 9
○発議案第 7 号	現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める意見書の提出について	2 4 0
○発議案第 8 号	私学教育を充実・発展させるための意見書の提出について	2 4 1
○発議案第 9 号	集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回と関係法律の「改正」をしないことを求める意見書の提出について	2 4 2
○発議案第 1 0 号	消費税 1 0 % 増税の中止を求める意見書の提出について	2 4 3
○発議案第 1 1 号	住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出について	2 4 4

○発議案第12号	被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める意見書の提出について	244
○閉議	246
○署名	247

議 案 目 次

平成26年矢巾町議会定例会9月議会

1. 請願・陳情
 - 26請願第 2号 ふたたび被爆者をつくらないために「現行法」（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）改正を求める請願
 - 26請願第 4号 私学教育を充実・発展させるための請願
 - 26請願第 5号 集団的自衛権行使を容認する「閣議決定」の撤回を求める意見書に関する請願
 - 26請願第 6号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願
 - 26陳情第 3号 被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める陳情
2. 報告第 3号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成25年度財政健全化判断比率等の報告について
3. 議案第39号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
4. 議案第40号 矢巾町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて
5. 議案第41号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
6. 議案第42号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
7. 議案第43号 矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
8. 議案第44号 矢巾町屋外運動場照明施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
9. 議案第45号 矢巾町屋外運動場設置及び管理に関する条例の制定について
10. 議案第46号 矢巾町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例について
11. 議案第47号 矢巾町コミュニティ施設に関する条例の一部を改正する条例について
12. 議案第48号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 3. 議案第 4 9 号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について
- 1 4. 議案第 5 0 号 平成 2 6 年度矢巾町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 1 5. 議案第 5 1 号 平成 2 6 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 1 6. 議案第 5 2 号 平成 2 6 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 1 7. 議案第 5 3 号 平成 2 6 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 1 8. 議案第 5 4 号 平成 2 6 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 1 9. 議案第 5 5 号 平成 2 6 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 2 0. 議案第 5 6 号 平成 2 6 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 2 1. 議案第 5 7 号 平成 2 5 年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 2 2. 議案第 5 8 号 平成 2 5 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 2 3. 議案第 5 9 号 平成 2 5 年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 2 4. 議案第 6 0 号 平成 2 5 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 2 5. 議案第 6 1 号 平成 2 5 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 2 6. 議案第 6 2 号 平成 2 5 年度矢巾町水道事業会計決算認定について
- 2 7. 議案第 6 3 号 平成 2 5 年度矢巾町下水道事業会計決算認定について
- 2 8. 議案第 6 4 号 平成 2 5 年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 2 9. 請願・陳情
 - 2 6 請願第 7 号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願
 - 2 6 請願第 8 号 農業委員会・企業の農地所有・農協改革など「農業改革」に関する請願
 - 2 6 陳情第 2 号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情
- 3 0. 発議案第 6 号 矢巾町議会議長交際費の支出及び公表に関する要綱の制定について
- 3 1. 発議案第 7 号 現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める意見書の提出について

- 32. 発議案第 8号 私学教育を充実・発展させるための意見書の提出について
- 33. 発議案第 9号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回と関係法律の「改正」をしないことを求める意見書の提出について
- 34. 発議案第10号 消費税10%増税の中止を求める意見書の提出について
- 35. 発議案第11号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出について
- 36. 発議案第12号 被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める意見書の提出について

平成26年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第1号）

平成26年9月2日（火）午前10時開議

議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会議期間の決定

第 3 請願・陳情

26請願第2号 ふたたび被爆者をつくらないために「現行法」（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）改正を求める請願

26請願第4号 私学教育を充実・発展させるための請願

26請願第5号 集団的自衛権行使を容認する「閣議決定」の撤回を求める意見書に関する請願

26請願第6号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願

26陳情第3号 被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める陳情

第 4 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	齊藤正範	議員	2番	藤原由巳	議員
3番	村松信一	議員	4番	山崎道夫	議員
5番	川村農夫	議員	6番	小川文子	議員
7番	谷上哲	議員	8番	廣田光男	議員
9番	秋篠忠夫	議員	10番	芦生健勝	議員
11番	昆秀一	議員	12番	村松輝夫	議員
13番	藤原梅昭	議員	14番	川村よし子	議員
15番	米倉清志	議員	16番	高橋七郎	議員
17番	長谷川和男	議員	18番	藤原義一	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	川村光朗君	副町長	女鹿春夫君
総務課長	星川範男君	企画財政課長	秋篠孝一君
会計管理者 兼税務課長	中村滋君	生きがい推進 課長	川村勝弘君
住民課長	村松康志君	農林課長 兼農業委員会 事務局長	高橋和代志君
道路都市課長	藤原由徳君	区画整理課長	細川賢一君
商工観光課長	山本良司君	上下水道課長	藤原道明君
教育委員長	松尾光則君	教育長	越秀敏君
学務課長	吉田孝君	社会教育課長	立花常喜君
代表監査委員	立花純幸君	農業委員会 会長	高橋義幸君

職務のために出席した職員

議会事務局長	菊池清美君	係長	吉田徹君
主事	根澤のぞみ君		

午前10時00分 開議

○議長（藤原義一議員） ただいまから平成26年矢巾町議会定例会を再開します。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これより9月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原義一議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長（藤原義一議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

当職からの報告はお手元に配付した報告書のとおりでありますので、ご覧願います。

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許します。

川村町長。

（町長 行政報告）

○議長（藤原義一議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤原義一議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

9月会議の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により

14番 川 村 よし子 議員

15番 米 倉 清 志 議員

16番 高 橋 七 郎 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（藤原義一議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の9月会議の会議期間は、7月24日開催の議会運営委員会で決定

されたとおり、17日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、9月会議の期間は、本日から9月18日までの17日間と決定しました。

日程第3 請願・陳情

26請願第2号 ふたたび被爆者をつくらないために「現行法」
(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)改正を
求める請願

26請願第4号 私学教育を充実・発展させるための請願

26請願第5号 集団的自衛権行使を容認する「閣議決定」の撤回
を求める意見書に関する請願

26請願第6号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請
願

26陳情第3号 被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める陳情

○議長（藤原義一議員） 日程第3、請願・陳情を議題とします。

8月27日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。26請願第2号 ふたたび被爆者をつくらないために「現行法」(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)改正を求める請願については、総務常任委員会に。26請願第4号 私学教育を充実・発展させるための請願については、教育民生常任委員会に。26請願第5号 集団的自衛権行使を容認する「閣議決定」の撤回を求める意見書に関する請願、26請願第6号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願については、総務常任委員会に。26陳情第3号 被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める陳情については、教育民生常任委員会に。会議規則第92条第1項の規定により付託します。

日程第4 一般質問

○議長（藤原義一議員） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

7番、谷上哲議員。

第1問目の質問を許します。

(7 番 谷上 哲議員 登壇)

○ 7 番 (谷上 哲議員) 議席番号 7 番、谷上哲でございます。

時には野菜に一雨が欲しいと感じていたこの夏もまるでうのように過ぎ去り、あっという間、本格的な秋を感じるきょうこのごろでございます。質問に入ります前に、このたびの平成26年8月豪雨による広島土砂災害でお亡くなりになりました皆様にお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧、復興を願っております。

それでは、早速一問目の質問に入ります。本町の新地方公会計の制度についてでございます。平成18年6月、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律が公布され、地方公共団体においても、国と同様に資産及び債務の実態を把握し、行政改革の方向性と当該改革を推進するための具体的な施策を策定することが規定されました。本町は平成23年度末に策定以来、2年余りを経過いたしております。

1つ目に、新地方公会計制度で新たに作成した諸表から得られる情報の主な要点について伺います。

2点目として、実質公債費比率とは過去の行った借金の返済に回っている部分がどの程度の大きさかを見るための指標です。この実質公債費比率について、本町の数値の位置づけについて伺います。

3点目として、将来負担率は、町のトータルの借金額を標準財政規模に比べて、その借金額がどれだけの重みのある借金額なのかを見るための比率です。この将来負担率について、本町の数値の位置づけがどのようになっているか伺います。

4点目として、民間会社では、総利益に占める人件費の割合を人件費比率または労働分配率という指標として捉え、とりわけ流通業界などでは40から45%がこの経営効率上の許容範囲とされております。同様の観点から、人件費比率の位置づけについて伺います。

5点目として、平成24年の作成時点と今回平成26年の作成比較で特徴的な指標の変化について伺います。

6点目、今回の新地方公会計制度に基づいた財務諸表について、近隣の町村と比較して現段階で特徴的な点があるか伺います。

最後に、7点目として、本町の財政状況は、中長期的な観点から将来にわたって安定的な運営がなされるかについて伺います。

○議長 (藤原義一議員) 川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長 (川村光朗君) 7番、谷上哲議員の本町の新地方公会計制度についてのご質問にお答えいたします。

1点目の新地方公会計制度で新たに作成した諸表から得られる情報の主な要点についてですが、本町においては、多くの地方公共団体においても利用している既存の決算統計データを活用した財務諸表作成モデル方式である総務省方式改定モデルでの作成に取り組んできたところであります。現金主義・単式簿記によるこれまでの地方自治体の会計制度に、発生主義・複式簿記といった企業会計的要素を取り組むことにより、資産、負債などのストック情報や現金主義の会計制度では見えにくいコストを把握し、自治体の財政状況等をわかりやすく開示するとともに、資産、債務の適正管理や有効活用といった中長期的な視点に立った自治体経営の強化に資するものとして行政サービスに必要なコストを把握することができるものであります。

2点目の実質公債費比率について、本町の数値の位置づけについてですが、実質公債費比率については、本町の一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、過去3年間の平均で率が計算されるものであります。平成25年度決算においては15.9%であり、平成24年度決算に比較して0.3%増加しております。決算年度ごとの公債費元利償還金の償還額や標準税収入の増減で変動する率でありますので、今後も早期健全化基準の率等を超えることがないよう適正な運用に努めてまいりたいと考えております。

3点目の将来負担比率について、本町の数値の位置づけがどのようになっているかについてですが、将来負担比率については、町の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債について、標準財政規模を基本とした額に対する比率となっております。平成25年度決算においては、154.6%となっており、平成24年度決算に比較して7.6%増加しております。この要因といたしましては、矢幅駅周辺土地地区画整理事業や災害復旧事業関連などの公債費将来負担額が算定されたものであります。重点事業実施に伴う起債発行により、将来負担比率は上昇しておりますが、同じく早期健全化基準の率を越えることはなく、また各事業の進捗率に反比例し、今後将来負担比率は下降するものであります。

4点目の人件費比率の位置づけについてですが、財務諸表上の指標とは示されておらず、決算統計上の性質別経費の人件費割合を見ますと、平成24年度決算において、本町では12.1%、近隣の紫波町は14.3%、雫石町は20.9%、全国の類似団体の1万人当たりの職員数の平均が68.4人に対し、本町においては58.8人であり、人件費及び職員数の適正運用に努めていると

ころであります。

5点目平成24年の作成時と平成26年の作成比較で特徴的な指標の変化についてですが、2点目、3点目のご質問同様、実質公債費比率や将来負担比率が上昇の傾向にあることや財政構造の弾力性を測定する指標で低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使用できる財源が多くあることを示している経常収支比率が平成24年度作成時が83.3%から平成26年度作成時には89.8%に上昇しております。人件費や扶助費、交際費など、縮減することが容易でない経費、いわゆる義務的経費の歳出予算の割合が増加しておりますが、財政構造の弾力性を欠くことのないよう努めてまいります。

6点目の財務諸表について、近隣町村と比較して現段階で特徴的な点があるかについてですが、平成24年度分において公表している県内市町村の中から雫石町と金ケ崎町との比較では、有形固定資産の行政目的別割合比較の教育項目において、雫石町15.9%、金ケ崎町23.5%に対し、本町においては34.4%であり、教育施設を優先整備してきた結果、高い数値となっております。また、行政コスト対公共資産比率においては、雫石町24.3%、金ケ崎町22.2%に対し、本町においては16.4%であり、これは行政コストの割合が低く、効率的な資産活用が図られていることをあらわしております。

なお、新地方公会計制度における財務諸表を公表している団体は、県内で3分の2程度の状況であり、公表基準も示されていない中、指標分析及び他団体との比較は容易ではありませんが、今後平成29年度までに国から全国市町村に対して統一的な基準が示され、それに基づき財政書類等を作成するよう要請があるとのことでもありますので、その際には、統一基準で作成された内容を公表できるものと思われま。

第7点目の本町の財政状況は、中長期的な観点から将来にわたって安定的な運営がなされるかについてですが、今後の財政状況については、人口減少や高齢者人口の増加に伴う課題、国内や地域の経済状況などにより変化する状況であります。また、国や県からの交付金等の財政収入額の大幅な減少など、直接的に財政運営に影響を与えているところであります。

しかしながら、このような状況でも矢幅駅周辺土地区画整理事業、岩手医科大学附属病院移転に伴うスマートインターチェンジ整備事業、周辺環境整備事業など、将来につながる投資を推進し、人口集積や税収確保に結びつけるばかりではなく、地域住民の生命と健康を守る長期的な投資として各種事業に取り組んでいるところであります。

このような状況のもとでは、必ずしも安定的財政運営を確約できるものではありませんが、今後必要とされる各種事業の推進を図りつつ、町の活性化と自主財源の確保に結びつく必要

な投資を行いながら安定的な町財政の経営に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

谷上哲議員。

○7番（谷上 哲議員） 懇切丁寧なご答弁、ありがとうございました。各諸表に基づいた数値の変化、見きわめにつきましても本町独自の懸案事項の推進に伴う理由づけについて理解できる内容であります。

一方、将来展望についても楽観視できない状況下にあるわけですが、町の活性化と自主財源の確保に結びつく必要な投資を行っていくとの評価できる取り組み姿勢と認識をいたします。

そこで再質問の1点目ではありますが、人件費については、これまで効率化を図り、適正な努力がなされてきたと思っております。余りにも低い給与水準では、優秀な人材の確保が難しく、また職員のモチベーションも図りにくいと思えます。したがって、かつて要望したように、一定の給与水準を図り、公正で適正な採用政策に努めていただきたいと思います。

さて、先月の20日、地方公務員の給与制度を見直していた総務省の有識者検討会は、給与水準の引き下げが必要とする中間報告を公表しました。地元の民間企業を上回る水準の地方自治体もあると指摘しております。また、人事院は先月2015年度から国家公務員の基本給を平均2%カットするというふうに勧告し、地方も足並みをそろえるべきと指摘もしております。政府が人事院勧告の実施を決めた場合は、総務省が中間報告に基づき自治体に引き下げを要請すると多くの自治体で給与が減る可能性があり、地方からは、地域経済に悪影響が出るといった反発も出そうでございます。これに関していろいろと物議を醸し出しているわけですが、全国知事会は、先月、全国市長会並びに全国町村会との連名で声明を公表いたしております。格差拡大に加えて給与が減る自治体では、連動して民間の賃下げにもつながりかねないというふうに唱えております。

そこで質問ですが、本町の給与水準は、他の町村に比較してどのレベルに位置づけされているのか。そしてまた、今後どのように考えているのかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいま再質問がございました。他の市町村と比較しましてどのような状況かということでございます。これにつきましては、ラスパイレス指数というのがございまして、決してそんなに高いレベルではないというふうな状況にはございます。今い

ろいろお話がありました。今後国の制度等が変わる、2%引き下げとかいろいろありますが、矢巾町では今までも人事院勧告に沿ってやってきたという経緯もございますので、今後またそのとおりになるのか、あるいは違う形になるのか、それは検討は必要だと思いますが、基本的にはそういう形でやってまいりましたので、今のところはそれに沿って進めていきたいというふうに思っております。確かに地域経済等に与える影響、これも考えなければならぬというふうに思いますが、ただ住民の方々の貴重な税金を給与に充てているというふうなこともございますので、いろんな形で検討しながら今後の給与等考えていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

谷上哲議員。

○7番（谷上 哲議員） 質問の2点目ですが、プライマリーバランスに関してでございます。ことしの6月、岩手県の調べた結果によると、県内市町村の2014年度普通会計の当初予算で新たな借金、新規地方債発行額と借金返済、元金償還額の差を示す基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスは、マイナス44億8,000万円で、3年連続赤字となったと報じられておりました。県内の33市町村中16市町村が赤字で当年度当初より2カ所ふえているということでもありました。さて、本町は、財政調整基金13億9,200万円、28.9%の減、またプライマリーバランスマイナス28.9%と、マイナスに転じているという数値です。私は、数十年来の懸案事項への課題解決に要する費用、事業等の理由があるとは思っておりますが、このマイナス数値だけを見て、いわゆる町民目線という観点からどのように理解すればよろしいかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えをいたします。

先ほど町長の答弁でもございましたとおり、安定的な財源確保あるいは財政運営に努めていかなければならないということですが、一番は、やはり新たな借金をできるだけ少なくしていくことがまず適正な運用になると思っております。町といたしましても、その辺を一番に考えてきてございます。ただ現在ここで投資をして将来に回収できるところ、そういったところにはある程度投資もしていかなければならない部分もございますので、そういった意味で若干今回プライマリーバランス、若干ちょっとオーバーをしたところもございしますが、今後そういったところにも重点的に気をつけながら運営をしてまいりたいという

ふうなことで考えてございます。いずれただ投資をするというのではなく、将来そういった町に還元されるようなそういったもろもろ等を考慮しながら投資あるいは借金等も考えていかなければならないものということで考えてございますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○7番（谷上 哲議員） 次は、町政課題の中長期計画の推進についてでございます。問題意識のないところに進展はなく、計画のないところに実現は難しい。第6次の矢巾町総合計画は、平成27年度の完成年次を迎え、第7次の計画策定に入ろうとしております。この時期に重点政策をあらかじめ掲げ、実現に向けて取り組むことも肝要かと存じます。申し上げるまでもなく、総合計画については、時代背景を勘案の上、総合的な分析から各論に至るまで網羅するわけで、今回はしかし本町の特性を踏まえつつあえて特化した事項を課題とみなして、幾つか提起をさせていただきます。

1点目として、本町の西南地区に住宅団地の造成計画をということで本町は、総面積が少ないが、盛岡都市圏の近郊エリアで自然に恵まれた居住環境を有しております。あくまでも全町的な視点からは、西部地区は商圏人口も少なく、買い物に不便さを来すなど不利な面があります。町内近郊のとれた生活利便性の実現のためにも政治的課題として西南地区への住宅団地造成を計画推進すべしとの観点から所見を伺います。

2点目に、本格的な総合体育館の建設計画をということで、以前県営運動公園の誘致活動が行われました。現在矢巾中学校跡地のグラウンドの活用も行っておりますが、屋内運動施設が不足している現実かと思えます。中長期計画という視点からは、主な屋内スポーツ競技が可能で、公式競技が可能で、相応の応援団、観客席を備えた本格的な総合体育館の建設を計画すべしという観点から伺います。

3点目として、町政推進の基幹的組織の確立、運営をということで農商工連携による6次産業化が言われる背景下、本町におきましては、岩手医大附属病院の移転を初めプラス要因が多いわけです。このような中で新時代の産業振興、雇用の創出、特にも若者と女性を着実に推進するためにも本町を挙げて農商工及び行政が一体となった全体的な一体組織を行政主導で立ち上げ、着実に中長期への道筋を立てて邁進することが肝要と存じ、この件について

伺います。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 町政課題の中長期計画推進についてのご質問にお答えいたします。

1点目の本町の西南地区に住宅団地の造成計画についてですが、本町の西南地区に位置する不動地区は、市街化調整区域に位置し、さらに大半が農業振興地域の農用区域となっていることから、基本的に農業の用に供するものに土地利用が制限され、住宅や店舗、工場などの建築が規制されている現状であります。このことから、市街化区域と比較して、買い物においても不便が生じ、地域格差を感じることも理解をしているところでもあります。しかしながら、調和のとれたまちづくりのためには無秩序な開発を防ぎながら計画的な土地利用を図っていくことが大変重要であります。こうした中において、これまでも地域の実情に合わせた基盤整備や居住環境整備に努めてきたところではありますが、今後におきましても農業後継者の定住化を促進すべく農業の振興を図りつつ、さらなる地域の振興策について地域の方々とともに知恵を出し合い、見出していきたいと思いますと考えております。

2点目の総合体育館の建設計画についてですが、本町の屋内運動施設の現状としては、町民総合体育館、学校施設として小学校4校、中学校2校、盛岡地区勤労者共同福祉センター、矢巾地区農業構造改善センターの9施設の体育館があります。このうちご提言がありました主な公式競技が可能で対応の応援団、観客席を備えた体育館に該当する施設としては、全ての競技に対応とはまいりませんが、町民総合体育館があります。町民総合体育館に加え、新たな総合体育館の建設は、多大な経費を必要といたしますことから、平成25年第2回定例会で3番、村松信一議員の一般質問にお答えいたしましたとおり、新たな総合体育館の建設については考えておらず、紫波町との間で締結しております紫波町・矢巾町における公の施設の使用に関する協定書に基づき、これを有意義に活用した中で不足分を補完してまいりたいと考えているところであります。

また、体育施設の不足については、本町だけに限った課題ではなく、盛岡広域においても同様な課題を抱えた市町もあることから、去る5月1日に開催されました盛岡広域首長懇談会において、希望郷いわて国体開催後も見据えた地域課題の検討として国体専門部会の所管事項に国体関連事項だけでなく、広域連携によるスポーツ推進体制の検討を加えることとし、7月9日に開催された国体専門部会で広域市町の住民がスポーツ施設を共有する仕組み、効率的かつ効果的なスポーツ施設の配置等の検討について取り組むこととしておりますので、今後盛岡広域首長懇談会、国体専門部会の検討内容についても注目し、今後の参考にしてま

いりたいと考えております。

3点目の新時代の産業振興、雇用の創出を着実に推進するための農商工及び行政が一体となった基幹的組織の確立、運営が必要ではないかについてですが、農商工連携による6次産業化については、農産物の付加価値を高め、農業者の所得を向上させるとともに、本町商工業全体の活性化にもつながるものであり、本町の産業振興を推進する上でも必要不可欠なものと考えております。

町内における6次産業化の状況については、3ちゃん矢次及び室岡営農組合の2つの組織が6次産業化法に基づく認定事業として農林水産大臣からの認定を受け、それぞれ平成25年度にみそ加工施設を整備し、これに対する町単独の補助を行うなど、必要な支援を行っているところであります。このような6次産業化への取り組みに関する機運の醸成並びに環境整備を図るため、女性や若手農業者、営農組織、産直団体等の農業者はもとより商工業者にも対象を広げた6次産業化推進セミナーを昨年度から開催し、6次産業化を進める上での基礎知識から商品開発等の専門的な分野に至るまでの構成により6次産業化への動機づけのための研修機会を設けているところであります。本研修を契機に少しでも多くの農商工業者が取り組みの意義を体感するとともに、具体的な行動につなげ、ひいては6次産業化への起業化が加速化することにより、町産農林作物の高付加価値化並びに農家所得の向上が図られるよう今後とも必要な環境整備に向けた支援を行ってまいります。

また、今年度で第3回目となりますゆくたがりの夕べや商工会及び町内飲食店との連携による創作料理の試作など、矢巾町農林産物特産品委員会等既存組織をフル活用し、あらゆる機会を捉え町産農作物及び6次産業化に係る特産品を積極的にPRし、販売促進を図ってまいります。このように農商工連携による6次産業化への取り組みを通じ、農商工業者はもとより、町及び商工会等が連携を密にし、官民一体となった産業振興に向けた推進体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

また、ご質問の新時代の産業振興、雇用の創出を着実に推進するための農商工及び行政が一体となった基幹的組織の確立、運営についてですが、農商工関係者からなる目的別のさまざまな組織が独自あるいは連携しながら関係機関・団体も参画し、活動を展開しており、行政としては最新情報の提供や農商工業者の方々が希望する場合は、研修会及び講演会等を行い、環境づくりに努めており、さらに意欲を喚起する手法については、検討の余地がありますが、新たな組織を編成することにつきましては、今のところ想定しておらないところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

谷上哲議員。

○7番（谷上 哲議員） ご答弁ありがとうございました。第7次の総合計画策定に際しましては、先ほども申しましたけれども、当然ながら今日的な時代背景を勘案して、いわゆる人口減少が懸念される状況下での施策や総合福祉、さらには常態化した実践項目、とりわけ公共施設の計画的な改築など、基本項目が網羅されると理解はしております。そうした本町の特性を踏まえながらも、あえて先ほど申し上げた、特化した事項を課題とみなして提起をしたわけでありまして。1番目に掲げた本町の西南地区に対しての住宅団地の造成計画、具体的には旧不動村、とりわけ室岡地区を拠点とした住宅造成をかんがみてはということ、つまり人口集積を人為的に図ってはということです。

それで土地利用の計画を進めるに当たりましては、第6次矢巾町総合計画基本構想の中にその計画が示されております。また、基本計画の中でも第3次の国土利用計画、矢巾町計画、また矢巾町都市計画マスタープランの中でもおおよそ示されているということは理解しております。また、マスタープラン自体が市町村が定める都市計画は、県の都市計画マスタープランに即するというふうなことにもなっています。

ただし、今まさに中長期視点という観点から政策課題として取り上げてはどうかという視点です。前述の基本構想推進には、広域市町村との連携項目として盛岡広域都市圏を構成する一員として担うべき機能や役割を明確にし、周辺市町村と連携を図っていくということも盛り込まれております。また、地方中枢拠点都市圏について、本年度はモデル事業として本県では、盛岡市が総務省のモデル事業に決まったわけです。いずれこの実施についても連携協約が締結されることが前提になりますけれども、こうした枠組みの中でも本町は県内市町村と比較して狭い面積ではありますが、盛岡都市圏と隣接し、その有利性をメリットとして遡及していくべきと考えます。

この意図するところは、先ほど述べた地域においてコンビニとか小さな小売店さえなくなり、買い物難民と言われるような通常生活に不便を来す現象が進行するということです。こうした事態は、申し上げるまでもなく、出店しても採算がとれないから出店しない。一方この人口減少に拍車がかかれば、他地区の前例に見るようにいわゆる学校の統合や廃校といった事態も招きます。そしてその生活不便さも助長し、あわせて社会資本が無駄になってまいります。そうしたことが予測され、懸念される状況をまさに政治的に解消して、町内どこに

住んでも平均的な生活、利便性が味わえる環境の醸成を図るべきと考えます。こうした発想、着眼点は、どこの地域にも当てはまるとは思っておりません。本町は比較的狭い面積ながら先ほど申したように、盛岡都市圏の隣接、近エリアという最大の強みがあるかと思えます。あくまでも中長期的視点で人為的に取り組むべしと。あえて人為的と申しますのは、人が人のために是が非でもという思いを込めたからであります。これもあれもではなく、政治的、戦略的観点からこうした取り組みを考えていってはいかがかということで、町長のご所見を伺いたいと思えます。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えをいたします。

今さまざまなご提言等をいただきまして大変ありがとうございます。いろいろこれまでも町長の答弁にもございましたとおり、町の発展のためには、それぞれの土地利用におきましても役割分担を持ちながら調和のとれたまちづくりが必要であろうということでこれまで取り組んでまいったところでもあります。そうした中で土地利用の中でさしづめ先ほどありましたとおり不動地区、あるいは西部のほう等につきましての開発のご意見もございましたが、いずれ総体的に言いまして市街化調整区域と、こうなっております、いろいろ土地利用の規制がございますが、そういった不便といいますか、そういったことを感じていることもあるかと思いますが、ただそういった中でもそれぞれ谷上議員さんもおっしゃったとおり、町内にいたときには、同じような生活レベルあるいはそういったようなところのことも必要であろうということでさまざまな基盤整備等においては、それぞれの地域に合った整備等を行ってきているところでもございます。

そういった一環といたしましては、例えば農業地域の振興のために圃場整備事業等にさまざまな事業費を投入した経緯もございます。そしてやはりまちにおっても、あるいはそういった農業地域におっても水洗化あるいはそういった利便性のあるまちづくりも必要であろうということで公共下水にかわりまして集落排水事業等、そういった生活の利便性の向上のためにそういった地区に合ったそれぞれの整備等にも事業費を投入してきているところでもございますので、そういった均衡あるまちづくりには取り組んできている考えでございますので、その辺のところをご理解をいただきながら近郊あるまちづくりに努めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

谷上哲議員。

○7番（谷上 哲議員） 2点目として、総合体育館の建設計画に関してであります。これについても先ほどご答弁をいただきました。その内容は、例えば紫波町の体育館と本町の田園ホールなど、同じ条件で相互利用を図るといふ、いわゆるこれまでも何回も聞いた内容でございます。最近また盛岡市と周辺市町、先ほど述べた地方中枢拠点都市圏ということで協議をしていく、この市町村との共通利用についても答弁がございました。しかし、交通手段を持たない人や、そこまでの距離、時間の問題など、難しい問題も多いと思います。ここではあえて中長期、つまり5年、10年、15年の計画検討の際にという前提で述べたわけです。見方によっては、相当の経費を要するという事は百も承知で、あえて非日常的な課題を提起させていただきました。公認競技の可能な本格的総合体育館とすべきという背景は、県内の主要市町村では、既に運動公園もかなりつくられました。しかし、本町の面積は狭く、かつて県営運動公園の誘致計画があったわけですが、岩手国体も北上市がその役割を果たすなど、当面実現が難しいと言わざるを得ない。総合運動公園をつくるべしということはおいて、本町の面積は、やはり平泉に次ぎ小さく、一方、既に岩手医大の用地に加えて附属病院に充当する面積も18万平方メートルに及ぶ、そうしたことから、あれもこれもという状況にはないと思います。

また、そうした中でも冬期間冬場の利用効率が見込まれ、平月でも利用変動が高く見込まれ、先ほどご答弁にあった屋内施設、それぞれもかなりフル稼働しているところが多いわけです。そして、これに対する要望も多いわけで、あえて本格的総合体育館の建設計画と提起しました。申し上げるまではないと思いますが、本町は中学校で屋内競技といえばハンドボールやバドミントンが秀でた力を発揮しておりますし、述べるまでもなく不来方高校におきましても、とりわけハンドボールが全国トップクラスの成績をおさめております。

例えばということで、数年前インターハイが岩手で開催されまして、その主会場が花巻の総合体育館でした。その年は、岩手代表として当然不来方高校と盛岡一高が代表として出ておりまして、いずれの試合も地元の高校の大勢の応援団と、それから観客でにぎわい、もちろん本町の多くの方々も観戦をしていました。

あえて中長期計画ということで一点豪華主義で応援席も備えた公式競技ができる総合体育館という視点でございます。社会教育施設としても有益な資産となり、長期間使用することで全国レベルの競技も子どもたちが身近に感じることができ、ひいてはスポーツ人口の拡大も図られるというふうに思います。今回の岩手国体では、屋内競技としては、花巻、

北上、奥州市、一関、東山町の体育館で行われます。その状況をかいま見ることができます。改めて投資計画を企てるべしという件に関して見解を再度伺っておきます。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） それでは、私のほうからお答えを申し上げます。

いろいろ今ご提言、ご意見を賜ったわけでございますが、内容も中長期的にぜひ検討すべき、考えるべきだというようなご提言だったわけございまして、今第6次の総合計画後期計画の中では、それが入っておらないわけでございます。したがって、やはりこうした大きなお金もかかる施設でございますので、次期総合計画でいろんな方々のご意見をお聞きしながら、やはり検討すべき事項というように捉えておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

谷上哲議員。

○7番（谷上 哲議員） 3点目として、町政推進の基幹的組織の確立、運営に関してであります。

町政とは言いましても、ここでは主に農商工連携を中心とした本町の産業政策の推進、雇用の創出という経済面での活性化を主眼とした前提の話になります。昨年12月にも道の駅を指向した本格的な産直施設の建設による集客を図るとか、医大の附属病院と共生する活性化策についても触れました。これら最も資本主義、自由主義経済なので、全ては当事者が自発的に行動すればいいのではないかという見方もあります。いろんな地区を見ますと、町政を取り巻く情勢が厳しくなって、どうしようもなくなった時点で団結し、一丸となって対応する後処理の地域事例もかいま見ます。ここでは、むしろ発展性を開知し、さらなる発展を期すべく、むしろ期待感さえ抱ける本町だからこそ関係機関、団体が一丸となって発展を期すべくまとまった組織、とりわけ農業、商業、工業、あえて現存する団体名に置きかえますと、JAいわて中央とか、矢巾町商工会、そして行政が一体となった組織を構築して、共有できる課題に対応していくべしというふうに考えるわけです。

先ほども述べましたけれども、比較的狭い面積の本町で医大及び附属病院という事業機会、これはまさに千載一遇のチャンスとも言えます。使用面積が数十ヘクタールで1,000を超える病床の数、そして開業後は、約1万人超の交流人口も見込まれておりますので、まさに想像を絶するキャパシティと言っても過言ではございません。これに全対応することが本町の効率面あるいは経済面からも発展につながる手法であるということは、疑う余地がございま

せん。例えば病院で消費する食材に本町産を地産地消として優先利用を図ってもらうなどなど、これにつきましても個々の団体が交渉したのでは、受け手の立場に立った場合、混乱を招き、当初の期待効果は得られるはずがございません。そうした観点からもあくまでも長期的視点に立ち、行政主導で総合的な組織を立ち上げ、ざっくばらんに協議をしながら本町発展を期した共有課題について着々と取り組む体制、これは取り組まない5年後よりは、取り組んでいる結果は、おおよそ非常に極めて有効な姿になるのであろうというふうに思いまして、改めてこの件に関してご見解をお聞きしたいと思っております。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えをいたします。

さまざま医大等の関連で交流人口がふえると、そういったことをまさに町のほうに有利にということでのご提案もございました。そういった統合的な組織をつくって対応していったというふうなことでございますが、いずれこれまでも医大さん、特に医大さん等につきましては、そういった食材の納入等につきましても関係機関と連携をとりながら、そういったところに当たってきた経緯もございます。間違いなくそういったことは取り組むように努力をしまいたいと思っております。

現在につきましては、そういった形で取り組みをさせていただいておりますので、今後そういったもろもろのことも加味しながら、検討しながら進めてまいりたいと思っておりますが、現時点ではそれぞれの担当部署とかで連携をしながら進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上で7番、谷上哲議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時15分といたします。

午前11時06分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

次に、3番、村松信一議員。

第1問目の質問を許します。

(3番 村松信一議員 登壇)

○3番(村松信一議員) 議席番号3番、村松信一でございます。これより一般質問を行います。

第1問目、平成25年8月9日の豪雨対策についてであります。昨年8月9日の集中豪雨で大きな災害に見舞われた河川や道路、ダムなど施設について一日も早い復旧を望むものであります。今後の災害に対する対応策、そして未然防止の面からそれぞれお伺いいたします。

1点目であります。保養センターの再開に当たって周辺も含めた矢巾温泉郷の方々に対する災害時における避難誘導など、南昌行政区の地域防災計画との整合性が図られているのかお伺いをいたします。

2点目であります。被災家屋の浸水の苦情、被災農地の農業者からの相談などについて、その対策をどう講じたのか。また、1年を経過した現在、相談、苦情について未解決のものはあるのかお伺いをいたします。

3点目であります。町内河川の洪水による被害の状況について、その状況判断から今後改修が必要と捉えている河川名と、その対策について、以上3点お伺いいたします。

○議長(藤原義一議員) 川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 3番、村松信一議員の平成25年8月9日の豪雨対策についてのご質問についてお答えをいたします。

1点目の保養センターの再開に当たって、周辺も含めた矢巾温泉郷の方々に対する災害時における避難誘導等、南昌行政区の地域防災計画との整合性が図られているのかについてですが、南昌行政区では、今年度避難訓練や防災講話などの機会を設け、自主防災組織の設立を行っておりますが、その行政区独自の防災計画は特になくともあり、矢巾温泉郷周辺に対する避難誘導計画等については、特に定めはございません。矢巾温泉郷ということでもあり、今後地域の自主防災組織や温泉を含めた周辺の施設とともに、その対応について協議を進める必要があるものと考えております。また、町といたしましても、土砂災害情報などの気象情報をもとに、早目の避難準備、避難勧告情報などを広報車及び岩手中央農協の有線放送を初めとしたあらゆる広報手段を用いながら、早い段階での避難につながる情報提供に努めてまいります。

2点目の被災家屋の苦情、被災農地の農業者からの相談などへの対策と、現在相談、苦情

等について未解決のものはあるのかについてですが、被災家屋につきましては、被害当日より消毒や水害ごみの回収、ボランティアによる流入土砂の除去作業、保険手続を迅速に行えるよう罹災証明を速やかに発行するなど、対応をしたところであります。また、町税、水道料金の減免、児童・生徒への教科書の支給や各種義援金、支援金を配分なども行ってまいりました。

こうした支援等により、発災当初あった要望などにつきましては、現在においては特段なく未解決のものは道路や橋梁などの施設の災害復旧を除いてはないものと捉えております。また、農業者からの相談などについては、豪雨災害発生以降畦畔崩落や農業用排水路の補修等、数多くの相談や要望がなされましたが、町が直接施工するもののほか、土地改良区あるいは農地・水保全管理支払交付金活動組織による復旧活動を行ったことにより、現在は相談、苦情等については、特にはない状況にあります。

3点目の町内河川の洪水による被害の状況について、その状況判断から今後改修が必要と捉えている河川名と、その対策についてですが、町内を流れている河川は、国管理である1級河川北上川を初め県管理である1級河川見前川、芋沢川、岩崎川、大白沢川、太田川、そして公共土木施設として町で管理している向田川、水無川、岩崎川、新川、小白沢川、逆堰があります。

昨年の大雨では、県管理であります見前川、芋沢川、岩崎川、大白沢川、太田川と、町管理であります向田川、煙山ダム上流部の岩崎川に大きな被害があり、県及び町の災害復旧事業において復旧を実施している状況であります。また、新川、小白沢川、逆堰につきましても、小規模ではありますが、のり面の崩壊などが発生したことから復旧工事を実施したところであります。

昨年の大雨の状況から改修が必要と捉えている町管理河川は、向田川上流部であり、現在測量設計を進めているところでありますが、改修までには時間を要することから、降雨時などのパトロールや状況を見てしゅんせつなどの対策を講じているところであります。また、県管理河川及び町管理河川の支流部分においても被害を受けた箇所があることから、周辺土地利用の状況を踏まえ、順次改修を進める計画としております。なお、県管理河川である岩崎川については、床上浸水対策特別緊急事業として、本年4月に国の事業採択を受け、進めているところでありますし、太田川、芋沢川につきましては、事業継続しております基幹河川改修事業で整備することとなっておりますので、町としては早期完成を今後も強く要望してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○3番（村松信一議員） 何点かございます。まず1点目であります。南昌行政区の自主防災組織と矢巾温泉郷等が一体となって考えることが地域防災計画と私は考えております。ご答弁にもありましたように、今後地域の自主防災組織や温泉を含めた周辺の施設とともに、その対策について対応について協議を進める必要があるとの考えでございますが、町内の各防災組織におきましても地域周辺の施設なども一緒に考えた防災計画を進める必要があると考えますが、現在各地域において、防災組織が設置されておりますが、各地域の防災計画の中に地域内施設も含めた計画がされておりますでしょうか伺います。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

各地域の防災組織の中に防災計画があるかということでございますが、昨年8月9日発生しました大雨洪水の被害、矢巾町でも山沿いの関係ですが、矢巾町でも小規模ではありましたが、がけ崩れ等が発生をしておりました。ご存じのように8月には広島のほうで、本当に集中的な雨で大きな災害があったということで、矢巾町でも他人事ではないなというふうな認識を新たにしたところでございます。

こうした中で地域で防災計画をとということでございますが、国のほうからは、現在強制ではありませんが、各防災組織でもその計画をつくるようにというふうなお話があります。話がありますが、ただ最近できた組織もあります。そういったこともありまして、なかなか計画書までまとまっているというふうな組織はまずほぼないだろうというふうには考えております。ただ、その計画書がなくても、地域の皆さんがいろいろ集まって何らかのこういった場合はこうしようというふうな話し合いはされているというふうに思いますので、そういったところを尊重しながら活動していただければというふうに思います。

南昌地区のように、いろいろ福祉施設あるいは病院もあります。不特定多数の方が泊まります温泉施設もありますので、こういったところは、山にも近いということもありますので、当然南昌行政区の防災組織とともに、そういった計画、当然ないよりはあったほうが当然いいというふうにも思いますので、今後そういったところを計画に盛り込むというふうな、そういった町のほうでもいろいろ相談に乗ってあげるとか、アドバイスあるいは分署等からもアドバイスをいただいて、そういった方向に進めていくということは必要ではないかなとい

うふうに思っております。

たしか高田1区さんだっと思いたしますが、地域懇談会にお邪魔したときに、あそこでは北高田保育園と独自に協定を結んでいるというふうな話もちょっと聞きました。大雨の際は、頑丈な建物ですので、2階のほうに住民の方々が避難できるようにということで、そういったことも独自にやっているところもあるようでございますので、ただそれがちゃんとした計画書になっているかといえば、ちょっと確認はしておりませんが、なかなか少ないのではないかなというふうに思っております。今後そういった計画書作成等に向けていろいろこちらでも指導していきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

村松信一議員。

○3番（村松信一議員） 引き続きですが、計画書がないということですから、マニュアル策定とかもしていないだろうと思いたしますが、実際はあそこには高齢者介護施設などもあります。災害弱者と言われる、こういう方々の対策はどうなっていますでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） 災害弱者ということでお話ありましたが、不特定多数の方々が来る温泉とか、そういった福祉施設、病院等につきましては、消防法で決められている、いわゆる地震とか火災があった場合を想定して避難訓練を行うというのは、年に2回というふうには、これは法律で決まっております、そのような形で行われていると思いたしますが、この土砂災害を想定してというふうなことにつきましては、特に、今法律等も改正しようとする国の方ではしているようですが、ちょっと盛り込まれていないのではないかなというふうに思っております。そういった中で今のご質問でございましたが、先ほどとも重複いたしますが、今後、やはりそういった避難訓練、それは必要だというふうにも思っておりますので、先ほどとも申し上げましたが、地元とも連携しながらその辺の対応は協議してまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

村松信一議員。

○3番（村松信一議員） 2点ございまして、2点まとめて再質問させていただきます。昨年の災害農地につきまして、水路などから泥水や雑物が流入しまして、冠水しました圃場につ

きまして、本年度の夏は長雨のこともありますが、イモチ菌やヒエの種などの流入によりまして、これらの圃場にことしはイモチ病やヒエの発生が多く見受けられるとのことでありますが、これらは昨年8月9日の災害の影響と考えられますでしょうか、これは1点目であります。

それから、2点目であります。県管理ではありますが、先ほどの答弁ございました県管理ではありますが、大白沢川の白沢と北郡山の境付近について、常に大雨洪水のときには、圃場や家屋の浸水が発生いたします。この場所の水害対策はどのように考えているのかお伺いいたします。白沢4地割及び北郡山9地割付近でございます。2点お伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

1点目につきましてでございますが、昨年の豪雨災害に伴う直接的な因果関係につきましては、承知はできませんけれども、今通常的なものでは、直接的なものはないのかなというふうに感じておりました。特にも梅雨明け宣言後の曇天続きと、あとは高温ということによりまして議員おっしゃいました病虫害の発生しやすい状況の部分の中では、県なりのほうから病虫害情報等につきましては事前に出てきておったわけございまして、それでイモチ病につきましては、若干発生している部分も聞いておりますけれども、農協等におきまして、それらの事前対策を踏まえまして、防除につきましては周知しておったところでございます。

次に、2点目の関係でございますけれども、白沢の大白沢関連関係の部分につきまして、おっしゃる部分につきましては、排水路の関係があるのかなということもありまして、お答えさせていただきたいと思っておりますけれども、町道の白沢の公民館、コミュニティ施設のほうから東のほうに行きますと、町道の赤沼白沢線、そちらのほうに行きまして、地下道をくぐる前の南のほうに今度行く町道があるわけでございますが、羽毛線、その部分に行きまして、大白沢にかかっている橋梁があるわけですが、その部分の横断につきまして、全体的に排水路の流れがちょっととまっている部分があるということも地域のほうの要望もありまして、そこを現地調査いたしまして、それでことし3月だったかと思いましたが、農業関係の事業で改修しまして、下流部分の流れをよくするために拡幅整備をしたところでございます。しかしながら、その後の、幸いにも災害的な部分はなかった、豪雨的なものはなかったわけでございますが、その状況につきましては、まず何もないわけでございますけれども、そういう状況になっておったところでございます。一応改修的なものにつきましては、できる範囲ではやっておったと認識しております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○3番（村松信一議員） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

児童・生徒の安全に関する取り組みについての質問であります。昨年及び今年度の教育行政方針の中で学校生活におけるいじめなどについて、日常の生活状況を的確に把握し、未然防止に努め、学校いじめ防止基本方針を策定するとありますが、本町の小中学校の児童・生徒におけるいじめ問題、不登校についてお伺いいたします。

1点目であります。いじめ防止基本方針の内容と取り組み状況についてお伺いいたします。

2点目であります。いじめ未然防止、早期発見、早期対応のため、教育相談体制の整備状況といじめの実態把握のためアンケート調査は実施しているのかお伺いいたします。

3点目であります。スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーなどの配置状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

4点目であります。インターネットを通じて行われるいじめが全国的に問題となっておりますが、本町の小中学校の実態はどうなっているのかお伺いします。

それから、5点目であります。本町の小中学校における不登校の児童・生徒は、過去10年間の推移はどのようになっているのかお伺いいたします。

6点目であります。不登校の児童・生徒を支援する取り組み状況はどのようになっているのか。

以上、6点お伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 児童・生徒の安全に関する取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目のいじめ防止基本方針の内容と取り組み状況についてですが、いじめの防止等の取り組みを学校、家庭、地域住民、その他の関係機関との連携のもと、町全体で円滑に進めていくことを目指し、全ての子どもの健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を目的として、矢巾町いじめ防止基本方針を策定いたしました。

内容としては、いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項として、基本理念

や基本方針策定の目的、いじめの定義及びいじめ防止等に関する基本的な考え方を、またいじめ防止のために町が実施する施策や学校が実施すべき施策、重大事態への対処などについて定めております。また、町内各小中学校においても、学校いじめ防止基本方針を策定し、迅速かつ適切にいじめの問題等に対処することとして、子どもを加害者にも被害者にも傍観者にもしない考え方を基本とした取り組みを行っております。

このいじめ防止基本方針に基づき、これまで同様にいじめは決して許されない行為であるとともに、いじめられている子どもがいた場合には、最後まで守り抜き、いじめをしている子どもには、その行為を許さず、毅然として指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであることを十分認識の上、その防止と対策に当たっているところであります。

2点目のいじめの未然防止、早期発見、早期対応のため、教育相談体制の整備状況といじめの実態把握のためのアンケート調査は実施しているのかについてですが、各小中学校におけるいじめの未然防止への取り組みは、学級内の人間関係づくりなどを日常的に観察することはもちろんのこと、担任による学期末の教育相談やいじめを含めた生活アンケート調査を行うなど、いじめはどの学校にもどのクラスにも、どの子どもにも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう学校全体としても児童・生徒一人一人の状況把握に努めるとともに、各学校において、教育相談体制を整えております。

3点目のスクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等の配置状況はどのようになっているのかについてですが、スクールカウンセラーは、非常勤講師として週1回、年間で35日、全中学校と煙山小学校、矢巾東小学校に配置しております。また、徳田小学校と不動小学校については、年間6日間配置しており、加えて緊急を要する場合には、県のスクールカウンセラーを要請する体制も整えております。学校と他機関をつなぐ役割を果たすスクールソーシャルワーカーについては、配置しておりませんが、町教育研究所が行っている教育相談がその役割を果たしているところであり、子どもや保護者等の悩みを積極的に受けとめることができる教育相談体制を整備しております。

4点目のインターネットを通じて行われるいじめが全国的に問題になっておりますが、本町の小中学校の実態はどのようになっているのかについてですが、インターネットによる中傷等の問題は、昨年度で2件発生しておりますが、いずれも早期に対応し、解決しております。いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処が前提であり、全ての大人が連携し、子ど

ものささいな変化に気づく力を高めることが重要で、町内小中学校では、保護者を含めた情報モラル研修会を行うなど、未然防止指導に取り組んでいるところであります。

5点目の本町の小中学校における不登校の児童・生徒数の過去10年間の推移は、どのようになっているかについてですが、年間30日以上学校を欠席した小学校における不登校児童数は、平成16年度に2名、平成17年度、18年度はゼロ、平成19年度に2名、平成20年度に3名、平成21年度はゼロ、平成22年度に2名、平成23年度に1名、平成24年度はゼロ、平成25年度は2名と、ここ10年間では、年度ごとにゼロから3名で推移している状況です。また、中学校における不登校生徒数は、平成16年度に27名、平成17年度に24名、平成18年度に20名、平成19年度に14名、平成20年度に14名、平成21年度に15名、平成22年度に17名、平成23年度に13名、平成24年度に9名、平成25年度は14名と、ここ10年間の推移は減少傾向にあります。

6点目の不登校児童・生徒を支援する取り組み状況はどのようになっているのかについてですが、不登校児童・生徒への対応は、学級担任だけではなく、学年や学校全体として現状把握、情報共有を行い、学校、家庭、教育関係機関との連携を図りながら不登校対策に取り組むとともに、町教育委員会としては、適応支援員を配置し、サポートしております。

また、何らかの原因、理由で欠席が長引いている児童・生徒については、町の通級適応指導教室こころの窓に入級を勧め、基本的な生活習慣の形成や交友関係の持ち方、考え方等を振り返ることで不登校による不安定な状況が解消されるような支援を行っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○3番（村松信一議員） 再質問は数点ございますが、関連しておりますので、まとめて再質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、いじめ防止基本方針についてであります。いじめが原因と思われる自殺などが多く報道されておりますが、いじめによりまして児童・生徒の命や体に重大な被害があった場合、学校や教育委員会はどのように対処いたしますでしょうか、これ1点目です。

それから、2点目はインターネットについてであります。スマートフォンやインターネットによるさまざまな問題が起きていると聞きますが、学校外で起きている問題ではありますが、今後学校として、あるいは教育委員会といたしましてどのように対処していくのか伺います。これ2点目。

3点目であります。不登校についてであります。不登校の児童・生徒は、なかなか減少しないようではありますが、今年度の不登校児童・生徒に対する抜本的な解決策はないのかどうか伺いたします。

それから、いじめのカードについてであります。いじめ相談カードが児童に配布されておりますが、これらの相談につきまして町内の児童と思われる子からその電話があった場合、矢巾町の教育委員会には、この電話は県のほうに行くようになっておりまして、それで矢巾町と思われる子からもしそういう電話があった場合、矢巾町と思われる子がいた場合、矢巾町の教育委員会には、どのような形でフィードバックされるのか。また、このカードは町内の児童・生徒には、どのように配布されましたでしょうか。

それでこのカードによって相談が過去に何件くらいあり、どのように対応したのか伺います。

以上であります。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

4点あったと思いますが、1点目、いじめについてでございます。重大事態が発生した場合は、どのようにするかということでございますが、まず重大事態が発生した場合は、調査しなくては行けませんので、調査主体が学校なのか、教育委員会なのか、その事案によりまして判断をしまして、次にはその調査の公平性、中立性を確保して、その調査を行います。調査によって明らかになったいろんないじめ等の事実関係につきましては、事実関係やその再発防止について調査で明らかになったことにつきましては、いじめを受けた子どもや、その保護者に対して適時適切な方法で説明を行うこととしております。情報などの提供に当たっては、当然他の子どもあるいは本人のプライバシー保護には、十分配慮するとともに、関係者の個人情報にも配慮して適切に情報することとしております。さらに、最終調査の結果につきましては、教育委員会のほうから町長のほうにも報告することとしております。

2点目のインターネットの関係の問題ということですが、どのようなことかということですが、矢巾町のほうでは、学校や子ども、それからPTA、警察関係等が一堂に会する子どもを守る対策会議というものを毎年開催しておりまして、今年度も9月22日に開催することとしております。今回は、ネットトラブルから身を守るための携帯電話等の使い方、あり方等について意見交換をして進めていこうということとしておりまして、今さまざま中学校等々では、携帯電話、スマートフォン等で問

題も若干出てきているところでありまして、学校としてもいろいろ対応を考えていまして、スマートフォン、携帯電話を持つこと自体がどうなのかなということを経験的なところから検討しておりまして、教育委員会としては、その会議の中で小中学生に携帯電話やスマートフォンを持たせないというような基本方針をもって対応していきたいなというふうに考えております。

ただもう既に持っている児童・生徒もかなりおりますので、そういう子どもたちに対しては、学校には持たせない。あるいは悪口、いじめはさせないとか、フィルタリングは必ず行うなど、家庭で指導していただくように進めていきたいと考えております。

さらに、家庭での使用についてルールを決めて、使用場所、使用時間、それから有料サイトとか会員登録のときは親に必ず話をするとか、そういうようなことを各家庭でルールを決めて使用していただくように取り組もうと思っております。そのルールを守れない場合は、当然取り上げるなり、一時預かりするような形で対応していただくように今後進めていきたい、その会議の中で町全体として取り組んでいこうというふうな考え方を持っておりますので、今後それぞれ進めていきたいと思っております。

続きまして、不登校についてということで、なかなか減少しないというか、毎年出てきているわけですが、30日以上欠席者ということになりますと、月3日休むと、まず12カ月ですので、30日は超えるわけですが、全くの不登校というか、1日も来ないという子どもは余りというか、ほとんどいなくて、月に1週間とか10日とか来ないとか、気が向いたら来るという方がおります。ということで、そういう方々に対応しなくてはならないことになっております。

本年度につきましては、小学校が1人、それから中学校は10人で計11人おります。それぞれ連絡、家庭訪問等定期的に行って連絡をとっております、病院にかかる子ども等もおりますので、そちらのほうとも相談しながら学校に向くように説得したり、対応しております。なお、こころの窓のほうに通級等も勧めておりますし、毎日ではなく来る子どもたちについては、サポートルームにおいて適用支援員さん等が対応して学校に毎日来られるようにということでいろいろ相談に乗ったり、話を聞いたり、勉強を教えたりということでやっております。

それから、いじめ相談カードの点につきましては、こちらにつきましては、カードの配布の対象は、全児童・生徒、小学校1年生から中学校3年生までとなります。小学校1年生には、4月の入学時点で配布になっておりますし、そのほかにつきましては、8月の下旬

にカードが教育委員会のほうに来ますので、そちらのほうを教育委員会から学校を通じて配布しております。それから、そのほかにも予備が来ますので、各学校と、それから教育委員会の窓口等に配架してありまして行っております。

それから、フィードバック、矢巾町へのということですが、これにつきましては、当然守秘義務がありますので、余りそういうものは来ないのですが、重大事案が発生した場合について、個人等が特定できる場合は、教育委員会あるいは学校のほうに連絡等があることにはなっております。ただし、本町では今のところそういう事案は発生しておりませんので、連絡等受けておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第3問目の質問を許します。

○3番（村松信一議員） 3問目の質問であります。森山パストラルパーク多目的公園構想についてであります。町の中央に位置し、自然豊かな展望のすばらしい森山パストラルパークは、近年整備の効果もあり、訪れる方も多く、生徒のクラブ活動の場、住民ウォーキングコース、オープンスペース確保による災害時の避難場所としてさまざまな利活用が考えられますが、色彩豊かな町民憩いの場とするため、アジサイ、ユリ、バラなどの花壇設置、園路整備、休憩施設、ベンチ、ブランコ、看板設置や徳丹城までの町民健康ウォーキングコースとして整備するなど、多岐にわたる利活用の面から森山パストラルパークを多目的公園として整備する考えはないかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 森山パストラルパーク多目的公園構想についてのご質問にお答えいたします。

森山パストラルパークは、町民の憩いの場として整備することを目的に、平成7年1月に用地を取得したものであります。森山パストラルパークの整備にあつては、隣接する地域の行政区長を含む森山パストラルパーク整備計画花木オーナー制度推進委員会を設置し、委員のご意見を賜り、整備計画を策定し、地域の方々のご協力をいただき、順次整備を進めてきたところであります。

主な整備内容といたしましては、樹木の伐採、桜の苗木植栽、散策路及び階段整備、芝植栽、展望台改修及び塗装工事、トイレ設置、駐車場整備、街路灯設置、案内看板設置などを

これまで実施し、特にも桜の苗木の植栽にあつては、一般町民や各種団体がオーナーとなり、植栽後の維持管理も定期的に行っているところでもあります。近年は、これまでの整備の効果もあり、訪れる方々も増加したものと実感しているところでもあります。

ご質問の多岐にわたる利活用の面から、森山パストラルパークを多目的公園として整備する考えはないかについてですが、現時点におきましては、これまで整備した施設等の維持管理を図り、中学生の部活動や住民のウォーキングの場として活用していただきたいと考えております。

また、ことしの刈り払い作業に合わせ、初めて開催された白沢住民自治会主催による桜まつりのように多くの住民が訪れ、新たな交流が生まれるようなイベントなどにも活用いただきながら、当面は現在の施設を有効活用し、町民の憩いの場として今後も親しまれるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○3番（村松信一議員） 再質問1点であります。それから、最後に意見を1点申し上げたいと思います。

まず企画財政課長にお伺いしたいと思います。他市町村と比較いたしまして公園面積の少ないと言われております本町におきまして、将来の森山パストラルパークは、どのような公園が望ましいと考えておりますか。また、どのような公園構想を描いておりますかお伺いたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えをいたします。

本町におきましては、他市町村と比較しますと、行政区の面積といいますか、町の面積が狭いといいますか、小さいこともございますので、他市町村と比べまして、都市公園等が一般的に狭いといいますか、小さいといいますか、少ないということになっていると思います。これは、既存の土地といいますか、町の土地につきましては平場といいますか、有効に活用されているところが非常にほとんどがそういったことでもありますので、そういったことで広い面積がとれないという実態があると、こう思っております。その上で、その中でも各地域には、各地の児童公園あるいは各自治会で整備されましたグラウンドや、そういった公園等もございますので、それぞれ有意義にお使いになっているものと、こう思っております。

そして、パストラルパークの計画といたしますか、位置づけでございますが、森山パストラルパークにつきましては、いずれ町の中心部にございまして、非常に自然を残したままの小高い公園となつてございまして、隣接をしております聖徳地公園もございまして、そういった公園とともに、町民に癒やしを与えているものと思つてございます。

森山パストラルパークにつきましの整備ということでございますが、私どもといたしますか、私思うには、自然を残した公園として進めていければなと思つておりますし、これはお金がないからというわけではございませんが、余り人口的な構築物といたしますか、そういったものは控えた公園がいいのかなという、人に優しいと思われる公園の姿が望ましいかなという思いで考えているところでございます。そして、何よりごみのない公園であつてほしいと思つています。これは、訪れる方々といたしますか、人がみんなでここは汚してはならない公園なのだという、そういったみんなで大切にしたい公園と思われるような公園整備に努めていくことが望ましいのではないかという思いでございまして。まことに抽象的な考えで申しわけございませんが、そういったことでお答えとさせていただきたいと思つています。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

村松信一議員。

○3番（村松信一議員） 意見としてちょっと1点ございます。散策路についてでありますけれども、昭和30年代ころに生活及び通学道路として使用してございました南側にあります外周散策路と、それから西側と北側がちょっとつながっておりませんが、ここを整備いたしますと、外周が1本でつながり、とても使いやすい公園となると思つていますので、この整備についてのご配慮をお願いしたいと思つています。

以上でございます。

○議長（藤原義一議員） 次に、第4問目の質問を許します。

○3番（村松信一議員） それでは、第4問目の質問であります。多目的機能活動についての質問をさせていただきます。平成19年度から町内11組織で取り組んでおります環境保全事業は、今年度から農村地域の過疎化、高齢化、混住化などの進行に伴う集落機能低下などに多面的に対応することができるような新たな取り組みとして多面的機能支払交付金が導入され、新たに多くの組織が取り組むこととなりますが、1点目の質問であります。

取り組み組織の対象農業用地以外に多面的機能活動対象外農業関係用地は存在するのかお伺いいたします。

2点目であります。新規に取り組む組織も多く、活動内容、データ処理などについて相談

が多くなると予想されますが、現状の職員配置で十分なのか。また、各組織の現状の課題と問題点はないのかお伺いいたします。

3点目であります。新たなデータ処理用メディアの配布に伴う説明会、意見交換会などを開催する必要がないのかお伺いいたします。

4点目であります。農地関係の草刈りの後の処理について、学校、住宅密集地周辺などにおいて草の処理が必要となる場合、環境施設組合の搬入はできないことになっておりますが、これらの草の後処理の考えについて。

以上、4点お伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 多面的機能活動についてのご質問にお答えいたします。

1点目の全取り組み組織の対象農用地以外に多面的機能支払活動対象外農業関係用地が存在するのにかについてですが、平成19年度から始まりました農地・水保全管理支払交付金活動においては、町内11地区、11組織による農地及び農業施設の保全管理活動が行われ、活動面積で1,218ヘクタールとなっております。平成26年度に制度創設となりました多面的機能支払交付金活動については、従前の11組織に加えて、19組織が新たに取り組むこととなり、町内ほぼ全域にわたる農地及び農業用施設の保全管理体制が整備されることとなっております。

活動面積は、2,418ヘクタールとなり、従前の11活動組織は農振農用地以外の農用地も含めた活動であったのに対し、新規の19組織につきましては、取り組みが初年度ということもあり、農振農用地のみを対象とした活動でありますことから当該制度の着実な浸透、進捗に応じまして農振、農用地以外の農地につきましても対象とするよう規模拡大等について活動組織との連絡調整を図るとともに、真の意味で町内全域にわたる農地等の保全管理体制が拡充されるよう各活動組織の理解を得ながら進めてまいります。

2点目の新規に取り組む組織も多く、現状の職員配置で十分か。また、各組織の課題と問題点はないかについてですが、活動組織が従前の約3倍になったことにより、制度導入に係る説明会の開催を初め、制度の運用方法や活動記録、金銭出納簿及びそのデータ処理等に係る相談対応も非常に多い状況となっております。また、来年度以降は、現在岩手県土地改良事業団体連合会に設置されている岩手県農地・水・環境保全向上対策地域協議会が有する事務局体制を市町村に委譲されることも取り沙汰されており、そのような場合は、膨大な事務負担増が予想されますが、現在の職員体制で対応することを基本としつつ、事務負担等の状況を見きわめた上で適切な処理体制を整備してまいります。

また、各組織の現状における課題と問題点はないかについてですが、新規活動組織が全体の6割強となっており、制度導入の初年度でもあることから、手探りの状態で活動を行っている組織もあるものと思われませんが、ある程度の地域性は尊重しながらも、地域間格差が生ずることのないよう、そして適切かつ普遍的な制度の運用がなされるよう指導、助言を行うとともに、従前の活動組織の優良事例等も推奨しながら、各活動組織の支援に努めてまいります。

3点目の新たなデータ処理用メディアの配布に伴う説明会、意見交換会等を開催する必要があるかについてですが、2点目でもお答えしたとおり、新規活動組織が19組織となっており、全体の約6割強を占めることから、データ処理に係る説明会はもとより、活動を進めていく上で疑問点等の解決に向けた意見交換会等の開催については、当該制度の適切な運用に際しまして必要不可欠なものであると考えております。

岩手県農地・水・環境保全向上対策地域協議会においては、多面的機能支払交付金制度に係る活動記録や金銭出納に係るデータ入力のためのシステム操作説明会を後日開催する予定となっております。町といたしましては、別途研修会や意見交換会を開催するなどの相談支援体制を整備するとともに、各活動組織が適切な活動の実施及び会計処理等がなされるようヒアリング等を通じて進捗状況の管理に努めてまいります。

4点目の農地関係の草刈り後の草の処理についてですが、岩手県が策定しました多面的機能支払の実施に関する基本方針においては、草刈りまたは除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと、その場に存置する場合にあっては、農業生産、生活環境への支障が生じないようにすることと定めております。一方、国においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、野外焼却は原則として禁止されているものの、農林漁業のためのやむを得ない焼却につきましては、例外として野外焼却が認められております。

以上のことから草刈り後の草の放置については、農業生産、生活環境への支障が生じないように対処することにより可能であり、野外焼却についても農林漁業のためのやむを得ないものであれば例外適用となることを踏まえ、住宅密集地等の地域環境に配慮するなど、個々の事案に照らし合わせて最も適切かつ妥当な手法を選択することが望ましいものと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○3番（村松信一議員） 草の処理についてのご答弁でございますが、個々の事案に照らし合わせて、最も適切かつ妥当な手法を選択することが最も望ましいことで、矢巾中学校周辺の処理について出されました野外焼却は、矢巾中学校周辺での処理につきましても、野外処理はできるだけしないようにとの考えを持っております。しないようにしようという考えを持っているものであります。現にプールに農薬混入防止のため、農薬散布につきましては、粉剤からブームスプレーヤーによる水溶材散布にしておりますが、農道の草の処理につきましては、その場所では焼きたくございませんので、町といたしまして置き場所の指定をしていただけないでしょうか。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

まず近接するところへの環境配慮という部分につきましては、取り組みに対しましては、本当に敬意を表するものでございます。ご質問の町のほうで処理場所等のことでございますけれども、なかなか町といたしましては、この場所にとすることは指示しかねるのが実態でございます。そこでやっぱり一番地域性の部分、地理的な部分につきましては、地元の方々がどういうふうな状況にあればいいのかなという部分につきましては、一番精通しているのかなというふうに思われます。そういう意味では、町長答弁と同じになるわけでございますけれども、その部分につきましては、ぜひ地域のほうで何とかご相談いただきながら対応いただければと思っておりましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

村松信一議員。

○3番（村松信一議員） それから、多面的支払交付金についてであります。遊休農地があった場合、発生した場合、交付金の返還が必要となります。返さなければならなくなります。そこで遊休農地の未然防止について伺います。現在30組織の中で遊休農地として対象となる農地は発生しておりますか伺います。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

今回申請のあった場所につきましては、そのような箇所につきましては、1箇所ぐらい想定

される部分がございますけれども、いずれその分につきましては、調整を図っているところでございます。全町的な遊休農地の関係につきましては、約1.8ヘクタールぐらい農業委員の現地調査等のデータのほうからは見ておりましたけれども、いずれこの分につきましては、集落営農等のことも踏まえながら、地域のほうにつきましても、自分たちの課題ということで対応していただくように仕向ながら、お願いをしながら進めてまいればというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

村松信一議員。

○3番（村松信一議員） 意見が最後に1点ございます。

今回の導入で各組織におきましては、実施内容についての相談事も多くあると思いますが、私の所属している組織でも農林課に相談をしながら活動しており、適切なアドバイスにとても感謝をいたしておりますが、それぞれ個別の相談事も各組織が共有することで作業活動にとても参考になると思います。既に配布の事務処理用メディアでも処理判断の難しい部分在实际にございます。今後町として別途研修会や意見交換会を開催すると、計画をするとのこととございますが、ぜひとも早目の開催を希望いたします。

以上でございます。

○議長（藤原義一議員） 以上で3番、村松信一議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開を1時10分といたします。

午後 0時12分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

8番、廣田光男議員。

第1問目の質問を許します。

（8番 廣田光男議員 登壇）

○8番（廣田光男議員） 議席番号8番、廣田光男であります。第1問目の質問であります、新農業政策における集落営農のあり方についてであります。政府は、農業に関する新政策と

して4つの改革、すなわち農地中間管理機構の創設。2つ目として、経営所得安定対策の見直し。3つ目、水田フル活用と米政策の見直し。4つ目、日本型直接支払制度の創設が実施されております。農林水産省のパンフレットによれば、新たな農業、農村政策が始まりますとあり、4つの改革では、現在我が国農業における担い手の農地利用は、全農地の約5割を占めておりますが、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大など、たくさんの課題が生じております。構造改革をさらに加速させていくことが必要であるとしております。4つの改革を進め、創意工夫に富んだ農業経営者が存分にチャレンジできる環境を整備するとともに、地域一帯となって農業、農村の多面的機能を維持、発揮し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立し、強い農業をつくりますとっております。

しかし、4つの改革は、地域農業の維持発展という点で大きな問題を抱えております。安倍政権の農政は、農業政策を産業政策と地域政策に区分して、農業政策の推進に生じる地域問題は、地域政策の実施で対応するとしておりますが、財界の意に沿ってグローバル化の流れにさおを差し、それへの対応を理由として産業政策の名のもとに農業への企業算入の自由化を図ろうとするものであると思われます。地域政策は、産業政策によって生ずる問題への対応策でしかないと思われます。地域政策の観点から以下について町長の所見をお伺いいたします。

第1点は、農地集積のあり方でありますが、農業の推進に関する法律では、農地中間管理機構が行う農用地利用配分計画の原案作成を市町村に委任するとして市町村は農地・人プランを踏まえ、農地貸し付け先の候補を限定することであるとしております。

そこで伺いますが、集落営農組織と農地中間管理機構の関係で農地中間管理機構は、地域集積協力金制度を設けております。その受給資格者として単なる任意組合への利用権設定はできないとあり、法人化することが条件となっておりますが、なぜ法人化を義務づけているのかお伺いいたします。

第2点は、農地中間管理機構による農地集積だけで地域農業の維持を図ることができるとお考えなのかお伺いします。

第3点は、本町における集落営農組合が抱える地域農業の政策課題が何なのか。そして、それへの対応をどう考えているのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 8番、廣田光男議員の新農業政策における集落営農のあり方について

のご質問にお答えいたします。

1点目の地域集積協力金制度の受給資格者として組合は法人化が条件となっておりますが、なぜ法人化を義務づけているかについてですが、今回の農地中間管理機構と、それに伴う農地中間管理事業の各協力金についての制度設計は、平成25年12月に制定された農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくものであり、詳細は把握しかねるところもありますが、農地中間管理機構は、農地の出し手である第三者の土地を利用する農地中間管理権を取得し、責任を持って管理、利用しなければならないということ、また当該管理権を行使するに当たっては、信頼と責任という観点から法律上の人格、いわゆる法人格の取得は、最低限必要な条件であると考えられることから、法人化の義務づけを課したものと思慮されるところであります。

2点目の農地中間管理機構による農地集積だけで地域農業の維持を図ることができるかについてですが、地域農業の維持を図るには、後継者の育成や基盤整備、営農組織の育成と体力強化なども必要と考えており、農地集積だけで維持できるとは考えておりません。地域農業の維持を進めていくには、集落の話し合いにより現状はどのような状況にあるのか、将来どのようにしたいのかを定める人・農地プランが重要な位置を占めると考えております。

また、地域農業を担う組織や個人においては、どのように農業経営を進めていくのか、どのような経営ビジョンを持つのか、どうすれば安定的な経営ができるのか、しっかりとした将来ビジョンを持つことが大切であると考えます。

人・農地プランの見直しによる営農組織の経営目標等の実現のため、岩手中央農業協同組合等の関係機関と十分に連携をとり、地域農業の維持を図ってまいります。

3点目の集落営農組合が抱える地域農業の政策課題と対応策についてですが、集落営農組合の抱えている課題は、それぞれの集落営農組合により異なるものと共通のものがあると思われまます。共通の課題として考えられるものは、後継者の問題、認定農業者と集落営農組合との関係が挙げられると思います。このうち後継者育成の一助として昨年度は、町農業対策会議農産部会主催による若手農業者で野菜栽培を行っている農業者を中心に研修会を開催し、今年度は8月31日に、町農業対策会議、認定農業者の会、岩手中央農協野菜部会矢巾支部、水稲部会矢巾支部の共催により、町内若手農業者支援研修会を開催し、種苗会社より野菜栽培における冬期間の有望品種のプレゼンテーションをしていただき、同日の午後には、鉄コーティング種子による水稲直播に関する研修会を行いました。今後も通年型農業やコスト削減方法など、時代に合った研修を実施していきたいと考えております。

また、農地中間管理機構が創設されたことによる詳細な人・農地プランの作成が必要とされることから、各集落営農組合に対し、当該プランの見直しをお願いしているところであり、人・農地プランで挙げられた地域の現状と将来計画の確認や本年2月末に農林水産省から講師を招いて実施した集落営農経営改善研修会の際に実施したアンケート結果等も参考とし、地域の実情把握に努めてまいります。

また、町農業対策会議などを通じて関係機関、団体と十分に連絡をとりながら後継者育成や人・農地プランの目標達成に向けた取り組みへの支援等を実施してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

廣田光男議員。

○8番（廣田光男議員） ただいまご答弁いただきましたが、私は農地利用集積だけで地域農業を守るかという点と、あるいは農地中間管理機構に対する質問事項等を一問一答の形式で少し細かくなると思いますが、時間の許す限りご答弁をいただきたいと考えております。

まず1つ目でありますけれども、農地中間管理機構は、優良地のみだけを集めて扱い、それ以外は各地域の独自の対応に委ねることにならないのか心配しております。つまり小規模な兼業農家や定年帰農者を地域での農業生産にかかわりにくくさせる可能性があり、農地利用を一部の担い手に集積させることが地域の観点から妥当かどうか思うものでありますが、お考えをお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

中間管理事業の農地集積の関係でございますけれども、まず今議員がおっしゃられましたように、当初の部分では、機構のほうではそういったふうな耕作放棄地的なものを区分しないで、全て農地管理権を中間管理権を取得した形の中でということも想定しておったわけですが、結論的には利用しやすいところというふうな意味合いのものも出ております。このことにつきましては、残念な部分があるわけでございますが、そうした場合に、規模の小さい農家の方の締め出しのものということもあるわけでございますけれども、そういうふうな話はどうかということもあるわけでございますけれども、実際に進めた場合に、そういったふうなこともあり得ることもあるかもしれません。しかしながら、この部分につきましては、前段町長答弁でもありますように、集落の総意、当然ながら受け手、出し手の部分の総意的なものもございますので、その辺のところの話し合いの中で方向性については担っていくも

のと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

廣田光男議員。

○8番（廣田光男議員） 人・農地プランというのは、私から言わせれば、必要な人間と必要でない人間を区分するというふうにはしか映らないわけではありますが、やはりこの集落営農を守るには、地域全体が一丸となって取り組まなければならないのに、一部のオペレーターや法人化した経営採算の合うものだけで本当にそれが取れんされるものかどうかわかりません。人・農地プランが進まないからということではわかには25年度に中間管理機構を法律化させたのでありまして、さらにおまけに強烈なあめ玉も持ってきたわけでありまして。いわゆる何もあげなければ進まないだろうから、地域集積協力金をあげようと。しかも地域の農地が集積されているところにもあげようと、こういうことをやってきたわけでありまして、私はやっぱり農業に全く、ないしは、あるいはほとんど携わらない人々が地域農業支援の保全に本気で取り組むことは非常に難しいことではないかと考えております。いわゆる地域農業支援の保全を十二分に行えるものは、農業者自身でありまして、多くの農村住民が農業に携わってこそ地域農業支援の十分な保全がなされると思われるのですが、改めて所見を伺いますとともに、草刈り、水辺などについても疑念が生じておりますが、その辺についてもご考察をお願いしたいと思います。

また、農業政策を産業政策と地域政策に区分することが本当に妥当かどうか、課長の個人的な見解でよろしゅうございますから、お話しできればご所見を賜ります。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

農地の維持管理的なもの、もちろん営農も含めてでございますけれども、その分につきましては、集落で一体となってという部分につきましては、これは昔から今も基本的には変わらないものと感じておりますし、またそれなくしては、新たな制度であれ何であれ、地域に対する、そこに住んでいる業としてのものは成り立たないという感じは持っております。

しかしながら、現実的な問題といたしまして、町も例外ではないわけでございますけれども、議員ご案内のとおり、全国的な傾向とした場合には、これも既にご案内のとおりなわけでございますけれども、高齢化なり、耕作放棄地といったふうな統計上の現実的な課題が出ておるのが事実でございますし、町におきましてもいろいろ集落との話し合いの中でも、俺

そろそろ年だから動けないから何とかしてほしいというふうなことも声も聞かれます。それで、議員のご質問の担い手だけに集めると、そういったふうな集積の方法の部分につきましては、これも一つの選択肢とっておりますので、この部分につきましてもどちらがいいという部分につきましては、私はここでは即答はしかねる部分がありますが、しかしながら今の現実の農政の部分につきましては、所得的な部分を見た場合には、残念ながらそれぞれ交付金なり、補助金なり、そういったふうなものを生かしつつ成り立っている部分も実際あるものですから、それとの兼ね合いもやっぱり考えていきながら、ちょっと言葉あれですけども、うまくその辺のところを調整しながらいかなければならないのが実態なのかなというふうに思っております。

次に、産業政策と地域政策の関係でございますが、この分につきましても一概にどっちがどうとは言いかねますけれども、しかしながらどちらも政策的な部分の中では、国が定めた国の誘導的なものもあるのでしょうかけれども、でもそれを受ける地域のほうは、地域の課題があると思っております。その分につきましては、産業政策に対して、やはり異論はあるわけでございますけれども、でもその形の中で時間をかけながら変わるものもあるかもしれませんが、でも現実的に地域の課題としては、この政策があるにしろ、ないにしろ、社会の流れのうねりというものは、やはり現実的にあるのかなと思っておりますので、そこはそのことを謙虚に捉えて、実態を踏まえて時代に合ったものということは、常に果敢に攻める部分は必要なかなというふうに思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

廣田光男議員。

○8番（廣田光男議員） お考えはおわかりいたしました。

次に、農地中間管理機構に対する具体的な質問をさせていただきます。現実にもう始まった事業でありまして、これはもう25年度から始まっておりまして、26年度、そして27年度、28年度と続いております。したがって、一番早い人では、今年度中にもらえる可能性だっている事業であります。地域集積協力金です。そうした中で、今農地管理機構を通さなければならない理由というのを先ほどお話ししましたけれども、現在も農地がある程度集約されている地区もありますし、そういった中でなぜ地域集積協力金をもらうために改めて任意組合を法人化しなければならないのか。そして、各組合が利用権を中間管理機構に出さなければならない理由というのは何なのでしょう。ご見解を伺います。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

まず一言で言うなれば、議員さんは既にご案内のとおりなわけでございますけれども、これは制度の一つのものでございますので、これはまず制度の一つだということでまず捉える分がございます。しかしながら、議員がおっしゃいましたように、既に集約して、地域でうまくやっているのに対して言うなれば今回のあめ的なものの部分で、それをやるためにという話なわけでございますけれども、これもやはりどう生かすかの部分につきましては、そちらの集落なり、そういったプランのところで皆さんの総意で考えていただきたいというのが本音でございます。

ただ全て交付金を出して、それでもらって分配して、はい所得になりますと、そういうふうな流れではだめだとは思いますが。ただ単に補助金をもらうためにと、そういうふうな視点のものにつきましては、やはり何をやってもうまくいかないとは思いますが。しかしながら、町のほうでも県のほうを通しながらお願いしたい分があるわけでございますけれども、この集積協力金の部分につきましては、今なぜ法人化というものがあつたのですけれども、これから進める上で、やはり法人化する、しないは選択肢の問題ですから、これにつきましては、深く言及はしませんけれども、ただ言えるのは、組織評価をするためにどうしてもこれから農地を集積して、そういったふうな複合経営なりをする場合には、機械化的なものがどうしても伴ってきます。そういったふうなものを生かすためにこの協力金を活用して、そして皆さん個々からの出資金を募らなくても基盤をつくりながら、そして総体的な土地利用型なり、あるいは場合によっては、余剰、余力的なもので集約型農業もいくかもしれませんが、そういったふうな形態の基盤の一助をするということにつきましては考えているところもありますので、ぜひそういうふうな観点からは、その部分につきましては活用してほしいものだなというふうには思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

廣田光男議員。

○8番（廣田光男議員） 時間がたっぷりありますので、続けて質問させていただきます。

集落営農を法人化するメリット、デメリットを簡潔にお話していただきたいと思っております。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えします。

まずは、法人化になれば会社ですから、会社経営として果敢に攻める形の中であらゆる可能性は占めていると思います。任意組織の部分につきましても、人ですから同じようなことができるわけでございますけれども、資金活用的な部分の中では、今さら話をするわけでもございませぬけれども、留保資金等の関係の部分、そういったふうな部分につきましても、投資的なものも含めて将来の法人化する場合の5年計画作成するわけでございますけれども、そういったふうな夢実現のために向かっていける資金活用の部分につきましても、任意組織とはまた違った形の中で持っていけるのかなと思っております。

しかしながら、この部分につきましても、任意であろうが、法人であろうが、やっぱり経営力の部分につきましても、リーダーシップの部分には手腕が問われるとは思いますが、大きくは、その違いだろうというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

- 議長（藤原義一議員） 廣田光男議員。
- 8番（廣田光男議員） デメリットについて話しましたか。
- 農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 失礼しました。

デメリットにつきましても、この分につきましても、やはり法人の部分、リスクは大きくなるだろうというふうな部分は持っております。任意組織に対するデメリットの部分につきましても、その裏返しになりますから、皆さん全員の総意という形になりますけれども、即効的に早く決断する上での部分では、どうも時間がかかる要素があるだろうというふうに思っております。そうなりますと、やっぱり時代背景を踏まえた場合に、今やるべきだということに対しての部分のなかなか時間判断的なものもロスタイムがあるのかなという感じはしております。

以上、お答えいたします。

- 議長（藤原義一議員） 廣田光男議員。
- 8番（廣田光男議員） 集落営農組織を法人化する場合の課題というのは、例えばサラリーマンが兼業農家がほとんどですが、構成している集落営農法人を法人化する場合に、なかなかもうかるような算段がつかないわけです。もうかるような会社をつくれぬ人に法人化しろと言っても、なかなか難しい問題があります。しかしてサラリーマンが寄り集まって法人化することにした場合に、何か不都合が生じないか、あるいは課題が生じないか、そして利用権を設定した場合に、不都合が生じないかということではありますが、例えば途中で農地を売りたい、あるいは金銭上の都合、登記の目的、借金を返済するとか、途中解約できるのか

どうか、途中で農業後継者が自己完結の農業経営、野菜、果樹、花卉をやりたいと思ったときに、途中解約ができるのか、あるいは途中で定年退職になったから、楽しい農業、楽農をしたいといった場合には、途中解約ができるのか、まさに今喫緊の問題として今選択肢が迫られておるのですが、これらについては、どう考えますか。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

大変私前段課題に対する中間管理機構事業の部分でそれを取り交わしたときの解約という捉え方でよろしいでしょうか。

この分につきましては、議員もご案内のとおり書き物上の部分の中では、まず最低限、10年以上の形の中で契約ということになっておりますから、その分の中での移動的なものは、基本的にはないわけですが、しかしながら、同一的な農地の高度化、効率的利用の観点の部分の中の組み替的なものにつきましては、協議の上可能と思っております。やっぱり農地利用の部分につきましては、全てAさん、Bさんも決まってしまったから、それ以外だめよというふうなことではないとは、その辺も柔軟になると思っております。しかしながら、前段の法の趣旨、集積なり、集約化なり、そういったふうなものの土地利用型なり、効率的なものに相反するものにつきましては、認めないというふうに感じております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 廣田光男議員。

○8番（廣田光男議員） しかれば、法人が破産したときには、どんな責任が誰に生じるのでしょうか。利用権を設置したものは、元の農地として活用できるのかであります。そして利用権を途中で解約をした場合には、地域集積協力金というのは返還しなければならないのでしょうか。

例えば出し手として中間管理機構に農地を提供し、さらにその集落営農法人の構成員として地域集積協力金をもらっている場合、やっぱり都合がいいから参加してもらいました。2年したらやめると、本当にそれでいいのでしょうか。その場合、返還義務は生じませんか。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

集積協力金の関係につきましては、今のケースのお話でいきますと、将来法人が破たんした、倒産したという話でございますけれども、その分につきましては、返還の分はないと思います。と申しますのは、今回の集積協力金の部分は、まさに集積するためのことを目的

とした部分のあめ玉的なものになっておりますので、その分につきましては、それが目的達成ということになろうかと思えます。そして、では法人が倒産した場合どうするのかとなりますけれども、それはこの機構の部分の中で次の受け手の部分、その目的を達成する部分の受け手の方のほうに移行されるものとなります。

ただ、ご質問にはなかったわけですが、懸念される事項が、誰でもいいのかと、企業のほう、あるいは外国でもいいのかという話、この部分になってきますと、非常にここではお答えしかねる部分があるのですけれども、そういうふうな誰でもいいというふうなことまでどうするのかというものにつきましては、懸念事項は若干残るかなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 廣田光男議員。

○8番（廣田光男議員） お話の趣旨はわかりますけれども、やはり現実の問題として、そういうことが絶えず我々の中には渦巻いているということもご理解ください。一方的な話があって返しなさいということになると、非常に大変な問題になりますから。

それから次に、やっぱりこれも大事な話ですが、地域集積協力金の使い道は、例えば資本金の繰り入れや設備投資にも要することができるのかでありますけれども、設備投資にはできるような気がします。資本金繰り入れして、いわゆる貯金にするとか、そういうこともできるのでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

結論的には可能と思えます。しかしながら、この部分につきましては、税的な課税の対象の分になりますので、その分につきましては、それ相応の課税が課される部分もあろうかと思えますけれども、可能と認識しております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 廣田光男議員。

○8番（廣田光男議員） これも非常に大事な話なのですが、今ちまたの中で地域集積協力金の支払い時期に対して非常に懸念を持っております。なぜかといいますと、25、26でやった人には、優先的に予算配分されるのか。あるいは26、27に立ち上げた人にはどういうふうになるのか。

それから、もっと肝心なのは、25、26でやった人には、その逆スライドみたいなものがありまして、比較的高い金額を出すと言っているのです。そして、おくれて、後発隊について

は下げますよと言っているのです。そうすると、一斉に手を挙げられた場合に、予算化できていますか。きょうの新聞なんかを見ましても、国は予算要求していますけれども、全予定される集積協力金を用意していないのです。したがって、みんなもらいたいことは確かですが、本当にみんなもらったときに、優先順位がなくて、そちらの都合で、国の都合で後回しになったときには協力金というのは下がるのでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

非常に現実的な話の中で危惧する事項でもございます。それで今の流れを見た場合には、議員がおっしゃったとおり、予算がなければ、とまってしまう部分となるのかなというふうに思っております。しかしながら、新年度予算の流れを見た場合には、限度が、今一斉にとこの話が合ったわけですが、その辺のところのトータルの金額は、ちょっとどの程度が総額の予算かは、ちょっと理解しかねる部分がありますけれども、予算的には新年度の部分の中では、国のほうでも同額的なものでは見ておるわけでございますけれども、いずれこの分は、優先順位的なもの、決まりの形の中では予算がなければ、そこでとまってしまうよということの部分も話されておまして、そうなりますと、確かに公平性なり、集落で頑張っって営農しようとする、そういったふうな機運なり、いろんな流れに対して水を差すことも想定されます。非常にそれは避けなければ、今後にも影響するなというふうに感じておまして、この分につきましては、大きな課題として、管内の紫波、盛岡、そして岩手中央管内の部分の中でも、この部分につきましては課題として県なりのほうにお願いする形の中で、何とかここは当初のとおり予算確保してやれるようにしてくださいというふうな要望は、今動いているところではございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 廣田光男議員。

○8番（廣田光男議員） 時間もちょっと私の予定より過ぎてまいりましたので、大事なところだけもう二、三点尋ねますので、決して農林課長を責めるということの気持ちを持っておりませんので、ざっくばらんにお答えいただきたいと思います。

まず一つは、一番大事なところ、もう一つあるのです。中間管理機構が双方の賃借料の基準が示されていないのです。そしてさらに、法人化だけを促しているわけですが、中間管理機構が借り受けるときの賃借料もわからない。中間管理機構が貸し付けるときの賃借料もわからない。いかに、お金、どのぐらいもらえるのでしょうか。そういうシミュレーシ

ョンもなく、ただまず集積協力金をもらうために法人化しなさいというだけではなかなか前に進めないのですが、課長はどう考えますか。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

この分はおっしゃるとおりなわけですが、しかしながら、まず賃金の関係につきましては、出し手、受け手の関係の部分の中で、まして中間管理機構の部分が入っているわけですが、ここの部分の協議の中で結論的には決定するという事になっておりまして、そうなりますと、従来の農業委員会があっせん事業をやっている部分と基本的にはイコールなのかと思っております。それで、その部分につきましては、統一することがいいか悪いかの部分でございますけれども、全国的な地域性を見た場合には、ある意味とらえようによっては、柔軟なその地域の相場的なもので対応できるという部分につきましては、いい面であり、あるいはデメリットかもしれませんが、私はそこは柔軟にできるという部分に関してはいいのかなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 廣田光男議員。

○8番（廣田光男議員） 最後に、いっぱい質問、まだいっぱいあるのです、細かいのは。実は私、先日農業経済学会でもかなりこんなことを話してきましたけれども、ネタはいっぱいあるのですが、時間もありますので、どうしても確認したいことがもう2点ぐらいありますが、とりあえず大事なことで聞きたいのは、いわゆる農地を貸したいが、受け手が法人の要件を満たさない場合には、果たして誰に貸すのかなという心配もあるのです。例えば私のところで法人化しないと、そうした場合、中間管理機構は、私以外の者に貸すことになるような気もするのですが、その法人格を持っていないことによって。そういった心配もありますし、あともう一つあれなのは、現実に利用権設定して、大型のオペレーターの人で企業をやっている人いるのです、50町歩、60町歩で。その人が地域集積協力金をもらいたために地域がごわんと管理機構に貸すことによって貸し剥がしにならないのかということも心配しているのです。現実には、きれいに農地を正四角形の中に住み分けさせるというふうなこと、きれいなことを言っているのですけれども、そんなうまいこといかないとは思いますが、必ず問題化してきます、これは。そのことも含めて本当は心配なのですが、質問時間がなくなってきましたが、ちょっとその1点だけ、ちょっと。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 受け手の法人格の話でございますけれども、この部分につきましては、法人化計画を有している組織の部分につきましても機構からの貸し手というふうにする規定的なものも、規定と申しますか、そういう話はございます。その分がただ書き物上は、その部分が法人でなければならないとか、任意組織というのは、明確なそこがない部分がありますけれども、でも町長答弁でありますように法人格の話はそうなわけでございます。それを第一義的に第一優先とはしておりますけれども、しかしながらそれをしなければ全くでは集落のほうとれないということになりますから、そういったふうな法人化計画を有して将来法人化になるという担保のもとに農地を取得しようとする分につきましては、そういったふうな措置の部分はあるやに聞いております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 廣田光男議員。

○8番（廣田光男議員） それでは課長さん、いろいろお尋ねしたわけでありましてけれども、こうしたことがまさに危惧されることで終わることを願ひまして私の質問を終わりたいと思っておりますけれども、こういった問題点が非常に多過ぎて、まだまだ先が見えない中で不公平にならないようにやっぱり取り組んでいかなければ、そうはいったものの、矢巾町の現況を見ますと、農に携わっている人というのはかなりおるわけでございますので、町場のサラリーマンばかりではないわけです。みんな兼業農家や何で、どんな形であれ農に携わっておりますから、その辺のところもひとつ今後の議論の対象にしていきたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

以上、質問を終わります。

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○8番（廣田光男議員） 次に、地域活性化対策とは何かということについてお尋ねをいたしたいと思っております。

地域活性化対策とは何かであります。地域活性化とは、そこに住む人々が地域の資源を活用し、いきいきとした創造的な生活を営んでいる状態、またそうした目標に向かって努力をしている状態を指すと言われております。創造的な生活を営んでいるということは、どんなことでしょうか。地域の目的を再確認すると、地域が社会全体に対して果たす役割はさまざまなものがあり、地域によっては異なるものと思っております。地域の共通の目的は、地域の存在そのものであると考えます。地域活性化の目的とは、地域を存在させること、つまり地域の持続性を高めることにあることだと思っております。本町において、都市部と農村部に

おける地域活性化の意義に相当な開きがあると認識しております。

幸いに矢幅駅を中心とした都市部においては、駅前周辺開発、岩手医科大学の進出などにより、まさに活性化が今後も進み、地域の存続性、あるいは持続性については、地域活性化が今後も図られるものという認識に異論はないところであります。

一方、農村部における地域活性化に身を転じれば、必ずしも活性化が図られている状況にはありません。なぜ地域活性化が進まないのか、私なりに農村部が農業振興地域であり、かつ都市計画法上の市街化調整区域であることが大きな原因であるとの認識であります。農振法による農業振興地域整備計画の策定時における優良農地として土地利用形態を守るという認識と最近の農業情勢との認識の違いは、相当開きがあると思います。特に農業振興策が右往左往し、気がつけば農業だけでは自立した農家経営が成り立たない状況にあって、少子化にも翻弄されまして農業後継者が育たないところであります。さらに、農業振興だけでは議論できないほどの農業収入に乖離が生まれている現状を鑑みますと、規制時における農業振興策としての優良農地を守ることの有意義なことであったものと推察されますが、随分そこに開きがあると思われるのであります。しかし、農業経営が実情に合わなくなった今日、農業振興整備計画の見直しをして、地域活性化対策を構築するなどの考えはないのか、町長さんの所見を伺います。

また、あわせて地域活性化を図ることから現在の都市計画用途地域の見直しによる振興策の考えがないかお尋ねいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 地域活性化対策とは何かについてのご質問にお答えいたします。

本町は、盛岡広域都市計画区域内にあり、土地利用にあつては、矢巾町総合計画基本構想及び県が策定する盛岡広域都市計画区域マスタープランに基づき、平成16年4月に策定した矢巾町都市計画マスタープランにおいて、都市計画区域内の土地利用ビジョンを定めております。その中で市街化区域においては、人口増加に対応した市街地整備や岩手医科大学及び附属病院などの移転、誘致企業の立地に対応してきたところであります。

また、市街化調整区域においては、優良農地の維持と保全を目的に農業生産基盤整備事業を推進してきたところであります。市街化調整区域は、宅地化を抑制する区域とされ、基本的に住宅や店舗、工場などの建築に規制があり、さらに市街化調整区域の大半が農業振興地域の農用地区域となっており、農業の用に供するものに土地利用が限定されることから、市街化区域と比較して開発行為や生活の利便性において地域間の格差を感じることも理解して

いるところであります。しかしながら、調和のとれたまちづくりのためには、無秩序な開発を防ぎながら計画的な土地利用を図っていくことが大変重要であり、これまでも地域の実情に合わせた基盤整備や居住環境整備に努めてきたところであります。

ご質問の農業振興地域整備計画及び都市計画用途区域を見直し、地域活性化対策を構築する考えがないかにつきましては、農業者が希望を持って農業経営を行える環境づくりを目的に平成23年3月に策定した矢巾町農業ビジョンに基づき複合経営を導入すべく暗渠排水など汎用化の推進、新たな特産品開発の推進、付加価値の高い農産物の導入、6次産業化の推進に取り組むことで農業収入の向上と経営の安定化を図り、農業で生計を維持できる農家経営を確立し、農業後継者が地域に定住することで地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

廣田光男議員。

○8番（廣田光男議員） 午前中に谷上哲議員がお尋ねしたように、農業振興区域の中に住宅地を造成できないかとか、いろいろありました。そういうことに対して当局からのご見解も示されましたが、私はもう少し各具体的な事例に基づいてご提案するものであり、ご検討願うものでありますが、まず一つは、私は地域活性化を阻むものとして都市計画法による市街化を抑制するため、市街化調整区域に区分することにより、開発行為や建築行為を制限していることが一因と捉えております。しかし、都市計画法の開発許可の手引きによりますと、市街化調整区域内であっても建築物を構築できる場合の特認地区としての本町に指定がございます。皆さんもご存じのとおり、あるいはわかっていない方もいらっしゃると思いますが、煙山の矢次地区、不動地区の室岡地区が地域指定されております。そこでこの特認地区の取り扱いの中では、非常に厳しい条件が付されておまして、条件緩和に向けた要望も必要という観念に立っておりますが、どのような手続でその市街化調整区域の特認区域の条件緩和に取り組むことができるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまの大規模な既存集落における建築物ということで、これ確かに不動地区、煙山地区が入っておりますが、これにつきましては、自己用住宅とか、そういう形、要件関係、一応居住している住居とか狭くなって社会通念上やった場合、これは敷地面積規定も500平米とか、そういういろんな規制がございます。そのほかに市街化調整

区域地に、そこに居住していた、またはそこで事業をしていたという形の中であれば、大規模既存集落内で事業が可能というような形もございます。あとは、一般的に農家の二、三男の分家住宅、それと優良農地を含まないこと、大規模既存集落内で。ということは、宅地か何かという形になろうかと思えます。それらによって整備等建築物ができることとなりますが、いずれにしても条件的にそこを決定したときに、その市街化調整区域に生活の根拠を有していた者でなければできないよというのが一つ大きな問題としてあります。これは、盛岡広域の都市計画の関係でそういう形になっておりまして、それらの関係でできないものと、あと小規模な工場関係ですけれども、これは敷地面積1,000平米以下とか、そういういろんな規制がございます。その建てられるものによって協議、県の都市計画と協議しながら、これが許可になるか、ならないかという判断をしていただくというような形になろうかと思えますけれども、一般的には大変既存集落であっても、店舗関係、沿道サービス関係とかいろいろございますけれども、かなりの規制があるということでご理解をいただきたいと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 廣田光男議員。

○8番（廣田光男議員） 確かに課長がおっしゃるとおりで、私もそれは十分承知しておりますが、今手法を問うたのでありまして、厳しい現状だということを追認をいただくことではありませんでしたので、つけ加えておきます。しかして、それでは農業振興除外区域は、都市計画法の市街化調整区域と言われる地区であって同意義であります。一方農業振興地域制度は、土地の有効利用と農業の近代化を図るために制度化されたもので、この農業振興地域の除外申請を行わなければ市街化調整区域から除外されることはないのであります。つまり不動地区には、その創設換地された利用計画が定まらない状況下にある遊休農地と言わざるを得ない農地があります。この室岡の青振農地は、現に土地造成による土砂利で囲まれており、もはや農地としての復元力はないものと推量されるのでありますが、このような状況の中にあっても農業地域として将来において優良農地として矢巾町農業振興整備計画に位置づけていくのかお伺いします。

また、この際、室岡地区、不動の遊休農地を特認指定されている市街化調整区域とあわせて市街化区域に編入することができれば、地域の大きな活性化につながるものと思われませんが、編入するにはどのような障害があって、かつどのような方法によれば利活用が可能かどうかお伺いします。

時間が迫っておりますので、手短にお答えいただきます。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えします。

創設用地の関係でございますけれども、この分につきましては、今は暫定的な形の中で議員ご案内のと通りの利用をしておるわけでございますけれども、いずれあそこの部分につきましては、町有地の部分がございますので、土地利用的な部分につきましては、さきの利用の部分につきましてもご質問あったわけでございますけれども、その分につきましては検討しているところでございますし、地域とのお話も含めながら今後継続しながらということになろうかと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） 市街化区域編入という形のお話ございましたけれども、大規模な、結局何百ヘクタールとか、そういう形ですけれども、盛岡広域として今現在飛び地の市街地形成というよりも、今人口減が進んできておりますので、コンパクトシティ、小さく市街化をやるということで今の、現在の市街化の近隣の既成市街地とか、あとは整備開発保全の計画がある場所についてのみ今市街化区域という形で編入しておりますので、飛び地の市街化区域というのは、今ちょっと計画しておらないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 廣田光男議員。

○8番（廣田光男議員） 全く予想どおりの回答でありありがとうございます。しかし、地域農村部における活性化を妨げているものにはもう一つあるのです。都市計画の開発許可制度基準の中に名目土地が宅地として存在するにもかかわらず宅地所有者、いわゆる農業者でなければ住宅建築ができないということになっております。そして、農家が業として農業ができないほど米価が下落して、さらに複合経営をやろうにも担い手がどんどん減少している中で、集落営農を法人化し、農地集約するのであれば、ますます農村部、特にも不動西部地区は、小学校の存続さえ危うい状況であります。農村部の農地以外の宅地にどうすれば農地を、建てることができるのか、これもちょっと難しいかと思えますが、ちょっとお伺いしたいと思えますが、いずれご答弁にありましたように調和のとれたまちづくりのために無秩序な開発を防ぎながら計画的な土地利用を図っていくということが重要であることについては、私も理解するところでありますが、一方で切実な思いとして、農村地域の人口減少を食い止める一方法として少しでも農家敷地内に、宅地の中に住居の建築ができないのか1点伺いたい

ものであります。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまのご質問にお答えいたします。

基本的に第三者に売買しての自分の宅地の中ということは不可能でございますが、その中に先ほど申しましたように、二、三男の分家、結局二、三男、女の方も含めますけれども、それらの方の住宅建築というのは都市計画の許可をいただきますとできることになっております。ですから、一概に全てができないということではございませんので、先ほど来申し上げておりますように、ケース・バイ・ケースによって協議しながら許可条項を検討しながらやっていくということになりますので、その部分、部分についてご相談しながらやっていくというのがよろしいかと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 廣田光男議員。

○8番（廣田光男議員） お答えのとおりでございますけれども、私は法的規制があるからできないというお話は、地域の実情を聞かないものでもあるような気がします。人がつくったものであれば、人がその規制を見直すことも民主主義の本旨ではないかと考えるものであります。したがって、このことに関しましては、私も再三岩手県庁を訪れていろいろお話をしておりますが、具体的な提案があるならば持っていらっしゃいというようなことにもなっておりますので、ぜひ聞く耳を持っていただきたいと思えます。

そしてさらに、もう一点だけ用途地域の変更について識見といえますか、お考えを伺いたいのではあります。不動地区の西部地区や、あるいは煙山の西部地区及び広宮沢ウエストヒルズ地区は、商業集積地区がなくて、通勤上の職場環境や日常の買い物に支障を来しておる現状があります。一方においては、県道盛岡和賀線や町道西部開拓線は、交通量が非常に多く、車の往来だけ活性化しております。地域住民は、横断する際には身の危険を感じながら決死の思いで往来するなど、決してその恩恵にあずかっていない状況であります。これではやはり片手落ちの部分があるかと思えます。

さて、地域の活性化は、立派な道路をつくって利便性が高まったとしても、それが地域の持続性を高める結果にならなければ、地域が活性したことにはならないのであります。そこで伺いますが、流通センター地区にカラオケ、ホテル、飲食店、学校、病院、住宅、老人ホーム及びパチンコ屋などが利活用ができるようになれば、人の交流人口がふえ、活性化することも可能であると思えます。私は、盛岡広域都市計画矢巾町特別業務地区建築条例第2

条、ただし書きによって準工業地域内に指定された特別業務地域内において、町長が特別業務地区の目的に反しないと認め、または公益上やむを得ないと認めた場合は、用途区域の変更を許可することができると思われませんが、都市計画法で定める用途地域の指定変更はどのような方法、手段で要望できるか、その手続方法を伺います。

と同時に、町長にあえてお尋ねしたいわけですが、矢巾町の両町にまたがる流通センター業務地区をどのような形で活性化していくのか改めて後でお伺いしたいと思います。よろしくどうぞ。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） 用途地域の変更という形でしたが、商業関係につきましては、これは盛岡広域としての面積とかいろいろございますので、これは広域調整が必要になってきます。今、先ほどウエストヒルズに関しては、店舗できないということですが、スーパーとか、そういうのは準工業ではできます。特別業務の中でもできることになっております。ただできないのは、先ほど言ったカラオケ、学校とかそういうもの、これは盛岡市もそのとおりですが、流通センター地区から全部、それから特別業務地区としての建築基準法上とか、いろいろ指定しておりますので、これについては、市ともいろいろ協議して定めた経緯がございます。ですから、これについては良好な市街地形成、あと流通センター関係は、流通業務を主体としてやるということをやっておりますので、それらで特別業務をかけておりますので、今のところこういうカラオケとか、そういうもの、老人ホームとかという形の特別業務地区の変更関係は考えておらないところでございます。

あと用途変更につきましては、町村決定ですが、先ほど言ったように広域の調整がございまして、商業系にするということは大変難しいことでございます。ですから、用途とすれば準工業でやって特別業務をどうするかという形が今後市との議論とか、そういう形になろうかと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） それでは、流通センターの活性化について私からお答えさせていただきます。

まずこの流通センター、盛岡卸センターが大半を持っているわけですが、その中でいわゆる活性化というのは、非常に今流通業界もいろいろの変化がありまして、非常に経営上も厳しい状況であります。したがって、そこを何とかということで、実は用途の変

更とか、そうしたことも視野に入れて卸センターとは協議しておるわけでございまして、卸センター自体がそういう意向であれば、矢巾町も骨を折りますよといったようなことはお話をしております。これはもう五、六年になりますか、しかしながらいろいろ懇談の席では出るのでありますが、正式な中ではそういう話はまだ出ていない状況にあります。

ただ、それで手放ししておるわけではございません。今いろいろいきいき活性化祭りとか、かつては卸センターでいろいろな行事をやって、それぞれ消費者の皆さんに理解いただけるようなことをやっておったわけでございますが、先ほど申し上げましたような状況で頓挫しておったわけでございますが、ここ4年前からそういういきいき祭りを行いまして、それぞれ消費者の皆さんに理解をしていただく、知っていただく、そしてまたいろいろなことをやっているのだということのPRを今行っておるわけでございまして、これをさらに活性化させていきたいなというように思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上で8番、廣田光男議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を2時20分といたします。

午後 2時08分 休憩

—————

午後 2時20分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

11番、昆秀一議員。

第1問目の質問を許します。

（11番 昆 秀一議員 登壇）

○11番（昆 秀一議員） 議席番号11番、昆秀一でございます。よろしく申し上げます。

私は、ろう者の生活についてしやすい町についてお聞きいたします。大多数の人は、声を出し、それを耳で聞くことによってコミュニケーションをとっております。ろう者は、音声言語の獲得が困難なことが多く、主に視覚機能を利用した言語である、今私やりました手話によって生活している方がいます。そこでろう者の言語である手話を音声言語と同じように

生活のあらゆる場面で使えるようにするために以下お伺いいたします。

手話のより一層の普及を図るための必要性をどう考えるのか。手話言語法の制定に対しての町の所見をお伺いいたします。

学校教育において児童・生徒がろう及び手話に対する理解を深めるようにすべきと考えるがどうかお伺いいたします。

ろう者ほか障がい者がよりよい暮らしをするために本町として家庭、学校、職場、地域の人間関係を築く環境整備をもっとすべきではないのかお伺いいたします。

そして今後町独自の施策として手話を言語として使えるように条例化を目指してはどうかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 11番、昆秀一議員のろう者の生活しやすい町についてのご質問にお答えいたします。

1点目の手話のより一層の普及を図るための必要性をどう考えるかについてですが、本町では、町社会福祉協議会と連携し、平成24年度までは手話ボランティアの養成のため手話教室を開催してまいりましたが、平成25年度からは障がい者総合支援法地域生活支援事業において聴覚障がい者等と交流活動の促進と福祉の増進のため、手話奉仕員養成研修事業を実施し、手話奉仕員の養成を進めているところであります。本町には、現在聴覚障がい及び音声・言語・そしゃく機能障がいによる身体障がい者手帳保持者が18歳未満3人、18歳以上が52人おりますことから、今後も継続して手話奉仕員養成研修を初めさまざまな機会を捉えながら手話通訳者育成を図るとともに、手話のさらなる普及に努めてまいります。

2点目の手話言語法の制定に対しての町の所見についてですが、平成23年8月に障がい者基本法の一部改正において、言語に手話を含むという記述がされたことから、手話言語法制定に向け、全国ろうあ者連盟を初め財団法人岩手県ろうあ者協会等において手話言語法制定に向けてさまざまな運動が展開されているところであります。

本町におきましても今後手話言語法の制定について、早期に制定されるよう国に対して県並びに岩手県町村会を通じて要望してまいります。

4点目のろう者ほか障がい者がよりよい暮らしをするために家庭、学校、職場、地域の人間関係を築く環境整備をもっとするべきではないかについてですが、本町では障がい者基本法に基づき平成11年7月に障がい者プランを策定、平成14年3月には、プランの見直しを実

施、さらに障がい者自立支援法施行後の平成18年10月には障がい者基本法第9条第3項に基づき保健、福祉や教育、居住環境、生活支援など、あらゆる分野を網羅した第1期矢巾町障がい者プラン計画及び障害福祉計画を策定し、現在は第3期計画に沿って事業を実施し、環境整備に努力しているところであります。

現在第4期計画を策定しているところですが、手話については、特にも誰もが使えるコミュニケーションツールとして位置づけ、手話奉仕員並びに手話通訳者の育成に力を入れてまいります。

5点目の今後独自の政策として手話を言語として使えるよう条例化を目指してはどうかについてですが、聴覚障がい者の方にとって手話は言語であると認識しておりますが、現段階では、手話通訳者を初め手話ができる方をふやすことにより、よりコミュニケーションがとれるようになることが非常に重要で大事であると捉えております。少しずつではありますが、手話奉仕員養成研修の開催等により、手話通訳者の育成並びに手話の普及・啓発への取り組みを行ってまいりたいと考えておりますことから、条例化については、国における法制化の状況や県並びに近隣市町の動向を注視してまいります。

以上、私のほうからのお答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 引き続き、11番、昆秀一議員のろう者の生活しやすい町についての3点目のご質問にお答えいたします。

学校教育において、児童・生徒がろう及び手話に対する理解を深めるようにすべきと考えるがどうかについてですが、煙山小学校では、講師を招き、手話の体験学習を行っており、また矢巾中学校、矢巾北中学校では、昨年文化祭で特設合唱部が手話を交えた合唱を発表しております。

児童・生徒がろう及び手話に対する理解を深めることは大切なことと考えますので、各学校において教育課程の実施状況を勘案しながら、ろう者を含む障がい者の理解を促す学習について検討してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 聴覚障がい者は、聞こえない、聞こえにくいことで周囲の人たちと

コミュニケーションがとりにくく、情報が入りにくいために生活のいろいろな場面で不便なことがあります。このために聞こえない、聞こえにくいことの理解をもとに、音声情報のかわりに手話、文字等による情報、コミュニケーションが必要であります。また、手話通訳や要約筆記、盲ろう者向け通訳、介助など、コミュニケーションの支援が必要です。もし、災害が起きたときに耳の聞こえない方々はどうなるでしょうか。字幕も手話もなければ、ほとんど必要な情報も受け取ることができません。これは、情報アクセス権という基本的人権の侵害と言えます。そうならないためにしっかりとした体制をとる必要があります。その点を町としてはどのように捉えて体制を整えておるのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

基本的には、町長の答弁で話しておりますとおり、やはり一つは障がいの方々が理解をするというのが大変大切なことだと、このように考えております。それから、やはり聴覚障がいの方々、当然言語として手話を使っているわけですが、その周りの方々が手話を使えないということになると、議員がおっしゃる言語にも欠落するのではないかというような考え方に立っております。それで地道ではありますが、毎年のように手話の講習会、教室を開いて、一人でも多くの方々が手話を実行できるように、できる人を育成するというのはやはり大切だと、このように考えております。

また、災害の場合ですが、この場合につきましては、やはり今災害時の要援護者台帳、今いろいろ各地域の方々から登録をさせていただいておりますが、もしも聴覚障がい者の方々がまだ登録をしていないということであれば、これはやはりそれぞれ地域の自治会長さん、あるいは民生委員さんを通じて登録するよう促していきたいなと思いますし、万が一、その方々がそれでも登録しないということであれば、本当の災害が起きた場合には、これはやはり人命を大切にするというのが第一でございますので、それらを開示して、やはり救助、助けるというのが大切ではないかと、このように考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 今申し上げられたように、耳の不自由な方々の地域でのおつき合いや自治会などの会合などはどうしているのでしょうか。地域のコミュニケーションの中で周囲の人たちから敬遠されていることがあります。そのようなことがないような配慮が必要であ

ります。地域の理解を得るために町として要約筆記者などを派遣できるようにしていったらどうかと思うのですけれども、その辺はどのようになっているのでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

地域への要約筆記者等の派遣ということですが、それぞれ個別になかなか派遣するというのは、先ほども言っているとおり、それをやっていただける方々がやはり絶対多数少ないということですので、やはりそれらを解消するためにも先ほどから言っておりますとおり、それぞれの育成に対してやっていきたいなど、このように考えております。

それから、耳の不自由な方、手話もそうですが、それこそ書いてお知らせするというのも、これはちょっと時間がかかりますが、そういうことも可能でございますので、それぞれ先ほどから言っております民生委員等々につきましては、耳が不自由な方につきましては、それなりの対応、個人でなかなか住んでいる方というのは、ちょっと少ないわけですが、家族の方等々をお願いしながらそれぞれ進めていることですので、ご理解を願いたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） そこで教育に対してなのですけれども、手話できる人をふやすための考えなのですけれども、聴覚障がい者の方たちは働いても聞こえないということで職場でも孤立している場面が多いということをお聞きしました。そういう現状は、小さいころからいろんな障がいがあるということを理解できるような教育がとても必要なのだと思います。現在町内の小学校4年生に社協によってキャップハンディ体験をなさっているということですが、ほかにも今後そういう障がいを理解するような授業を今以上に少しでもいいですからふやしていければ、そういう手話をやろうと思う人たちもふえてくるし、障がいに対しての理解もできるようになってくるのではないかと思うのですけれども、そこら辺もう少しふやしていく考えはないのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

（教育長 越 秀敏君 登壇）

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

小中学校の授業日数は、大体204とか205、年によって違いますけれども、そうしますと、

週5日ですから、41週ぐらいなのです。ところが、授業というのは、35週で1時間必ず勉強しなさいというふうに言っております。そうしますと、欠落するのもありますので、三十七、八週の授業は確保しなければいけない。残る週というのは3週ぐらいなのです。中学校を例にとりますと、期末試験、それから中間テストだけで8日間になるのです。ということになってきますと、キャップハンディ体験とか、薬物乱用とか、安全教育とか、さまざまな教育が要請される場所でもありますけれども、それらの実施状況を勘案しながら学校で取り入れられる時間数だけ取り入れていくということでもありますので、学校によってキャップハンディに時間を割く学校もあれば、あるいは薬物乱用とか安全教育に時間を割く学校もありますので、ふやしてもらいたいということは、先ほど述べたとおりよいことでもありますので、学校も思っていると思いますが、全てを受け入れるというのは、そういう時間数の制約もあるということをご理解いただきたいと思います。

ただ、ふやしていくということについては、検討させていただきたいというふうに思います。

以上、お答えとします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） よくわかりましたけれども、限られたところで有効にそういう理解を深めていけるように検討をお願いいたします。

あと町のホームページ、私いまだしょっちゅう見ているのですけれども、気になったのですけれども、障がい者の程度区分というのがことし障がい者支援区分と変わったように思うのですけれども、変更されていない。ホームページでまだまだ変更されていない部分が結構あるので、そのホームページを見直すというふうなことはどのように行っているのか。ホームページ全体しっかりと見直していかないと、新しい情報を次々入れるためにホームページがあると思うのですけれども、そこら辺はどのようになっているのか、今後しっかりとお願いしたいのですけれども、よろしく申し上げます。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） ホームページの扱いについてでございますが、基本的に各課のほうから情報を得ながら企画財政課のほうで担当してございますが、そういったところを含めまして今後対応してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 手話言語法に向けては、まず必要であれば、研究会などを立ち上げ、議論などをしていく、そういうふうな課題解決もできるようにしていったらどうかと思いますけれども、その点も含めて前向きに検討していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○11番（昆 秀一議員） 視覚障がい者への理解と同行援護の利用促進で支援をとということで、視覚障がい者と一口に言っても、全盲の方から、ロービジョンの方、先天性、中途失明者と千差万別、個人差があります。まずその方々の心を理解することが必要です。そこからその障がいに対しての支援が見えてくると思います。同行援護というのは、視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に移動に必要な情報提供、例えば代筆、代読を含む、そういうものを移動の援護等の外出支援を行うものであります。そこで視覚障がい者がより過ごしやすくなるために以下お伺いいたします。

現在の同行援護の利用状況と利用促進のためにどのような情報提供を行っているのかお伺いします。

まずは、町職員や学校においても定期的に障がい者の疑似体験などの講習を行い、障がい者の理解を深める役に立つようにしてはどうかお伺いします。

役場庁舎や付近の点字ブロックの不備を指摘しましたが、どうなっておるのかお伺いいたします。

視覚障がい者への情報伝達などは、どう行っているのか。また、災害時の対策はどのようになっているのかお伺いいたします。

同行援護を行うに当たっては、特に情報提供が重要だと言われております。このようなことを理解した同行援護を行える人材の育成がもっと必要に思いますが、今後人材の育成をより進めるべきではないかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 視覚障がい者への理解と同行援護の利用促進の支援をについてのご質問にお答えいたします。

1点目の現在の同行援護の利用状況と利用促進のためにどのような情報提供を行っているのかについてですが、現在本町には視覚機能障がいによる身体障がい者手帳保持者は、18歳

未満2人、18歳以上46人おり、そのうち同行支援を希望または利用している方はおらない状況にあります。この状況については、家族内での同行支援が可能であり、利用に至っていないものと捉えております。また、利用促進の情報提供については、障がい者福祉ガイドブックを作成し、身体、知的、精神の障がい者手帳保持者や身体障がい者福祉施設への配布のほか身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、民生児童委員の訪問活動や障がい者サービス事業所において相談事業を実施しながら情報提供を行うとともに、広報紙やホームページへ掲載し、周知を図ってまいります。

2点目の町職員が障がい者の疑似体験を行うことにより、障がい者の理解を深めてはどうかについてですが、県及び県社会福祉協議会の主催による研修会などに関係する福祉施設の担当職員とともに、さまざまな体験研修の場に積極的に参加し、疑似体験の機会を得ております。

3点目の役場庁舎や付近の点字ブロックの不備を指摘してきたが、どうなっているのかについてですが、現在町民センター内歩道の起終点、庁舎正面玄関など主要箇所には点字ブロックを設置しておりますが、歩道にライン上の点字ブロックとか、庁舎内通路などには設置はしていない状況であります。これまで設置について検討してきましたが、歩道、通路等の幅が狭く、点字ブロックの設置により、むしろ車椅子利用者等の歩行困難者や幼児やベビーカーなどの通行障害になることが予想され、またそのような調査結果もあることから、点字ブロック設置については、見送っているところであります。

なお、庁舎等に視覚障がい者の方が来庁した際には、職員から声をかけ、案内をするなど、適切な対応を心がけるようさらに職員に指導してまいります。

4点目の視覚障がい者への情報伝達などは、どう行っているか、また災害時の対策はどのようになっているのかについてですが、平常時におきましては、障がい者相談員及び民生児童委員の協力を得て情報提供を行っておりますし、災害時の対策については、平成23年の東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年2月から本人や家族からの申請に基づき、病気や障がいの状態、世帯構成及び緊急連絡先などの情報を収集し、災害時要援護者台帳の整備を行い、平常時から当事者の同意を得た情報について、自治会長、消防機関、民生児童委員、町社会福祉協議会等の避難支援関係者に対し情報を提供し、災害時に迅速かつ実効的に支援できるよう矢巾町防災計画に基づき体制整備を図っております。

5点目の同行援護を行える人材の育成を進めるべきではないかについてですが、1点目のご質問でお答えいたしました。本町ではこれまで同行支援サービスの利用者がいないこと

や現在第4期矢巾町障がい者プラン及び障がい福祉計画策定に当たり、アンケートを実施しており、その分析と同行支援への要望等を踏まえながら、今後の人材育成についても検討してまいります。

以上、私のほうからのお答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育委員長。

○教育委員長（松尾光則君） 引き続き、11番、昆秀一議員の視覚障がい者への理解と同行援護の利用促進で支援をについての2点目のご質問についてお答えいたします。

学校においても定期的に障がい者の疑似体験などの講習を行い、障がい者の理解を深めてはどうかについてですが、町内の小学校では、障がい者を理解する学習として4年生が取り組んでおります。内容としては、徳田小学校では、さまざまな障がいについての調査をしたり、特別支援学校との交流を通しての車椅子や疑似歩行体験学習など、煙山小学校では、車椅子、手話、白杖、アイマスクによる体験学習など、不動小学校では、白杖、車椅子、点字体験学習などを、矢巾東小学校では、障がい者に対する施設、設備についての工夫等について学んでおります。矢巾中学校では、特別支援学校との交流や障がい者施設の職場体験を実施しておりますし、矢巾北中学校においては、エコキャップ運動による難病支援、車椅子支援に取り組んでおります。

児童・生徒が体験により障がい者の理解を深めることは、大切なことと考えますので、各学校において教育課程の実施状況を勘案しながら障がい者の理解を促す学習について検討してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 視覚障がい者に対する情報提供について、町の情報を点字広報などで知ることができるようになっているのか。そのような配慮はどう行われているのか。行われていないとしたならば、今後どう行っていくか。ほかにも音声での広報などはどうなのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 視覚障がい者へのそれぞれの広報ということでございますが、今点字での広報等は今現在やっておらないところでございます。ただし、音声の広報というのがボランティアによる音声広報を、それこそ視覚障がい者の方々にテープでとって

毎月送っているというような形になっております。なかなか点字までには至っておりませんが、それぞれ将来的にそういう部分も考えていかなければならないのだろうなということは考えています。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 視覚障がい者に限らず外出するという事は、大変精神的にもいいことだと思うのですが、なかなか障がい者が外出するのは困難が伴うようです。積極的に外出されている方もおりますけれども、そうでない方もいらっしゃいます。そのような場合でも安心して外出できるようなまちづくりが必要でありますし、そのために同行援護があります。ぜひ障がい者が気がねなくどんどん外出できるような町にしてほしいと思うのですけれども、町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 同行援護に伴いまして町に出かけるということでございますが、別段町といたしましては、同行援護を断っているわけでもございません。結局先ほど町に対しての同行援護の要請がないというお話を町長答弁でしておりますが、これにつきましては、先ほど答弁しているとおり、とりあえずは家族の同行で行っていただいているのかなというように感じております。ただ、これは障がいのある方々全般に言えることではございますが、それぞれの親御さんたち、それぞれだんだん高齢になってきておりますので、将来的には町のほうへの同行援護というのが必要になってくるのだろうなと、このように考えておりますので、その節には、ある制度でございまして、どしどし使ってほしいなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 家族内で支援しているということで利用がないということでしたけれども、ぜひそういうふうに家族の負担を軽減してもらうためにも情報提供等をしていただきたいと思います。

そして先日ニュースで報道されていたのですけれども、盲導犬が何者かに刺されるという非常に悲しい事件が報道されました。犯人は、絶対に許されないと思うし、世の中にそんな

ひどいことをする人がいるとは信じられません。盲導犬は、視覚障がい者の目であり、体の一部です。その無抵抗の盲導犬を刺すなどと考えられません。近年盲導犬が少しではありますが、減っております。いろんな原因が考えられますが、盲導犬に対してのいたずらがよくあるとのことですが、泣き寝入りしている件が多いそうです。視覚障がい者は、社会を信頼して外出しているのだそうです。その信頼を裏切る行為が行われております。本町としては、このようなことが決して行われたいような町にしていかなければなりません。町としては、このような出来事をどのように感じ、どのような対策を講じていけばいいと考えているのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 今お話ありました盲導犬への殺傷といたしますか、ついこの前事件ありましたけれども、非常に悲しいことだなど、このように感じております。やはりこのようなことを起こさないためには、やはり小さいときからのそれぞれの障がいに対する理解が必要なのだろうなど、このように考えています。そのためにも先ほどお話していただきました小中学校でもそれぞれ障がいについて学習しているわけでございますし、成人になってからも、それぞれボランティアの方々を対象にしながらも疑似体験等々やっておりますので、やはり視覚障がい、聴覚障がい、それぞれの四肢への障がいがある方々の同行について、どのような不自由さがあるのかなというのをそれぞれがやはり理解するのが一番最初なのだろうなど、このように思っておりますので、それぞれ各町民の皆さんにもこれからそのような研修の場等々提供してまいればなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 高齢者の視覚障がい者における外出については、外出時における視覚情報支援を行うサービスがないということから、介護保険対象者であっても同行援護を利用できることとなっておりますけれども、このことはよくご存じない方が多くおられるように思うのですけれども、その点ケアマネジャーさん等、どう周知されているのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 高齢者へのそれこそ視覚障がい者への同行ということでございますが、今つい先日も視覚障がいの方がうちのほうに来ましたが、それぞれケアマネ

さんが一緒についてきたり、あるいは一時支援事業を使ってきたりというような形でそれぞれ介護保険のそれぞれの事業を利用してきておりますので、そういう部分ではわからないということはないのではないのかなど、このように思っておりますが、もしもそういう方がいるのであれば、こういう制度もありますよということでお知らせをしてみたいなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第3問目の質問を許します。

○11番（昆 秀一議員） 第4期障がい者プラン及び障がい福祉計画策定についてお伺いいたします。平成27年度よりの第4期障がい者プラン及び障がい者福祉計画が策定することになっております。既にアンケート調査も終了していることから、福祉計画について以下お伺いいたします。

アンケート調査の回収率はどうかお伺いいたします。

今回のアンケートの特徴的なところはあったのか。時代の流れ等で第3期計画と変わったところは出てきていないのかお伺いします。

アンケートの分析については、誰がどのように行うのか、それらをどうプランに反映させていくのかお伺いします。

今後の計画の策定日程はどうなっているのかお伺いいたします。

第3期計画に対しての評価は、どのように捉えているのかお伺いいたします。

上位計画である次期総合計画との整合性はどうかお伺いをいたします。

個別支援計画の策定状況は現在どうなっているのかお伺いいたします。

社会資源充実のための計画は、どう考えているのかお伺いします。

県療育センター、支援学校との連携については、どう考えているのかお伺いします。

発達障がい者に対する支援の取り組みはどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 第4期障がい者プラン及び障がい福祉計画策定についてのご質問にお答えいたします。

障がい者プラン及び障がい福祉計画は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施

を確保することを目的として、本町においても平成27年度から29年度までの第4期障がい者プラン及び障がい福祉計画策定に向け、ニーズ調査の基本であるアンケートを実施したところであります。

1点目のアンケート調査の回収率はどうなっているかについてですが、アンケート調査は、1,100人に対し、7月25日から8月11日まで実施し、8月25日現在回答者が574人で51.18%の回収率となっております。

2点目の今回のアンケートの特徴的なところ、第3期計画と変わったところは出てきているのかについてですが、アンケート実施に当たり、事前に親の会、障がい者団体、障がい者サービス提供事業者へ内容説明会を実施し、ご意見等をいただき、それらをアンケートに反映いたしております。

アンケート対象者については、身体、知的、精神の手帳保持者のほか、新たに18歳未満で障がい児福祉サービスを利用している児童も対象に実施し、さらに調査票の文字にルビをふり、わかりやすい表現に努め実施したところであります。

3点目のアンケートの分析については、誰がどのように行うのか、それをどう反映させるのかについてですが、アンケート調査の分析については、コンサルタント会社へ委託し、調査結果報告書として9月中旬に提出されることとなっております。その反映方法については、10月に開催を予定しております町障がい者自立支援協議会へ審議を付託することとしております。

4点目の今後の計画の策定日程はどうなっているのかについてですが、10月開催予定の町障がい者自立支援協議会において、調査結果の報告を行い、協議を重ね、平成27年1月末までに最終案をまとめた上でパブリックコメントを実施後、意見を集約した上で計画書を策定する予定で計画をしております。

5点目の第3期計画に対するの評価はどう捉えているのかについてですが、今年度は第3期計画の最終年度となっており、共同生活援助の実績については、おおむね計画どおりの進捗となっております。

6点目の上位計画である次期総合計画との整合性はどうかについてですが、利用者の動向等を勘案しつつ、反映させてまいりたいと考えております。

7点目の個別支援計画の策定状況は、現在どうなっているのかについてですが、8月22日現在、対象者数207人中74人で35.7%が策定済みとなっております。

8点目の社会資源充実のための計画は、どう考えているのかについてですが、アンケート

の結果報告書及び障がい者自立支援協議会の審議を経て、必要とされる社会資源等については、第4期計画に反映してまいります。

9点目の県療育センター、支援学校との連携については、どう考えるのかについてですが、県療育センター、支援学校とは常に支援会議等で情報を共有しており、必要とされる支援等については、これまで同様に協議を進めながら支援してまいります。

10点目の発達障がいに対する支援の取り組みはどうなっているのかについてですが、現在本町では発達障がいについての取り組みは実施しておりませんが、矢巾、紫波の発達障がいのある子どもと、その保護者を支援する会から発達障がいについての理解と周知について要望されておりますことから、今年度発達障がい児と接する機会の多い職員を対象とした研修会の開催を予定しております。

今後町民を対象とした研修会等の開催や計画策定調査報告書の内容を踏まえながら必要とされる支援については、第4期計画に反映するよう検討してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） アンケートの回収率が前回より多少少なくなっているように思うのですが、原因はどう捉えているのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） アンケートの回収率ということでございますが、前よりも若干少な目ということではあります。かえって今度の内容につきましても、先ほど町長の答弁にもありますとおり、障がい児への今までやっていなかったアンケートを実施することにより、児から者の障がいのある方々の大体の全ての要望が聞けるのではないかと、このように考えております。

さらに、これは途中経過でございますので、その後まだ来ている部分もあるかと思っておりますので、もう少し率のほうは上がるのかなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 自立支援協議会の人選はどのように行われたのか。その中に利用者本人は含まれないのかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 矢巾町自立支援協議会、これはもう発足をしておりまして、発足をしているというよりも自立支援法が定まった時点で矢巾町の場合は、独自で協議会を設置しております。ただ、その協議会の中には残念ながら当事者は参加していなくて、その親御さんが委員として参加しているというような状況でございます。なかなか当事者、三障がいの、当事者であれば三障がい、当然入ってもらうことになるわけですが、なかなかその場で意見を求めても、なかなか難しい部分もあつたりしますので、矢巾町の場合については、それぞれの当事者のご父兄さん、親御さん、親の会等々の方々をお願いしているというような状況になってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） これ障がい者本人がぜひ計画に携わって意見を言いたいといった場合には、協議会内で直接意見を反映させることはできないのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 協議会の中での意見ということでございますが、例年ですと、協議会の前に部会等々つくる予定をしておりますので、もしもご意見等がその場でお話をしたいというのであれば、そのような部会等々での意見の発言というのは、可能かと思われましますし、またこのアンケート調査の中で言いたい部分をお話ししていただくためにアンケートを実施しておりますので、そのような部分に書かれておりますと、それぞれ意見につきましても、できる部分については、反映してまいりたいなど、このように考えておりますので、そのような活用もできるのかなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 前回の計画策定では、部会が2回ばかり開かれておりますけれども、今回も同じように2回ばかりの策定で決まってくるのでしょうかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 大体がコンサル会社から集約されたものが今月、今集約をしておりまして、今月の半ばから末ごろに来ることになっておりますが、それを自立支援協議会に1回かけまして、そのかけたものの中で部会設置をするということになりますので、大体回数的には来年の3月31日までに作成という段取りをとってくるのであれば、大体同じ

ような回数で協議するというふうな形になろうかと思えます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 平成25年度新規事業であります障がい児通所サービス事業ですけれども、決算書で4,400万円ほどありましたけれども、これは3期のプランに入っていたのでしょうか。

障がい児通所サービスに関しては、盛岡広域においても足りないという話を聞きますけれども、それはいかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ちょっとお聞きして申しわけございませんが、その足りないというのは、どういうものが足りないかというのをちょっとお話ししていただければなと思えます。

○議長（藤原義一議員） 昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 絶対数が足りない、施設が足りないということで紫波でもふやそうという動きもありますし、盛岡でも児童デイ等ふやそうという考えがあるのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 失礼しました。そういうことであれば、矢巾町の場合は、大体日中一時デイ等、今南昌のほうでやっている事業者さんもありますし、それこそ紫波のほうにお願いしている部分もありますし、大体ある程度今の希望を満たすくらい、希望者の方々につきましては、それぞれの施設等を利用しているのかなと、このように考えておりますので、矢巾町の子どもたちに限っては不足していないのではないのかなと、このように考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 今のように紫波、盛岡等を含めて矢巾町という小さなくくりだけではなく、大きなくくりで計画等、プランも策定していただきたいと思いますのですけれども、そこで先ほど個別支援計画については35.7%と、まだまだという感じだったのですけれども、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画のほうの作成状況はどのようになって

いるのかお伺いたします。

そして、そのうちセルフプランはどのくらいあるのか。セルフプランの指導状況もあわせてお伺いたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたしますが、矢巾町だけでなく、盛岡広域でというお話がありましたが、あくまでも矢巾町の障がい者プランでございますので、この部分については、矢巾町の方々を対象にした計画書ということになっておりますので、ご理解を願いたいと思います。

また、広域は広域で盛岡広域障がい者自立支援協議会という、そういう組織がありますので、それぞれその部分については、そちらのほうの広域でお話をし合いながら町のほうに反映できるものについては反映していくというような形になっておりますので、ご理解を願いたいと思います。

それから、サービス計画書の関係ですが、三十何%ということで非常に3分の1ちょっとなわけですが、これの解消策といたしましては、1つは今回の定例会の補正予算でもまた提示いたしますが、それぞれサービス等計画書を立てる人材育成という絡みでちょっと補正予算をとらせていただきまして、計画書の作成を希望というか、予定どおり、これは本来は年内希望だったわけですが、これはちょっとそれは無理だろうなという計算をしておりますので、年度内に100%こなせるような体制を組みたいなというように考えております。

それから、セルフの部分でございますが、詳しい数字の部分、持ってはございませんけれども、約3分の2ぐらいは、そちらのほうになるのかなというふうに考えております。詳しい数字等々はもしも必要であれば、後ほどお話をしたいなと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） ある社会福祉法人が矢幅駅西口付近に施設を建設するということですけれども、町としての事業の計画上ではどう考えておるのか、その位置づけについてお伺いたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 駅西地区にそれこそ障がい者の施設を今建設中ということになっております。この辺の部分につきましては、町の計画の位置づけというのは、例えば介護のほうの部分でいきますと、そういうふうな施設は計画書に載っていないと建てら

れないというような形になっておりますが、障がい者のほうの計画書につきましては、それらもろもろの規制というのはしておりませんので、これは県の補助金を活用しまして、今建設中なわけでございますが、町の計画との整合性というのは、別段施設に対してはないというふうに考えております。

ただこれはかえって施設のほうでそういうふうなものを法人のほうでつくっていただくというのは、放課後の部分のデイ等もやるということでございますので、ますます障がい児につきましては、サービスが提供されるのではないかなと、このように考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 発達障がいに対しては、今後取り組んでいくということで始まるのですけれども、矢巾町には岩手医大附属病院、みちのく療育園、そして県立の療育センター、現在その中にある岩手県発達障がい者支援センターも移転してくるのだと思いますけれども、まさに岩手県の発達障がいのメッカになってくると思います。そこでぜひ早急に支援体制ができるようにしていかなければならないと思いますので、そこら辺、どうお考えなのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 発達障がい児に対するかかわり合いということでございますが、今現在でも発達障がいのある子どもたち等々に絡みましては、療育センター等、ここでも町長の答弁にもありますとおり、毎回のように協議、会議をしておりますので、それらの延長ということで考えておりますので、特段矢巾に来たから何かを新たにするというのは今のところ考えてはございません。

ただ、今議員おっしゃるとおり、それぞれそのような障がいのある子どもたち等々が多分今以上に来るのだらうなというのははっきりしておりますので、それぞれそれらの対応に対しましては、しっかり医大あるいは療育センターあるいは町、それこそみちのく療育園等々の関係機関と連携をとっていきたいなと、このように考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） そのように患者さんが集まってくると思います。今スマートインターチェンジ、徳田橋かけかえなどのハード面の充実は大変進んでおりますけれども、ソフト

面はどうなっていくのか、その計画についてこの福祉計画というのが必要になってくると思いますので、その施設面だけではなく、ソフト面の受け入れ体制も充実していくようお願いして質問を終わります。

○議長（藤原義一議員） 以上で11番、昆秀一議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を3時25分といたします。

午後 3時15分 休憩

午後 3時25分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

14番、川村よし子議員。

第1問目の質問を許します。

（14番 川村よし子議員 登壇）

○14番（川村よし子議員） 議席番号14番、川村よし子でございます。私は、3点について質問させていただきます。

第1点目、歴史を感じるまちづくりについてお伺いします。矢巾町史下巻の976ページには、矢幅駅の誕生、発展、産業とともに変貌する駅周辺の移り変わりが記載されております。また、同じ矢巾町史の下巻の988ページには、北上川の渡しと題し、昭和36年ごろの徳田船場の写真も掲載され、船場の運営や船場の略図が説明付でされております。先人が生活していく上で欠かせなかった樹木や植樹や不眠不休により建設した建物、そして船場などの地域の歴史を後世に残すまちづくりを望むので、2点についてお伺いします。

1点目、矢幅駅周辺土地区画整理事業は、多くの住民の協力により進められてきております。矢巾町史にある矢幅駅の果たした役割や徳田倉庫を初めとした倉庫群の歴史を後世に伝える工夫が今必要ではないかお伺いします。

2点目、徳田地域には、史跡徳丹城のほかに北上川を中心に数カ所の船場があったと言われ、生活基盤として対岸と往来があり、足跡を伝える必要があると考えますが、どのように考えているのかお伺いします。

以上、2点お伺いします。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育委員長。

(教育委員長 松尾光則君 登壇)

○教育委員長（松尾光則君） 14番、川村よし子議員の歴史を感じるまちづくりについての質問にお答えいたします。

1点目の矢幅駅や徳田倉庫の歴史を後世に伝える工夫が必要ではないかについてですが、当区画整理事業の中心に位置する矢幅駅及び平成17年に解体した徳田倉庫については、かつての中心的建物として数多くの人々の往来でにぎわうとともに歴史を刻んできたところであります。

特にも徳田倉庫については、区画整理事業によりやむを得ず解体いたしました。かつて徳田産業組合の大農業倉庫として徳田米を収容する県内一の倉庫として矢幅駅とともに本町発展の礎を築いてきた場所であります。今後も区画整理事業により矢幅駅周辺は、新しい街となり大きく変わってまいります。当然のことながら地域に刻まれた歴史は忘れることなく後世に伝えていくことは必要であると考えております。そのような観点から、継承の一環として倉庫跡地のにしぐち公園内に説明看板を設置したほか、矢幅駅西口には、倉庫の柱の木材を使用した駅表示のモニュメントを設置しております。また、解体時にデジタルデータを作成し、倉庫の外観や内部を記録保存しているところでもあります。

区画整理事業が進展する中で当時の歴史を感じるようなまちづくりは、現実的には難しいものと考えておりますが、今後においてもその存在を忘れることがないよう矢幅駅の展示スペースや歴史民俗資料館等において、特別展や写真展などの開催も計画しながら後世に伝えてまいりたいと考えております。

2点目の北上川の船場の足跡を伝える必要についてですが、議員仰せのとおり、北上川には江戸時代以降高田、柳原、徳田、羽場、土橋の5カ所に船場が設置されていたところであり、昭和37年の徳田橋の架橋、そして平成3年の長徳橋の架橋が終わるまでの間、重要な交通手段としてその役割を担ってまいりました。特にも土橋船場については、盛岡から一関までの間において、最後の船場として20年前まで対岸との往来に活用されてきたものであります。現代の車社会の到来や交通網の発達により、時代とともに忘れがちなものではあります。貴重な歴史として後世に語り継いでいかなければならないと考えております。

今後町民を対象とした町内の史跡及び名勝めぐり事業や子どもたちを対象にした町内の歴史探検事業の行程に入れるなど、その周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） これは、教育委員長に質問ではなく、町長にお聞きします。

屋台村や複合施設建設の開発優先で進めている矢幅駅周辺ですが、大企業優先の開発だけ政策ではなく、先人が築いてきた歴史をひもとくことも大切と考えます。社会教育の中で特にも矢巾町史を読むことができる方々は、どの程度いると考えておりますか。答弁の中には、矢幅駅の展示スペースや歴史民俗資料館において特別展や写真展などの開催も計画しながら後世に伝えてまいりますとありますが、どのような方々が行かれると思えますか、その点をお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

矢巾町史に今ご質問のあったような事項については記載をされておりますが、一応矢巾町史につきましては、昭和60年の合併30周年のときに記念として作成したものでありまして、これにつきましては、各戸に配布するということで事業展開して配布になっているはずでございます。ですので、どちらのお宅にもあるというふうに私のほうでは解釈をしておりますけれども、どなたでもご覧になれるのではないかなというふうに思っております。

また、今なくなってしまったものでございますので、やはりそれを皆さんにお伝えするためには、写真とか図面とか、それから余り長くないような文章の中で端的に目で見ていただいて、皆さんにお知らせするのが一番わかりやすいのかなというふうなことで考えておりますので、矢幅駅、それから資料館等を活用しながらやっていきたいと思えます。矢幅駅につきましては、不特定多数の方々も通過する場所でございますから、多くの方々にご覧いただけるのではないかなというふうに期待をしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 2点ほど伺います。これは、矢幅駅をおりて西側に行ったときに、モニュメントがあります。これは産業短大の学生さんがつくったもので、後ろのところに説明が書いてあります。これは余り目立たない、モニュメントはすごく素晴らしいものなのですけれども、説明が小さくてなかなか読みにくいところがあって、大人の背の高さにはほど遠い高さだったので、もう少し高いほうがいいのではないかなと思いました。

それから、徳田倉庫の跡地のところにある看板は素晴らしいものでいいなと思っていたの

ですけれども、やはり矢巾東のほうなのですけれども、東のところには何もまだ、開発途中ですので、そういう看板はないのですけれども、不動倉庫とか、それから煙山倉庫は今残っておりますけれども、そういうところにもやはり看板が必要だと思うのですけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

それから、2点目ですけれども、先ほど課長が答弁されたのには、矢巾町史は各家庭にあるということなのですけれども、新しく引っ越してきた方にもあるのでしょうか。うちにはあるのですけれども、その点をお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） 私のほうからは1点目についてお答えをいたしたいと思いません。

駅西のあれは矢巾町民歌をモニュメントにしてつくった看板でございまして、位置が低い、高いというのは、背の大きい人は低く感じるかもしれませんが、その辺はちょっと私もしゃがんで読んだことがあります、余りにしたことはありませんが初めて言われましたので、じっくりその辺、ちょっと見てみたいなどと思ってございます。

それから、駅前の倉庫、これも私も果たしてどのくらいぐらい倉庫あるのかなと思って、ちょっとある人から確認しましたら、煙山倉庫は、1号、2号、5号の3つ駅前のほうにありますし、不動、そして徳田倉庫も1個ずつ駅前にありますし、3農協の木造倉庫が1つあったと。そして駅の引込線から米を運輸する丸通さんが仕切って東京のほうに米を流通しておったと。しかし、ライスセンターができたことによって米の倉庫の役割が一旦終わったと。その後は資材倉庫になったというようなお話をされました。現在も今個人の倉庫がありますが、あくまでもよそさまの倉庫でございまして、その辺は果たしてそういった今ある倉庫を表示をしてもいいものなのか、果たしてその倉庫が事業によってそのまま残るのかもまだはっきり本人から確認をしてございませぬので、そういうお話をされたということは頭の隅には置いておきたいなど、このように思っております。

1点目については、以上でございます。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） 2点目のご質問にお答えをいたします。

私のほうで全ての世帯というふうにお答えをいたしましたけれども、昭和60年当時になりました世帯には配布になっているはずでございます。その後の世帯につきましては、配布になっておりませぬので、全てという言葉は間違いでございました。

なお、主要な公民館等につきましても配布しておりますので、そういった場所でも目に触れることはあると思いますので、そういったものも見ていただければなというふうに期待をしております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） これは提案なのですけれども、駅は開発がどんどん、どんどん進むのですけれども、新住民も多い中ですので、矢巾の歴史がどこにあるのかわからない方たちも多いと思うのです。地域、地域、歴史はあるのですけれども、そういうのをちょっと矢巾広報とかにコラムとして長く、ちょっと期間を断片的にストーリーで載せたほうがいいのではないかなと思うのですけれども、提案です。

済みません、質問あります。そしてちょっと質問、今度は北上川のことなのですけれども、岩手の町村議会報の平成13年2月発行に元矢巾町議会議長の昆氏が北上川今昔としての随想に徳丹城跡の関連発掘調査によって人工的運河の跡が確認された。この辺は川端もぐっと広くなり、日本有数の川の趣を呈する。堤防外の川、河川敷には、各集落の運動公園も点在し、川べりの木々や背高の草むらは野鳥のすみか、楽園になっている。川はいつもやさしく穏やかではない。時には凶暴になり、荒れ狂う。あとは川の流れも変わり、その都度集落の人たちが総出で渡し場を移動したというような内容の掲載がされております。

そこでお伺いします。矢巾町の北上川の船場の掲示ができないものか。5カ所あるということなのですけれども、こういうふうにありましたよという写真入りでも、それから前に絵を見たことがあるのですけれども、絵とか、そういうのも産業技術短大の方々との連携で看板とかができないものかどうかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） ただいまのご質問にお答えをいたします。北上川の河川敷の中に看板等の工作物を設置するということになりますと、許可が必要になってまいります。以前にも看板の設置ということで岩手河川国道の盛岡出張所、そちらのほうと協議した経緯はありますが、非常に難しい状況でありまして、断念した経緯がございます。再度ということとはしてみたいとは思いますが、そういう国の許可が必要だと、工作物を設置することによって川の流れを堰き止めるというわけではありませんけれども、支障を来すというような理由がございますので、看板等の設置については、いろいろ問題があるようでございますので、再度協議はしてみますが、そういう状況が以前にもあったということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○14番（川村よし子議員） 2点目は、農業改革と当町における食育と農業政策についてお伺いします。

安倍政権は、2013年7月の参議院選挙でアベノミクスの第3の矢、成長戦略として国際競争力のある強い農業を目指す、農業、農村所得倍増目標10カ年戦略を掲げ、圧勝しました。この中身は、TPP交渉参加や減反政策の段階的廃止などを含め、大幅な農業構造改革を進めてきています。私たち日常生活上、安全、安心な食べ物の生産と安全な食品の選択が重要と考えているので、以下2点についてお伺いします。

第1点目、健全な人間形成には、食と農とのつながりを基礎から学び、健康を維持していく必要があると考えています。それには学校給食が大きな位置を占めており、大きな力になります。当町の学校給食は、地産地消の自給率を上げている点は評価しております。今後の学校給食において和食を多数取り入れることで食育にも貢献し、地元農産物の使用増加にもつながると思いますが、どう考えているのか教育委員長にお伺いします。

2点目、安倍政権の現在の目玉は、都道府県に農地中間管理機構を設立させました。そして放置された農地を借り受け、用水路、排水路を整備し、規模拡大を目指す農業生産法人などにまとめて転化する新制度が開始されております。農地中間管理機構は、それに要する国家予算、現在の農地流動化支援予算の数十億円から100倍以上の1,000億円台に規模を拡大するというものです。農業委員会では、平成25年度に県に設置された農地中間管理機構についてどのように役割分担を含め討議され、耕作放棄地の対策等について、どう進められてきているのか町長にお伺いいたします。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 農業改革と当町における食育と農業政策について、2点目のご質問にお答えいたします。

県に設置された農地中間管理機構において農業委員会では、どのように役割分担を含め討

議され、耕作放棄地対策について、どう進められてきたかについてですが、全国における現在の状況は、耕作放棄地は、この20年間で滋賀県全体とほぼ同じ面積の約40万ヘクタールに倍増し、担い手の農地利用は、全農地の5割となっております。このことから国では、今後10年間で担い手の農地利用を全農地の8割を占める農業構造の実現を目指すため、農地中間管理機構の整備と活用を目的として、平成25年度に農地中間管理事業の推進に関する法律の成立や農業の構造改革を推進するため、農業経営基盤強化促進法が一部改正されました。農地中間管理事業は、地域内に分散、そして錯綜した農地を整備し、担い手ごとに集約化する必要がある場合や、耕作放棄地等について、農地中間管理機構が借り受け、必要に応じて基盤整備などの条件整備を行い、希望する担い手に対してまとまりのある形で農地を利用できるように貸し付けをしていくこととなっております。

農地中間管理機構は、担い手への農地集積や集約化を推進し、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を推進するため農地中間管理事業を公平かつ適正に行うことができる法人を指定することとなり、岩手県では、岩手県農業公社が指定されておりますが、地域が広大であることや業務量が膨大であることなどから、地域の実情を把握している市町村に対してその業務の一部が委託されております。

このことから、町はもとより農業委員会及び農協など、関係機関等が連携して事業の周知や相談を行っており、さらに農業委員会では、農地中間管理機構が借り受けする場合は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の手続きや耕作放棄地及び、その恐れのある農地については、関係者からの意向調査を行い、希望する場合には、農地中間管理機構への誘導、町においても委託業務である機構から希望する担い手などに対して貸し付けする場合の農用地利用配分計画案の作成など、町、農業委員会等が一体となって取り組んでいくこととしております。

以上、私のほうからのお答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育委員長。

○教育委員長（松尾光則君） 引き続き、14番、川村よし子議員の農業改革と当町における食育と農業政策についての1点目のご質問にお答えいたします。

健全な人間形成には、学校給食に和食を多数取り入れることで地元農産物の使用増加にもつながると思うが、どう考えているかについてですが、平成26年第1回定例会で1番、齊藤正範議員のご質問にお答えしたとおり、本町の学校給食は、学校給食法に定められた給食の役割を踏まえ、地産地消の推進の考えから、町産農産物を優先的な給食食材として利用して

おります。

和食に趣を置いた給食では、町内の旬の農作物を取り入れ、てんぷら、あえ物、汁物や煮物など、さまざまな献立の工夫を行っております。また、地域の年中行事に食べられる郷土食や他県の郷土料理なども提供しているところです。なお、週1回は、県産小麦を使用したパンやめん類の給食提供に努めているところであります。議員ご指摘のとおり和食は、矢巾米などの地元農産物の使用増加にもつながることから給食の内容及び質の充実に努めながら和食の特徴も十分に生かしている現在の学校給食を維持してまいりたいと存じます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 学校給食にかかわることで3点お伺いします。現在の食料自給率は、歴代自民党の農政によって現在は39%、穀物自給率が27%という異常な水準まで下がってきております。さらに政府は、TPP締結を見据えての食料自給率17%も明らかにしております。我が町の学校給食は、いろいろな理由で昨年は58%程度の地産地消率でしたが、それを引き上げる工夫が今必要と考えています。給食センターが開業当時は、地産地消率が60%を超えていたと記憶しておりますが、目標値は幾らで考えているのかお伺いします。

それから、2点目は、世界の動きの中で世界規模の異常気象、あるいは食料不足、食料高騰、偽装問題など、食べ物に対して多くの問題が発生しております。輸入に頼っては、食料確保の保証はないのです。日本人は飽食というけれども、一部の人で健康を害する飽食をしているような気がいたします。正しい知識を与える、そして地場産品を取り入れた給食を願うものでありますが、そこでお伺いします。

矢巾町の米100%、キノコ100%、リンゴ100%の食料自給率ですが、今の58%は何が原因で下がっているのかお伺いします。他地域と比較しては高いですが、何が58%にしているのかお聞きいたします。

3点と言いましたが、2点にいたします。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の目標値はということでございますが、確かに最初の当時は60%を超えていたこともございましたが、最近というか、昨年度は56.2%、24年度が56.6%ということでなっております。目標としているのは57%を目標としております。徐々に上げて60ぐらいになれば

いいのかなとは思いますが、ここ数年のところを見ますと、まずは1%ずつという形でいきたいと思っております。

それから、何が原因でそのくらいにしかならないかと。米、キノコ、リンゴ等々につきましては、矢巾町産をほとんどまず使っているわけですが、野菜類あるいは肉とか、そういうものも使いますので、その辺につきますと、やはり野菜については、とれる時期、とれない時期、さまざまございます。県産材あるいは国産材を使うときもございますので、そういうものがかかってくるということでございます。矢巾町でとれるものは当然使うわけですが、とれない時期もございますので、こういうふうな数値になっているということでございます。ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 地場産品の利用率というのは、どういうふうな観点で考えているのかの点なのですけれども、岩手県は広いので、沿岸部、それから畜産もやられていると思うのですけれども、そういう点を考えれば、地産地消率はあがるのではないかなと思うのですけれども、何が原因なのでしょう。この学校給食の委員会というのは、どのように話し合われているのか、そこをちょっとお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） 学校給食につきましては、JAのシンセラさんと協定を、契約をして、シンセラさんのほうから食材については、提供していただいていることでございまして、できるだけまず町産材が町でとれるものについては町で、またそれでとれないときは県産あるいはそれでとれないのは国産という形になるわけですが、やはり県内産の割合にしますと65とか、そのくらいぐらまでいくのですけれども、町内となりますと56ぐらいということになってしまうということになっておりまして、全てそういうことで丸々町内あるいは県内で賄うということも現実的には難しい状況になっているところでございまして、気候とか、そういうところも関連しまして、とれない時期あるいはこっちにない野菜を使うということもございますので、冬期間などは全く県内でも野菜等々はとれない時期もございますので、よその県からの野菜等々を使うということになりますので、こういう数値になっているということでございますので、どうぞご理解のほどお願ひします。

以上、お答えとします。

○議長（藤原義一議員） 川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） これは意見ですけれども、目標値、県内のものを使うと63%とかという答弁ですけれども、やはり目標値が低いから低く出るのではないのでしょうか。もう少し目標値を高くして取り組む必要があるのではないかなど。特に、JAさんの協力も得てということもありますけれども、協力農家もあると思うのですけれども、ジャガイモとかニンジンとかも協力していただければ、いろんなそのほかの野菜も、そして目標値を高める必要があるのではないかと思います。これは意見です。

それで中間管理機構のことなのですけれども、国連では、今家族農業が有効だと、2014年に国連が定めた国際家族農業年ですが、家族農業が持続可能な形態として飢餓や貧困の克服、食料安全保障、環境や天然資源の管理に有効だと認められて家族農業がいいということなのですけれども、農地中間管理機構は、それを覆すような方法ではないかと思えますけれども、その点はどのように考えているのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

まず中間管理機構の事業におきましては、これは先ほど廣田議員さんのご質問にもあったわけでございますけれども、まず国のほうの政策、いわゆる産業政策的な部分になるわけでございまして、そのこの部分の是非につきましては、行政といたしましては、この分につきましては、まずそういうふうな流れだということで実施しているところでございます。家族農業、そういったふうな部分につきましては、それは全然否定するものではございませんし、それはそれでよろしいかと思えますけれども、いずれ今の農業形態の状態あるいはこれからの流れといたしましては、先ほど来お話ししている状況を踏まえての今の流れということになっておりましたので、ここの分につきましてはひとつご理解いただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） これは意見ですけれども、今の安倍政権の農業政策、特にも農地中間管理機構は、安倍政権ができて突然補正で予算が400億円とられるような、そういう状況で、大企業優先の農業が始まる。そして2年たってきているのですけれども、特にも地域の農業をわかる農協改革とか、それから農業委員会改革とか始まるわけです。地域の人たちがその地域に住んでいる人たちがわからない人たちが大企業で土地を利用したり、転がしたり

して、そういう状況になるわけです。矢巾町としてやはりきちっとした国の農業政策だけをうのみにするのではなく、きちっとした政策が必要だと思います。まだまだ矢巾町では基幹産業としての農業、そして子どもたちに安心な食べ物を食べさせる、そういう教育が必要だと思います。ぜひこれは意見ですので、真剣に考えて、真剣に考えているから、そういう答弁が出てくるとは思いますけれども、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 次に、第3問目の質問を許します。

○14番（川村よし子議員） 第3点目、国民健康保険税引き下げについて町長にお伺いします。

所得200万円で負担が30万円を超えるなど、高過ぎる国保税に苦しんでいる住民もおり、滞納が加入世帯の2割を超える状況になっております。全国では、滞納者に対し、給与、年金、学資保険など、振り込み直後預金通帳を差し押さえることがあります。矢巾町でも実際にありました。自殺寸前者まで生み出しているように聞きます。国民健康保険税が高過ぎると訴える住民が多いが、どのような対策をとっているのか、2点についてお伺いします。

第1点は、国保負担を元に戻さずに国保税の値上げや滞納者への徴収強化、医療機関の受診抑制など、住民に犠牲を転嫁するよう指導されてきているのかお伺いします。

2点目、企業の雇用形態の変化で非正規労働者や失業者が国保に流入し、不況と構造改革で自営業者や農林業者の経営が悪化するなど、国保加入者の体の調子が悪くても医療機関に受診できないなど貧困化も進んでいます。加入者が貧困になっているのに保険税が上がるのは、滞納がふえるのは当然と思いますが、対策は考えているのかお伺いします。

3点目、子育て世帯の国保税に対する独自の軽減を進めているところも出てきています。一般会計からの繰り入れ、積立基金等の取り崩しなど、あらゆる方法で住民負担の軽減を進めるべきではないかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 国民健康保険税引き下げについてのご質問にお答えいたします。

1点目の国は国庫負担を元に戻さずに国保税の値上げや滞納者への徴収強化、医療機関の受診抑制など、住民に犠牲を転嫁するよう指導されているのかについてですが、国民健康保険における国や県の指導監督は、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図るため、法令に基づく適正な事業運営を主眼として事業運営の適正化対策に関すること、被保険者の適用等の適正化に関すること、保険税の適正賦課及び収入の確保、滞納者対策に関すること、医療費の適正化対策に関すること、保健事業の推進に関することなどが挙げられております。

国民健康保険事業の健全な財政運営を図る上で国保税率の改定や徴収対策は保険者であります市町村が必要に応じて実施することとなっております。また、医療機関の受診抑制などの住民に犠牲を転嫁させるようなことについて、本町では国から指導監督は受けていない状況であります。

2点目の加入者が貧困になっているのに保険税が上がるのでは滞納がふえるのは当然と思うが、対策は考えているのかについてですが、本町の保険税は、平成20年度に税率改定をして以降、本年度まで7年間にわたり改定しておりません。療養給付費等の歳出が年々増加し、財政状況が一段と厳しくなっているところではありますが、多くの被保険者の皆様のご理解と納税意欲により、また適正なる徴収努力によって税収を確保しており、今後もできる限り税率を据え置き、国民健康保険の安定運営を図ってまいりたい所存であります。

3点目の一般会計からの繰り入れ、積立基金の取り崩し等、あらゆる方法で住民負担の軽減を進めるべきではないかについてですが、平成26年第1回定例会でお答えしておりますとおり、町では法定に基づく軽減措置を講じており、ことし4月からは国の制度改正により低所得者の保険税軽減措置の拡大に則して、さらなる住民負担の軽減を行っております。

被保険者の所得状況にも関係いたしますが、具体的な軽減状況は、平成25年度と26年度の当初課税を比較した場合、2割軽減が498世帯から430世帯に減少しましたが、7割軽減が791世帯から803世帯に、5割軽減が225世帯から458世帯に、それぞれ増加しており、軽減措置拡大に努めているところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 1点について質問します。

国民健康保険税の滞納者は、平成26年6月1日現在で資格証明書発行は矢巾町はゼロです。短期保険証発行が106人と隣の盛岡市では24人となっておりますが、何が原因でこのような106人という数字が出てくるのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） お答えいたします。

まず数字の訂正なのですけれども、9月1日現在で短期保険証を発行しているのは53世帯、92名でございます。そしてそのうち未申告が10件ございまして、そのほか町県民税の非課税が8世帯でございます。あとは申告はなさっているのですが、こちらのほうの再三の呼びかけ

にも応じず、窓口に来てくださっていないという方々になっております。内訳はそのようになっています。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） その92件のうち未申告が10件ということなのですから、経済状況とか、そういうのは調べていないのでしょうか。そういうのをもし調べているのであればお伺いします。調べていないのだったら、やっぱりこれから調べる必要があると、これは税務課の関係だと思えますけれども、どうでしょうかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 中村税務課長。

○会計管理者兼税務課長（中村 滋君） ただいまありましたけれども、短期保険者証の人の未申告者の経済状況というような話でございますけれども、未申告、本来では3月15日まで申告するのが義務となっているわけですから、未申告者につきましては、再三呼び出し等をして申告するよう機会を捉えながらやっているわけですから、その中で申告されれば、そこの中の所得状況というものは出てくるわけです。所得状況と経済状況というものは、必ずしも一致するものではないかと思えます。所得がゼロであっても、預貯金がそれなりにある人もありますし、そういうのまで勘案して申告のほう受け取っているわけではございませんので、それぞれ一人一人の状況というのは違うと思えますので、だからといって全てそれぞれの個々家庭の中まで入った経済状況というものについては、こちらのほうでは特段把握する予定はないものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 決算書を見させていただくと、国保の滞納額、かなり多いのですけれども、滞納、多いのですけれども、その滞納が出てくるのは1年後からです。そしてその収入未済額も多いのですけれども、そういう状況、数字だけではなく、その家庭、家庭のところの援助もやはり必要ではないかなと思うのです。だから税務課だけではなくて、住民課とかもいろいろ各委員会があると思うのですけれども、その辺はどのように考えているのか。

例えば国保税を、加入している人はいいのですけれども、加入していない人も多いのです。余りにも高いから加入していないということで社会保険にも加入していない、そういう状況もありますので、加入している中で払えない人たち、もう少し調査する必要があると思うのですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 中村税務課長。

○会計管理者兼税務課長（中村 滋君） ただいまの件についてお答えいたします。

滞納者、決算の中では収入未済額、そして滞納繰越額ということになりますけれども、これらの部分につきましては、納税をいただきながら、そしてどうしても徴収ができない、矢巾から転出していなくなったとか、または納めるほどの資力がないというものについては、それぞれ調査しながら状況に応じては執行停止なり、不納欠損なりしているところでございます。そういうことも全部勘案しながら年々滞納繰越額というものは圧縮してきている状況でございます。ですので、納税につきましては、滞納者の方については、本町窓口のほうに来て、それぞれ分納等、これについても本来であれば最長2年しか分納というのはいけないわけなのですけれども、任意の分納ということで、それぞれ納税者の状況に勘案しながら便宜を図ってきているということもございます。ですので、一人一人どういう状況なのかという個々具体的な調査というものにつきましては、先ほどお答えしたとおり特に考えてはいないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 全国の民医連の調査では、保険に加入していない方が医療機関を受診して、すぐ亡くなったとか、そういうこともあります。ですので、矢巾町でも保険税を払えない方がどういう生活をしているかということ、やはり議会で質問をしたら答弁をできるように調査をする必要があります。今数字を聞くと92件ということですので、数も少ないですので、やはり調査することが必要ではないかと思えます。そのことについてどうですか。

○議長（藤原義一議員） 中村税務課長。

○会計管理者兼税務課長（中村 滋君） ただいまの保険未加入者という話でございましたけれども、この92名というのは、今国保短期保険者証、要するに国保加入者でございます。この方については、納めるのが若干滞っているというようなことで正規の1年間の保険者証ではなくて、3カ月の短期ということで3カ月ごとに更新しながら、それぞれそのときの状況の聞き取り調査をし、分納誓約等を取りながら完納になれば、通常の1年の保険者証に切りかえるようには手続等行っております。保険未加入者というものについては、こちらのほうでは届け出をされなければ、こちらのほうではわからないという状況もございますので、個

々について保険未加入者と言われましても、誰が未加入者なのかというものについては、こちらのほうでは把握はできないというような状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上で14番、川村よし子議員の一般質問を終わります。

○議長（藤原義一議員） これをもって本日の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は、全部終了しましたので、これにて散会します。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。大変ご苦労さまでした。

午後 4時18分 散会

平成26年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第2号）

平成26年9月3日（水）午前10時開議

議事日程（第2号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	齊藤正範	議員	2番	藤原由巳	議員
3番	村松信一	議員	4番	山崎道夫	議員
5番	川村農夫	議員	6番	小川文子	議員
7番	谷上哲	議員	8番	廣田光男	議員
9番	秋篠忠夫	議員	10番	芦生健勝	議員
11番	昆秀一	議員	12番	村松輝夫	議員
13番	藤原梅昭	議員	14番	川村よし子	議員
15番	米倉清志	議員	16番	高橋七郎	議員
17番	長谷川和男	議員	18番	藤原義一	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	川村光朗	君	副町長	女鹿春夫	君
総務課長	星川範男	君	企画財政課長	秋篠孝一	君
会計管理者 兼税務課長	中村滋	君	生きがい推進 課長	川村勝弘	君
住民課長	村松康志	君	農林課長 兼農業委員 事務局局長	高橋和代志	君

道路都市課長 藤原由徳君
商工観光課長 山本良司君
教育委員長 松尾光則君
学務課長 吉田孝君
代表監査委員 立花純幸君

区画整理課長 細川賢一君
上下水道課長 藤原道明君
教 育 長 越 秀 敏 君
社会教育課長 立花常喜君
農業委員会 高橋義幸君
会 長

職務のために出席した職員

議会事務局長 菊池清美君
主 事 根 澤 のぞみ 君

係 長 吉 田 徹 君

午前10時00分 開議

○議長（藤原義一議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原義一議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（藤原義一議員） これより本日の日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き質問の通告がありますので、順次質問を許します。

6番、小川文子議員。

第1問目の質問を許します。

（6番 小川文子議員 登壇）

○6番（小川文子議員） 議席番号6番、小川文子でございます。

それでは、1番目の質問を始めます。1番目は、子どもの医療費助成を小学校卒業までにとということで町長にご質問いたします。子どもが心身ともに健康に育つことは、親の願いであり、また親の経済状況によって子どもが十分な医療を受けられないことがないように社会全体で支えなければならず、特に国や地方自治体の役割は大きいものがあります。県内の子どもの医療費助成の実施状況は、乳幼児までが二戸市、滝沢市、矢巾町、西和賀町、山田町、岩泉町、洋野町の2市5町であり、小学生までが11市1町、中学生までが1市8町、高校生までが1町4村となっております。

本町の子育て世帯に対するアンケート調査でも1位が子育てに伴う経済的支援の充実で57.3%となっており、次いで子どもが安全、安心に通行できる道路の整備が32.8%、それから保育園、児童館など子育て支援関連施設の整備が32.1%と続いております。議会と町民の懇談会でも過去2回とも子どもの医療費助成の拡充を求める意見が出ております。子育て世帯の親からも、また保育関係者からも給料日前に現金が乏しくなると、子どもが風邪をひいても病院に連れていけず、売薬で様子を見るという声も聞いています。

本町は、これまで子育て支援は医療費助成だけではなく、保育料の軽減や保育所の増設に取り組んできたと説明をしてきました。それはそれとして評価できるものであります。しかし、医療費の助成は、子育て世帯の強い要望であり、小学校卒業までできないのかについてお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 6番、小川文子議員の子どもの医療費助成小学校卒業までについてのご質問にお答えいたします。

少子化が進み、その対策が注目されている中、子どもの健やかな成長のためにも住んでいる地域によって子育てに伴う負担に格差が生じるべきものではないと考えております。しかし、国や県の支援策が現状では不十分として、市町村独自の取り組みによって医療費助成の支給対象拡大を初め保育料の軽減拡充、相談事業など、さまざまな子育て支援が行われているところであります。本町では乳幼児医療費助成における所得制限を撤廃するとともに、保育料の軽減や児童館利用負担ゼロなどの施策を講じており、子育て世帯等の要望の状況を捉え、さらなる支援拡充に向けて昨年度に引き続き今年度も県や町村会、各政党などを通じて国に対して医療費助成の現物支給化と支給年齢の対象拡大を訴えているところであります。

平成25年第4回定例会で医療費助成についてお答えいたしました。今回実施いたしました子ども・子育て支援に関するアンケートの結果を受けて、経済的支援の充実に向けてほかの子育て関連施策を勘案しながら、限られた予算の中で乳幼児医療費助成制度の内容の検討を進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） それでは、再質問をいたします。

私は昨年度子どもの医療費の助成についてお尋ねしました。そのときには26年度中には拡充に向けての検討をするというお答えでございましたけれども、今26年度なのですが、どのような検討がなされてきょうのような結果になったのかについてお尋ねいたします。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） お答えいたします。

子ども・子育て支援会議において医療費の拡充につきまして、医療費制度につきまして検討をするということで平成26年度第1回定例会で答弁を申し上げているところでございます。本年度につきましては、3回子ども・子育て会議を予定しておりまして、第1回目につきましては、今回上程させていただきます条例につきまして協議していただきました。したがって、第2回目以降において、この件につきましては協議を重ねてまいりたいと思っております。

以上、お答えとします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） それでは、第2回目以降を大変期待をしております。それに伴いまして幾つか質問をさせていただきたいと思っております。

2011年度の川村よし子議員の質問の中でどのくらいの経費がかかるのかということで答弁がございました。3年前ですので、多少子どもの数が減ってきているので、多少は変わってきていると思いますが、おおよそ小学校6年生まで無料化した場合には7,500万円ほどかかるというような試算がございました。多少とも変わっておるかもしれませんが、もしそういう試算がございましたら、お知らせをいただきたいと思っております。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） 数字、今ちょっと手元に持ってございませんので、後刻お知らせしたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） それでは、次の質問にまいります。今子どもの貧困ということが大変問題になっております。子どもの貧困率が厚生労働省からも示されました。7月15日に発表されたものでございますが、国民生活にかかわる調査でございまして、それは2013年度の調査でございますので、昨年調査ということになります。その中で相対的貧困率というものが示されたのですけれども、とりわけ子育て世帯が平均の貧困率を上回ったということで子育て世代が全世帯の平均貧困率を上回ったということが示されております。ことしに入りまして消費税増税がありまして、特にも子どもを抱えている場合には、大人と違って、10年前の服が着られるわけでもなく、食べ盛り子どもであれば、食料もたくさ

ん食べますし、子育て世代にとって消費税増税の影響はさらに大きいものがあるかと思えます。そういうふうにご子育て世帯が大変な状況にあるということを示していますけれども、税務課長にお伺いします。子育て世帯の中で税務関係で何か感じている所感がございましたらお話を聞かせてください。

○議長（藤原義一議員） 中村税務課長。

○会計管理者兼税務課長（中村 滋君） ただいまの件についてお答えいたします。

税務課のほうにということでご子育てと言われましても、特に税の場合、確かに子育て世帯の方からも徴収いただいている場合もありますし、また高齢者、そしてそれなりの所得がある方、そういう町民全般からそれぞれの負担をいただいているという状況でございます。ですので、特に子育てとくに特化していただいているということではありませんし、確かに今の世間、日本の世論等を見ますと、確かに子育て世帯は生活が苦しいとか、または収入が余り多くないというような、そういう報道等もされてはおります。また、相対的貧困率についても確かに高い所得から低い所得まで、それらを全て均して半分の基準値ということの率をもってより低いものを貧困率というふうに国のほうでは定義づけておるようでして、矢巾町が劣っているわけではございませんけれども、国の率としては年々上がってきているというような状況にはあるようです。ただそれについては、日本の経済的なもの、矢巾うんぬんではなくて日本の経済的なものという活動、運動なり、そういったものが出てきているものかと思えます。その中で子育て世帯というものについては、それぞれ家庭についても共働きをしながら、また片親が働いて片親が育児に専念するというそれぞれの家庭の状況等いろいろそれはあると思えます。確かに子育てする場合については、子どもですのでなかなか口がきけない幼児から、ある程度意思表示できる小学生までいろいろ幅が広いかと思えます。また小学校とかなると、いろいろ子ども同士の付き合いとか、またそういうことでお金がかかるというようなこともあるかと思えますけれども、やはりそこは親として子どもをみんなと一緒に育てたいというような気持ちで恐らく育てているかと思えます。その中でどう思いますかと言われてましても、なかなか私も既に子育て世代を終わらして、当時と今の状況というものは違っているかと思えますけれども、なかなか昔に比べれば大変であるし、また家族の中でも昔であれば親、おじいさん、おばあさんという3世代、4世代が同居して家族全部で子育てをするというような状況もあったわけですが、今は核家族ということで親と子どもの2世代しかいないというような状況でまた昔と比べれば状況というものは大分違ってきているかと思えます。やはり子育て

世帯うんぬんというそういう金銭的な面ばかりではなく、やはり個々を取り巻く地域なり家庭なりこういうもので支えていかなければならないというふうに思います。

そういうことで子育てについて、そういうことでやはり皆さんがそれぞれ協力して育てていかなければならないのかなというふうに思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） お答えします。

先ほど保留しておりました答弁でございますけれども、小学校まで拡大した場合、医療費どのぐらいかかるかということにつきまして、平成25年度の実績でいきますと、小学生の医療費は1,500人の対象者がございまして、現在外来の場合は自己負担1,500円、入院の場合は自己負担5,000円をちょうだいしているところでございます。そして保険給付費を1,500人で割ったところ、最大の方で8,309円、平均で7,111円、2円ということになってございますので、もしこの金額をもとにして算出しますと、最大8,309円の場合、およそ1,500人の小学生に医療費を給付するとなった場合には、およそ1,247万円の支出が必要になるというふうに算出されますし、また平均で7,111円の場合、この場合に1,500人に対して支給した場合には、およそ1,067万円の支出になるということが算定されております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

小川文字子議員。

○6番（小川文字子議員） 突然の質問で済みません。そんなに安いとは思いませんでした。

1,500万円といたしますと、本当に大したお金ではないというふうに思います。区画整理課長にご質問いたします。複合施設の中の子育て支援センターにかかわる経費というものは、年間にして、まだ試算は公表はされていませんが、大体おおよそ幾らなのかという公表はできる段階にはありますか。もしあったらお願いします。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） お答えをいたします。

現在基本構想から実施設計に向けて今最中でございますので、もう少し時間をいただければ、各部門の維持管理、建設費用が詳細にお知らせできることとなりますので、もう少し時間をいただければと思います。そういったことができ次第、要するに上堰のいわゆる設計も含めて特別委員会なり、そちらのほうでお知らせをしていきたいなど、今現在そう

考えておりますので、今時点ではまだ少し時間がかかりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、お答へといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 子どもの医療費の問題というのは、やはり特に本町のように盛岡市のいわゆる通勤圏内の中であって、多くの方が盛岡に仕事に行つて、矢巾で子育てをしているという方が多くおられます。その人たちの要望でもありますし、また自治体が今選ばれる時代に入つています。子育て関連の充実のあるまちが子育て世帯によって選ばれるという時代でございます。当町は選ばれるように、ぜひここに向けて進めていただきたいのですが、新聞報道でもございましたように、岩手県の子どもの医療費助成の拡充を求め、岩手の会というのが今月発足をいたします。小児科医の先生方、それから、関連の方々、親御さんたち、いろんな方が中心になつて発足の会議が行われました。先ほども説明の中にありましたように、岩手県の場合は、償還払いといつて、病気にかかつたときにあらかじめ病院でお金を払つて、その後助成の部分が戻ってくるというものでございます。9道府県がこの償還払いをやっていますが、その他の県は現物支給をしています。町としても国に要望しているということもございますけれども、東北6県の中では、現物支給をしていないのは、岩手県だけでございます。その岩手県に対して現物支給を求めるということ、それから中学校卒業まで医療費の対象を拡大するということ求めて署名活動を展開するということもございます。このように草の根の運動も今広がりつつあるということもございますので、ぜひ本町もその期待にこたえられるように今後の態度に期待するものがあります。1問目は以上です。

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○6番（小川文子議員） 第2問目は、障がい者福祉の取り組みについて、町長及び教育委員長にお尋ねをいたします。

障がいのある人もない人もともに認め合い、安心して暮らせる地域を目指すノーマライゼーションの考えを一層推し進めていくために、個人も地域も自治体も理解を深めることが大切と思ひます。本町には、新生会を中心とした障がい者支援施設がたくさんあり、子どもたちは学校教育の場で支援してきており、地域の人々は夏まつりやふれあい広場等で交流しており、これをさらに進めていく必要があると思ひます。

議会総務常任委員会では、新生会を訪れ懇談をしてきました。私はまた、重症心身障がい児（者）施設、みちのく療育園を訪問してきましたことから以下お伺いをいたします。

町として障がい者支援施設等にどのような支援をしているのか。ノーマライゼーションの普及はどのように進めているのかについてお尋ねします。

2点目からは、来年から超重症児への重症心身障がい児への診療加算が廃止になることがあります。そのことの影響をどのように考えているのか。

3点目は、18歳以上になりますと、重症心身障がい児の施設入所が厳しい状況にあることをどういうふうに考えているか。

4番目、来年県立療育センターが本町に移転するとされていますけれども、今後どのようにかかわっていくのか。

5番目に、学校教育では、ノーマライゼーションについて教育に関し今後どのような計画があるのかお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 障がい者福祉の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目の町として障がい者支援施設等にどのような支援をしているか。ノーマライゼーションの普及はどのように進めるのかについてですが、障がい福祉制度は、平成15年に措置制度から支援費制度へ、平成18年には障がい者自立支援法へ、そして昨年度からは障がい者総合支援法へと変遷をたどり、それと同時にサービスを提供する事業者も国の制度に対応したサービスを提供しております。

町内には、入所、通所サービスを提供する事業所が十数箇所あり、それぞれ特色のある施設運営を展開しております。障がい者支援施設等に対する支援については、利用に係る介護給付のほか、利用者が希望する日常生活支援のため相談支援事業所を交え、機会あるごとに支援会議を開催し、施設長及び支援員との情報交換を行っております。また、施設整備については、国、県の補助メニューを活用できるよう情報提供を行っているところであります。

次に、ノーマライゼーション普及については、子どもたちからの普及啓発が大切であると捉えていることから、矢巾町社会福祉協議会と連携し、小学生のキャップハンディ体験やジュニアボランティア探険隊事業を実施し、触れ合いで学ぶ支え合いの心を育むことができる体験の場や今年度は一般の町民を対象としたなるほど・ザ・ボランティアと題して初心者でも安心して楽しく参加できるようボランティア養成講座を開催しております。

今後もこれらの町民参加型の事業を継続し、さらに障がい者への理解促進、研修、啓発事業を年度内に開催予定としておりますことから一層のノーマライゼーションの普及が図られるものと捉えております。

2点目の来年から超重症児への診療加算が廃止になることの影響をどう考えるかについてですが、厚生労働省では、平成26年度から急性期病床と長期療養を担う病床の機能分化を進める観点から長期療養を必要とする超重症児等の受け入れを療養病床において推進することとしております。療養病床における超重症児等の受け入れを促進するため、療養病床における超重症児、準超重症児等入院診療加算の対象を15歳を超えて障がいを受けた者にも拡大するとともに、平成27年4月1日以降、一部を除き一般病棟の加算日数の上限を入院した日から起算して90日とする診療報酬の改定を行ったところであります。

これにより平成27年4月1日より前に既に90日以上連続して入院している超重症児等の入院診療加算がなくなることから、一般病院においては、診療報酬が減収となることが懸念されますが、超重症児等の入院患者には、すぐに影響するものではないと捉えております。

3点目の18歳以上になると、重症心身障がい児の施設入所が厳しい状況にあることをどう考えるかについてですが、障がい福祉では、18歳未満を障がい児、以上を障がい者と区分し、受けるサービスがそれぞれ異なります。ご質問にあるとおり、18歳に到達した時点で大人のサービスの扱いとされ、特にも重症心身障がい者の受け皿となる施設は、県立療育センターを初め町内にある社会福祉法人新生会、みちのく療育園など数カ所しかなく、18歳以上の重症心身障がい者が必要時にサービスを利用できない状態となっております。このことについては、昨年度から岩手県重症心身障がい児・障がい者を守る会の懇談会でも取り上げられ、今日まで関係機関と協議してきたところであります。しかしながら、入所に係る施設整備等については、莫大な経費がかかることと、県全体にかかる重症心身障がい者の支援のあり方にも関係することから、近々の施設整備は難しいとされておりますが、今後も重症心身障がい者の支援について、関係機関と継続して協議を行ってまいります。

4点目の来年県立療育センターが本町に移転することになるが、どのようにかかわっていくのかについてですが、県立療育センターは、昭和32年に都南学園として開設以来、小児科医や整形外科といった医療施設と学校を併設した肢体不自由児の入所、通所施設、本県の障がい児療育の拠点としての役割を担っております。しかしながら、施設の老朽化や

近年超重症児、高次脳機能障がい者の受け入れや在宅福祉サービス利用者の増加など、新たなニーズに対応する必要性が生じており、このたび県から岩手県療育センター整備基本計画が示され、平成29年10月に移転予定と伺っておりますが、改築整備基本方針及び基本計画はあるものの、具体的な施設等に係る内容が示されていないことから、どのような支援が必要かを含め、今後も情報収集に当たり、関係機関と協議してまいります。

以上、私のほうからのお答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 引き続き6番、小川文子議員の障がい者福祉の取り組みについての5点目のご質問にお答えいたします。

学校教育では、ノーマライゼーションについての教育に関し、今後どのような計画があるかについてですが、最初に就学先の決定に当たっては、保護者の意見を伺い、保護者、学校、関係機関で相談を行い、保護者の希望を尊重して特別支援学校での就学または地域の小中学校で受け入れを行っています。また、本町の特別支援学校に通学する児童・生徒は保護者の希望により学区の小中学校へ登校し、児童・生徒と交流学习をする機会を設定しております。

各学校の特別支援学級の児童・生徒は、それぞれの状況に応じて通常学級の学習に参加し、児童・生徒がお互いを認め合い、ともに学習していく体制をつくっております。また、今年度より教職員の特別支援教育についての資質向上のために、各学校の希望の内容で講師を学校に派遣し、町内の全教職員が研修を受ける体制を整えております。7月には2校実施し、他の4校は2学期中に研修を受ける予定になっております。今後ともノーマライゼーションの考え方に基づいたともに学び、ともに育つ教育を推進してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 再質問をいたします。

新生園及びみちのく療育園でお話を伺ってきましたけれども、今厚生労働省は、施設から在宅へという方向に向かっているということでなかなか施設建設は難しいというお話を伺いました。市町村から県には大変お金がかかるものですから、県も早々には難しいと、市町村のほうから声を上げていただくことも大切ということをお伺いしました。また、

みちのく療育園では、やはり厚生労働省が医療費がふえるということを心配して、医療費の削減に乗り出しています。その一つがこの重症心身障がい児加算の廃止ということで6歳未満は1日8,000円、6歳以上は1日4,000円、これでまず賄ってきたけれども、これがなくなるということでもございました。みちのく療育園の場合には、影響を受けないけれども、いわゆる一般病院が影響を受けるということでテレビ報道でもりおかこども病院の米沢俊一院長が出ておりましたけれども、こども病院としては年間約2,000万円の減収になるということでもございます。うちの息子もこども病院にお世話になったことがございまして、米沢先生が大変危惧をしていると。このままいけば退院をしてもらわなければならないような状況にもなりかねないということをおっしゃってございましたので、これはやっぱり大変な状態なのだなというふうに考えております。これらについて市町村のやれることというのは、ある程度限られるかと思いますが、県あるいは国に対してしっかりと要望してほしいと、まずはそういうふうに考えます。

質問でございますけれども、在宅になった場合に、施設でできれば一番よろしいのですが、在宅になった場合に、その相談支援員、専門支援員という方が大変重要になってくると。この子どもさんを見ている方が自分でどういうサービスをとったらいいいのか、その手続をしたりというのが大変な煩雑な作業であります。支援員の方が、いわゆる介護の場合のようにメニューをつくっていただくような相談支援専門員というものが非常に有効だということでもございましたけれども、本町の中に専門の支援員はいらっしゃるのか。あるいは相談支援というのは、どのような状況になっているのかお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

相談支援員というお話でございますが、通所に限った相談支援員というのは、現在設置はしておりませんが、それぞれに障がいに関する相談員というのがございまして、そちらのほうの方々が対応している。あるいは新生会のほうにも相談所がありますので、そちらのほう窓口になるのだろうと、このように考えております。

それぞれ今お話がありましたとおり介護、当然そうなわけでもございますが、医療から、結局は施設から地元へというような流れが、これは介護にかかわらず障がいの部分にも来ておるところでもございます。特に、今回障がいの重症の部分でもございますが、やはり医療と療養という、そういうふうな区分けをしましてまいりましたので、医療行為が必要な部分と療養行為のみの部分ということでそのような医療から療養施設のほうにというような流れ

になってくるということが間違いないと思います。

ただし、先ほどから言っておりますとおり、介護の場合につきましては、療養の施設が、受け皿がしっかりある中でそういうふうな行程を踏んできているわけですが、障がいの部分については、その受け皿がはっきり言ってないというような実情でございますので、この部分については、一概にすぐにでは在宅というような流れにはちょっとならないのかなと思います。

ただし、今言っているとおり施設等が不足している部分、これは否めない事実でございますので、町としてもそれぞれ県を通じながら国のほうにも働きかけて、それはやはりそれぞれの自治体のみのごとではございませんので、県全体あるいは国全体で考えていかなければならないのかなと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 答弁の中にございましたジュニアボランティアということについて、ご紹介をいただきたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのジュニアボランティアの件でございますが、これにつきましては、現在社会福祉協議会のほうで夏休み期間中、あるいは休みの期間中に小学生を対象にしたジュニアボランティア募集をいたしまして、町内のそれぞれの施設等の見学もございしますが、今ありましたとおりハンディキャップ体験等々を行いまして、福祉の基本的な部分を体験していただくというようなことになっております。

それぞれきのうも昆議員にもお話を申し上げましたが、やはり障がいとはという、本当の原点を知らなければ、それぞれ理解してもらえない部分がたくさんありますので、やはり小さいときから障がいとはこういうものだよというような体験を実施していただくためにそれぞれ募集して、ことしももう既に終わりましたが、十数名のお子さんたちが、児童の方々が来て、そのような体験をしているというような状況でございますので、これはやはり継続してまいりたいなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 特に幼少期から障がい者と触れ合うことが大切であり、また障がいのことを基本から学ぶという、そういう部分がまず取り組まれているということに感銘を受けています。私の子ども、さっき言いましたけれども、こども病院に入院したことがありまして、ここは本当に6人部屋、7人部屋でしたので、重症の子どもたちもまずいらっしゃいます。その中で子どもというのは、本当にすぐに打ち解けて仲よくなって、本当に言葉も発せられないくらい重症な人にでもベッドサイドに来て話しかけたり、一緒に遊んだりしておりました。大人が見ていても、本当に子どものうちというのは、いわゆる偏見がないといえますか、そういう状況だなということを考えさせられたものでした。したがって、やはり子どもの時期に障がい者と触れ合うということがすごく大事なのではないかなと思います。本町では、幸いにも障がい者施設がたくさんございますので、ぜひ今後とも子どもとの触れ合い、そして学校現場での特別支援学級での触れ合いを進めていってほしいと思って私の質問を終わります。

○議長（藤原義一議員） 以上で6番、小川文子議員の質問を終わります。

次に、4番、山崎道夫議員。

第1問目の質問を許します。

（4番 山崎道夫議員 登壇）

○4番（山崎道夫議員） 議席番号4番の山崎道夫でございます。2点について質問をし、それぞれ町長のご所見をお伺いをいたしたいと思っております。

まず1点目についてでございます。脳卒中予防を町民運動として取り組むことについてでございますが、2013年の日本人男性の平均寿命が初めて80歳を超え、80.21歳となったことが厚生労働省から公表されました。女性は86.61歳で長寿世界一を維持し、今後さらに医療が進歩すれば、男女とも寿命がまだまだ伸びる可能性があるとしております。このことは、誰もが大変喜ぶべきことではあります。反面医療費の増大が大きな問題となっていることを見逃すことはできません。2013年の医療費1人当たりの全国平均が30万円を超えましたが、本町1人当たりの医療費は34万1,287円となり、対前年比3.9%増と県内でもトップクラスの医療費となっております。このような中、平均寿命の公表と同時期に2010年の厚生労働省統計で脳卒中の死亡率が都道府県別で岩手県がワーストワンであると公表されました。これを受け、大変問題視をした岩手県は、脳卒中予防県民会議を7月28日に設立をし、県民挙げて生活習慣を改善をし、個人の努力と合わせ社会全体で健康づくりを支える新しい運動を巻き起こすことを決議いたしました。

脳卒中は、死亡に結びつかなくても後遺症が残り、入院や通院が長引き、寝たきりの原因第1位、認知症になる原因の3から4割を占めると言われております。したがって、本町においても町民運動として生活習慣改善にさらに取り組み、特にも脳卒中の原因として挙げられている喫煙と塩分摂取などの改善を長期間にわたり町民を挙げて取り組むことが今強く求められていると思うわけであります。以上の観点から次の点をお伺いをいたします。

1点目でございます。本町の主な死因別の死亡率と、その順位はどのようになっているのか。また、年間の脳卒中の罹患者数は男女別でどのくらいになっているのでしょうか。

2点目でございます。健康寿命延伸を目指し、脳卒中予防の取り組みを今後どのように進めていく考えなのか示されたい。

3点目でございます。健康長寿を目指して30年以上前から県民運動として取り組み、大きな効果を上げてきた長野県の方式を学び、具体的に提唱をし、県内に先駆け、例えばみそ汁一日一杯運動など、町民運動として取り組んではどうでしょうか。

以上、ご所見をお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 4番、山崎道夫議員の脳卒中予防を町民運動として取り組むことについてのご質問にお答えいたします。

1点目の本町の主な死因別の死亡率と、その順位、また年間の脳卒中の罹患者数は男女別でどのくらいかについてですが、平成24年における本町の死因別死亡率の状況は、一番多いのは、悪性新生物、いわゆるがんであり、町民の亡くなられる方のうちに占める率は27.2%。2番目に多いのが心疾患で18.0%。3番目が脳血管疾患で14.3%となっております。脳卒中の罹患者数については、矢巾町国民健康保険の診療報酬請求における脳血管疾患の治療状況から見ますと、平成25年5月時点の74歳未満の方では、男性77件、女性64件、合計141件であり、後期高齢者医療におきましては、同時期の時点で男性99件、女性143件、合計242件、脳血管疾患を治療している状況にあります。

2点目の健康寿命延伸を目指し、脳卒中予防の取り組みをどのように進めていく考えなのかについてですが、平成14年度より取り組んできている矢巾町国保ヘルスアップ事業を継続してきており、その中で循環器系疾患の発症予防及び重症化予防に取り組み、さらに脳血管疾患の早期発見につなげるために多くの方に検診を受けていただけるように、特定健診、特定保健指導の受診率向上と、その指導に力を入れてきており、どちらの事業も今

後も継続してまいります。

また、平成25年度には、健康やはば21プランを見直し、今後34年度までの9年間の健康づくりの指標となる第2次の計画を作成しており、安心と生きがいのある健康長寿のまちづくりを基本理念とし、県の健康いわて21プランと連携し、そして各関係機関と協働しながら町民が主体的に健康づくりを実践できる取り組みを推進してまいります。具体的には、町が開催する健康づくりのイベント、地域や各団体で行う健康教室等の各健康づくり事業において普及し、町の広報にも掲載し、町民への周知啓発に一層取り組んでまいります。

3点目の長野方式を学んで県内に先駆けたみそ汁一日一杯運動など、町民運動として取り組んではどうかについてですが、みそ汁一日一杯運動は、長野県における高い脳卒中死亡率に対する取り組みの中で県民減塩運動として減塩について県民に呼びかけている活動と捉えております。脳卒中は、がんや心疾患に比べると死亡する割合は低いものの、脳卒中の危険因子と、その予防対策は、栄養面、運動面、喫煙、飲酒等の各種予防対策を総合的に取り組むことが必要となります。減塩対策は、当町においても各生活習慣病対策とともに取り組んでいる経過があります。みそ汁一日一杯運動としての提唱は行いませんが、食生活改善推進員や保健推進員等の地域の健康づくりリーダーとともに、各自治公民館で開催している健康教室等の中で減塩の重要性と方法について体験しながら学ぶ機会を全行政区対象に繰り広げております。そして、新たに塩分のコントロールに有効な方法に取り組んでいくため、町内外の関係機関の指導を得ながら事業を検討しており、本町の取り組みと岩手県脳卒中予防県民会議運動方針と連携した健康づくりの推進を一層努めてまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） ただいまは答弁をいただきましたが、3点ほどになりますが、まず1点ずつ一問一答で質問していきたいと思っております。

現在私たちの住む日本は、生活環境の改善や医学の進歩により、平均寿命が急速に伸びておりますし、今や世界有数の長寿国になっております。しかし、長寿化とともに生活習慣の乱れを起因とするがんや糖尿病、循環器疾患などの生活習慣病になる人、認知症や寝たきりなどの要介護状態になっている人が増加をし、深刻な社会問題となっております。このような状況の中、今後私たちが目指すものは、平均寿命を伸ばすことにとどまらず、

健康で自立して生活できる期間、いわゆる健康長寿をいかに伸ばすかが問われていると思うものであります。

当町における死因別死亡率で一番多いのががん、次に多いのが心疾患、3番目が脳血管疾患となっているとのことでありますが、本年3月に策定された健康やはば21（第2次計画）の中で示されております本町の現状の第1番にある脳血管疾患、心疾患、大腸がん、男性の標準化死亡比が全国と比較しても高くなっているとの項目があります。このことから2010年の厚生労働省統計で岩手県が脳卒中死亡で全国ワーストワンであるとの公表と本町もまさに合致しているなというふうになぞかされておりました。

脳卒中は、さきにも述べたように、死亡に直接結びつくというのは、低いということでございますけれども、しかし必ず後遺症が残って、入院や通院が長引き、しかも寝たきりの原因のトップになると言われております。また、認知症になる原因の3から4割を占めると言われておりますので、このことから特にも脳卒中の原因として挙げられている喫煙や塩分摂取などの改善に力を入れていくことが大変重要だと思うものであります。

また、心疾患の中の心筋梗塞の原因となっている血管障害にも塩分のとり過ぎは影響していると言われております。したがって、塩分摂取の適正化について生活習慣改善運動の大きな柱として特に力を入れて取り組むことが今強く求められているのではないかと思います。

そうした観点から質問をいたしますが、まず1点目のございます。脳卒中の死亡率、ワーストワンの本県において、本町は脳卒中の死亡率と罹患率は、どの程度の位置にあるのか、まず1点目をお伺いいたしたいと思えます。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

それぞれ本町の死亡率の順位というのは、先ほどから言っておりますとおり、1番目のがん、次が心筋梗塞ほか心臓の病気、次が脳血管疾患ということで、2番目と3番目というのはいたり来たりしておりますが、大体トップにはがんがいつも挙げられております。これは、当然ながらがんの部位というのが多数ございますので、それらを総称して悪性新生物と言っておりますので、当然ながら1位になるのだらうなというふうな捉え方をしております。

それで脳血管疾患がどれぐらいかということですが、平成20年から24年の5年間を人口10万人対比にしてみた場合ですが、岩手県が72.1、矢巾町が73.6、ちょっと平均からする

と上回っているというような状況でございます。高いところに行きますと119.8とか、そういうところもありますが、それぞれ高い比率で経緯しているなというように思っております。それが男性でありまして、女性の場合は、逆に言いますと、非常に低くありまして、県平均が38.1、それから追って行きますと、矢巾町が27.6ということで下から4番目、5番目ぐらいということになっております。それぞれ減塩については、そのとおり矢巾町でも生活習慣病の中で減塩に取り組んで、今でも減塩指導、きょうも矢次の公民館のほうに行って健康教室の中でやっておりますが、いろいろとキャッチフレーズ等も考えながらささやかではあります、今のキャッチフレーズが「塩加減はアマちゃん」で、ちょっと控え目なキャッチフレーズではございますが、少しでも、減塩をしてもこのようなおいしい食事ができるのだよというような地道な努力をしながら普及しているような状況でございますので、その教室に来た方々がそれぞれ家庭、地域に帰って、それぞれ普及していただければなど、このように考えております。

それから、先ほど町長の答弁にもありまして、今新たな取り組みをやろうとしております。これは、減塩、減塩といいますが、そろそろ減塩の塩分量を下げるというのがなかなか難しくなってきた部分も矢巾町ではありますので、塩分、カリウム、ナトリウム等の混入によりまして、塩分量は変わらなくても塩分の摂取量は下げるというような効果があるというの聞いておりますので、それら、これからちょっと、ちょっと長くはなるかもしれませんが、それらの取り組みをして検証しながら、それらがうまくいくのであれば、山崎議員が申しております大きなキャッチフレーズのもとに普及啓発してまいりたいなというように考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） きょう確かに矢次公民館で講習会があるということで、これは各戸配布になっておりますが、非常にこれはいい取り組みだなというふうに思っておるところでありますし、ただ問題なのは関心が意外と低いという点がありまして、これは年に二、三回ぐらいやるわけですけれども、健康相談とか、あるいは血圧測定、そして栄養講習会とやっているわけですが、なかなか地域の住民の参加が非常にいつも限られているということで保健推進員の皆さんを初め関係者は非常に苦慮をしているわけですが、今課長からありました新たな取り組みが今検討されるということでございますが、やっぱり町民の関

心を高めていくということがいわゆる減塩運動に非常に大切ではないかというふうに思っております。インパクトのある取り組みがなければ、なかなか先ほど言ったように、いろんなイベントをやったり、あるいは健康相談をやっても、参加者が限られてきてしまうというようなことで思ったほど効果が上がらないというのが実態ではないかというふうに思うわけでありまして。今までも健康づくりのイベントとか、あるいは各種団体の地域でも健康教室とかやっているのですが、それを通じて町民への周知とか啓発もやっているわけですが、どうしても先ほど言ったように限られた人たちの参加になってしまうというのが大きな課題ではないかというふうに思いますけれども、先ほどお話しされた新たな塩分のコントロールに有効な方法ということで関係機関といろいろ今協議をしているということですが、もう少しちょっとその中身をお話しをいただいてどういうふうな具体的な取り組みになるのか教えていただきたいと思っております。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 今のご質問にお答えをいたします。新たな取り組みの内容ということですが、先ほども少し申し上げましたが、塩分の摂取量を例えば1%未満に下さい、塩分量はこのぐらいですよと、その塩分量の味はこれですよというようなお話をずっとして歩いているわけですが、やはり持って生まれて、ずっとある程度塩分のしょっぱからいという部分で育ってきて、その舌を一気に変えようというのは、なかなか難しいだろうなというようなことでほぼそういう部分では壁に当たっているのかなというような考え方をしております。

それを変えるためにはどうするかということで、先ほどもナトリウム、カリウムの話をしましたが、それらをナトリウムは当然塩なわけですが、ナトリウムの量はこれぐらいでこれぐらいの味ですよ、ではこのカリウムを入れた場合には、塩分量は変わらなくて、味はこれぐらいで、でもこれぐらいの摂取量は下がりますよという、そういうふうな捉え方をしていますが、具体的にそれをある程度検証してみないと、どれぐらい下がるかというのは、なかなか難しいわけですが、いろいろ特定健診の尿から塩分摂取量等々わかりますので、それらをもとに、ではこれらをこういうふうな食物に入れて、それを摂取した場合には、これぐらいというような数字をある程度明らかにしながらそれらが普及できればなというように考えておりますが、あくまでもこれはこれから取りかかる部分ですので、中身的には、そうしてある程度それぞれの食生活の中にそういうふうな乳製品なり、練り製品なりを見込んで、そして減塩対策をしていく。それから、将来的には、それらをまたい

ろんな部分の地場産品につなげられればなというような感じもしておりますが、いずれはどれぐらい塩分が下がるかという検証をしていかないと、それらというのは目に見えたものにはなっていないのだろうなというふうに思っておりますので、ここ二、三年は多分かかると思いますが、ちょっと長い目で見て、それらの検証をして減塩対策に取り組んでいきたいなというふうに考えておりますので、ご了承願いたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 長野方式ということで先ほどお話を質問の中でいたしました、長野県は、昭和30年代、40年代は、大変な脳卒中の多い県だったということで、これはもうそのまま見過ごしてはならないという思いから行政、それから病院、地域が一体となって減塩運動に取り組んだという、ご存じの方が多くと思いますが、その中で言われているのは、この前ある雑誌で見たのですが、60年間、戦後、60年間そういう塩分をとって生活していたのですが、続けてきたいわゆる生活習慣、そういうふうなものがいわゆる脳卒中の多い県にしみついていると。どこでも脳卒中あるわけですが、特に今回は岩手県が2010年度の統計でございましたけれども、ワーストワンになったということで、やっぱりこれは1年、2年の積み重ねではなく、長い間の生活習慣あるいは食生活の習慣によって、それが積み重なってその結果にあらわれてきているというふうに思うわけでありまして、長野は、ノザワナの生産も1位ですし、消費も断然トップなわけでありまして、やっぱりそういう状況の中で塩を控える漬け方とか、消費量は今も日本一なわけでありまして、それからみその消費量も日本一、日本一はかなりいっぱいあるようでありまして、特に食生活に関しては、伝統食を本当に今一生懸命になって長野県の中で日常的に若い人から高齢者までそれを一生懸命とするような食生活を続けていると。それが結果的には、今全国で一番の長寿県になっているわけですが、そういうふうな取り組みをやっぱりやってきたと。したがって、先ほど課長の話ですが、塩分量といいますか、塩分の摂取量は同じでも、いわゆるナトリウムとカリウムの関係で、いわゆる体に影響しないような摂取の仕方を今後やっぱりしっかりと見つけていきたいというようなことでしたけれども、なかなかそれも時間がかかるというふうに思うのです。

先ほど私の言った地域における健康教室等は町も力を入れてやってきたわけですが、今もやっているわけですが、どうもインパクトが弱いのです。実は、私のここ3年ぐらい同級

生たちがバタバタ倒れて病院に入ったり、あるいは亡くなったりしていますが、非常にそういうことからがんに罹患する人も結構いるのですけれども、たまたま脳卒中に罹患した人たちは、半分以上亡くなっているというような状況なのです。病院で今一生懸命リハビリしている人もいますけれども、あるいは私よりも若い50代の人たちも周りでやっぱり倒れた方もいます、脳卒中で。そういうことをやっぱり見聞きをしたりしている中で長野方式をやっぱりしっかりと学んで取り組むことが必要ではないかというふうに思ってこの質問をしているわけですが、先ほどの課長の答弁で2番目の質問は、それである程度理解をしましたので、3番目の質問をさせていただきますが、いわゆるみそ汁一日一杯運動というのは、これは非常に果たしてそれができるのかということなのですが、そういう思いで取り組まなければ、なかなか効果があらわれないという、これはそうした実証の上でこれらが生まれたのではないかと思いますが、そして長野は漬物の消費も非常に多いわけですが、大きなどんぶりから小皿に移して、できるだけその小皿1杯で済ませるという運動もずっとやってきたそうです。それから、ラーメンのつゆ、私などもラーメンのつゆは飲むタイプですが、ラーメンのつゆは、できるだけ飲まないと、そういうふうな日常的に県民がやっぱり意識して取り組むということをやっている。それが1年や2年ではなく、何十年という間に大体そういうふうな取り組みが定着をしてきているということなのです。

したがって、私の質問は、実際長野に行って、やっぱり今は各市町村でそういう取り組みを、それぞれの市町村が工夫をしながらやっているというふうなことがこの前読んだ雑誌の中でありましたので、それをお話ししているわけですが、具体的な事例は、各自治体に行くと、いっぱいあるということなのです。やっぱり矢巾がそれを学んでいく必要がある、あるいは岩手県もそうだと思いますけれども、まずとりあえず矢巾として不幸ないわゆる方たちをできるだけ出さない、倒れた方たちの家族は今大変な思いをしていますし、本人も厳しい状況の中で一生懸命リハビリなどを行っているわけですが、そういう方をできるだけ出さないという取り組みが求められているというふうに思いますので、保健師さんやあるいは食生活の改善推進員さん、それから保健推進員さん、一生懸命やられているわけですし、それから担当課の職員の皆さんもさまざま苦慮しながら取り組みをしておるわけですが、何といたってもいろんな事例を学んで、さまざまな書き物を見ることも大切だと思いますけれども、直接行って現地体験をしてみてもどうかと、そういうふうなことを通じてやっぱり今までの取り組みを見直していく、そして新たな取り

組みとして矢巾町ではここまでやるべきだとか、あるいはやる動向だということでそういうものをしっかりと研修や現地視察などをしながら今後の取り組みにやっぱり生かしていく必要があるのではないかというふうに私は思っておりますが、その部分についての見解をお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

全くそのとおりだと思われま。矢巾町でもヘルスマデルをやったのが平成14年、それからもう12年生活習慣病に対応したそれぞれの健診等をやっているわけですが、それでもやはりなかなか健診率が上がらなかつたり、健診をしていただくと、尿検査によりまして塩分量、摂取量というのがわかるわけですが、それらをやっぱり指導したりもしておりますが、なかなかいい結果に結びついていかないというのが現状でございますので、やはりそういうふうないい事例がある部分については、それこそ実際に赴くということも大切なことだなど、このように思っております。この部分については、すぐに実行できるかはまたあれですが、今後いろいろな研修会等を通じながらそれぞれそちらのほうの話が聞けるのであれば、そういうふうな場にも行って聞いてきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） ぜひ前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。

健康やはば21の計画書の中に、本町における塩分の摂取量の数値が載っておりますけれども、平成24年度のこれは岩手県と全国国民健康栄養調査という中身なようですが、23年度の調査なようですが、男性が1日13.4グラム、これは岩手県の12.97に比べれば0.2グラム多いという、ほとんど岩手県の平均と同じなわけですが、全国平均に比べると、全国で11.3グラムですので、2.1グラム1日の塩分の摂取量が多いのです。目標値が9グラムになっています。したがって、これは恐らく目標値ですから、かなり高い部分かもしれませんが、やっぱり10%を切るような目標値ですので、これにやっぱり近づけていくということが必要だと思いますし、どういうふうなものをどういうふうにとれば、具体例として、そういうものを健康教室でもやっているところもあると思いますが、塩分を例えばスープの中に入れて、これが例えば矢巾町の平均の13.4グラム入った味ですと。それから、目標

値はこのぐらいだと、そういうのを具体的に今後やってもらわないと、なかなか現実的に理解していないというふうにするのです。わかりやすいように、やっぱりこういう事例を、いろんな例えば中学校の文化祭とか、高校の文化祭などに行くと、塩分とか糖分の量は、例えばスポーツドリンクとか、いろんなドリンク類にはこのぐらい入っているとかなんかというの、よく展示したり、掲示したりしているところがあるのですが、やっぱり毎日のことですので、特に塩分についてはもっと力を入れて、適量、薄味ということで今回の「塩加減はアマちゃん、高血圧を予防しよう」ということで、これはすごくいいチラシなのですが、具体的にやっぱりそういうふうなもので示していただいて、町民全体運動とはなかなかいかないかもしれませんが、参加した人たちが、ああやっぱりこのぐらい余計にとっているのだなというふうな思いを持ってもらって、そういう話が日常的にできるような取り組みを今後やっぱり進めていってほしいし、そういうふうにしていくべきではないかと私は思うのですが、最後にその部分をお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今お話がありました栄養教室、その部分では参加者にはこのぐらいの塩分量でこれぐらいの味ですと、そういうお話はしながらつくっていただいているなというように思っております。それで10月に健康福祉まつりが開催されるわけですが、その会場で塩分の摂取量と、その味というのを確かめていただくコーナーを今回やりたいなというように思っております。やはり先ほどから言っておりますが、脳卒中日本一という、余りいいレッチェルではないわけですので、矢巾町でもやはりそういう部分では率的に高いということで、それと共同したような形で塩分摂取の減塩に力を入れていきたいなというふうに考えておりますので、じかに味見をしていただくというようなやり方を今後も取れ入れていこうというように考えておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

以上、お答えをいたします。

○議長（藤原義一議員） ここで質問の途中でございますが、暫時休憩をいたします。

再開を11時30分といたします。

午前11時19分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

引き続き山崎道夫議員の一般質問を行います。

次に、第2問目の質問を許します。

○4番（山崎道夫議員） 2問目の質問をさせていただきます。

旧矢巾中跡地の活用についてでございます。旧矢巾中跡地の利活用問題について、ことしの2月19日、龍澤学館の理事長から説明を受け、その後3月議会において跡地利用について一般質問を行いました。町長は教育施設として活用するのが望ましいと考えており、龍澤学館の早期開設を期待している。そしてさらに待っても5年をめどにしたいという答弁がございました。その後岩手看護短大が岩手医大へ運営移管をし、4年生看護学部を視野に15年3月に文科省に申請を提出をし、設置変更が決定すれば、2016年4月から運営移管を目指すとした内容が6月4日に新聞報道されました。

3月議会では、旧矢巾中跡地利用に関する請願2件について趣旨採択としておりますが、医大に看護師養成課程が誕生する動きの中で龍澤学館による医療系専門学校の開設は厳しいのではないかと思います。そのことから跡地利用については、町民が主体的に利用できる屋内体育館や災害時に避難場所としても活用できる多目的広場等の社会教育施設の建設を計画をし、近い将来実現するよう強く求めるものでありますが、町長の所見をお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 旧矢巾中跡地の活用についてのご質問にお答えいたします。

旧矢巾中学校跡地につきましては、町としては、さまざまな期待される効果を踏まえ、町の利益に資する観点から学校法人龍澤学館が開設する医療福祉系の専門学校の開設などによる教育施設としての活用の考え方をお示しし、町議会でのご議論をいただいたところでございます。

町議会におきましては、平成26年第1回定例会におきまして旧矢巾中学校跡地活用に対する2件の請願について調査した矢巾中学校建設調査特別委員会の最終報告を受け、両請願とも町民の貴重な財産であることから、有効に活用すべきとし、跡地の具体的活用については、長期的な展望に立ち、その活用策を慎重に検討すべきであるとする、両請願の双方の趣旨を生かす、いわゆる趣旨採択をされたところであります。このことから町といたしましては、今後さらに時間をかけまして慎重に活用方法の検討を進めていかなければならないものと考えているところであります。

学校法人龍澤学館に対しましては、町議会の決定を受け、町の考え方について報告し、

ご理解をいただいているところであります。

なお、グラウンド敷地につきましては、この町議会定例会 9 月会議におきまして矢巾町屋外運動場照明施設設置及び管理に関する条例を廃止し、町民の体力、健康づくり、スポーツの推進とコミュニティ醸成を図ることを趣旨とし、新たに旧矢巾中学校屋外運動場と照明施設をあわせた管理に関する条例である矢巾町屋外運動場設置及び管理に関する条例の制定について提案させていただいているところであり、町民が主体的に利用できる施設として活用してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） それでは、3点について再質問させていただきますが、まず1点目でございます。旧矢巾中学校跡地の活用については、今も答弁にございましたが、ことし3月議会定例会において2つの請願、趣旨採択をされました。先ほどの答弁の中でもございました。町としては、それを受けて今後さらに時間をかけて慎重に活用方法の検討を進めていかなければならないと考えているとの答弁でございました。旧矢巾中学校の跡地活用については、今までも何度となく町議会の一般質問で取り上げてきたわけですが、町民の関心が大変大きなものがございます。そこで3点について質問をしたいと思います。一問一答でやりますので、よろしく申し上げます。

岩手医大に4年生の看護学部が創設される動きが具体化される中で学校法人龍澤学館による看護師養成を目的とした医療系専門学校の開設は、極めて難しいと考えるのが妥当ではないかと私自身は思っております。したがって、どのようにそのことについては捉えておられるのか町長にお伺いをいたしたいと思っております。1点目はそういったことでございます。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） それでは、お答えを申し上げます。まずもって今それぞれご質問をいただいたわけですが、この答弁の中でも申し上げておりますように、そういう状況についてもお話しをしながら議会の結果も龍澤学館のほうにはお話をいたしておるところでございます。龍澤学館としては、何ともしも矢巾のほうに進出したいというようなお話を今のところ伺っておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 今の町長答弁を受けての質問でございます。先ほどから私も言っておりますが、看護師養成の専門学校というのは、龍澤学館の理事長が来られまして説明をされた段階でクリアしなければならない問題がかなりあります。一つには、いわゆる看護師の養成でございますので、教える教師陣の体制が非常に厳しいと。特にも看護師のいわゆる教員資格を持った、国家試験を得た方たちを集めるのが大変厳しいというお話もございました。そのほかにもさまざまあるようでございますけれども、もう一つお話しするとすれば、いわゆるインターンとして病院で経験を積むといいますか、学習といいますか、勉強するわけですが、その勉強する受け皿が非常に厳しいということも言われております。岩手医大に4年生の看護学部ができるということは、予定であれば、まず受け入れるということは極めて厳しいでしょうから、その点からいっても、龍澤学館が看護学科、いわゆる医療系の専門学校を開設するのは非常に厳しいのではないかと考えております。

例えば栄養管理科とかとありますが、管理栄養士の資格を取るのは、大学で学ばなければ厳しいというような実態もあるようでございますし、そういう意味では、いわゆる龍澤学館が矢巾に進出したいという思いはあったとしても、現実には相当厳しいのではないかとこのふうにご捉えるわけでありまして、もう一度その部分を踏まえての町長はどうかというふうに思っておられるのかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） それでは、お答えをいたします。

まずもって最初にご答弁申し上げましたように、議会、私は以前からこのことにつきましては、議会の意向を尊重したいということですのでずっとご答弁申し上げてきたわけございまして、そういう中におきましてことしの3月に先ほど来お話がありますような趣旨採択ということになったわけでございますし、なおかつ慎重に検討というようなことをいただいたわけでございますので、町といたしましては、まずは学校教育施設、社会教育施設、両にらみの中で慎重に検討して今いる段階でございます。

そしてまた、今ご質問にありました非常に岩手医科大学の看護学部の設置、これは附属病院が31年4月に矢巾で開院するわけでございますが、それに合わせましてこの矢巾の地に移るということございまして、今ご案内のように滝沢市にあるわけでございますけれども、というように今計画されておるわけございまして、そういういろいろなもの、考

え方、例えば盛岡駅西地区に大原学園というような、今度全国的なネットワークを持っている学校法人なわけでございますが、そこもそうした取り組みをいたしたいというようなことございまして、大変そちらのほうも厳しいとは思いますが、ただ今龍澤学館につきましては、先ほどお答え申し上げましたとおり、今のところできれば、この理解を得られれば、矢巾に進出したいというような理事長からのお話をお聞きしておりますので、それもまた一つの検討の視野に入れておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 町長の答弁はある意味で理解をしました。

次の質問をさせていただきます。昨日谷上議員の一般質問の答弁で体育施設の不足は本町だけではなく盛岡広域においても同様な課題を抱えた市町があることから云々という内容で答弁がありました。したがって、体育施設の不足分は、従前どおりの答弁でございましたけれども、紫波町との公の施設の使用に関する協定書に基づき有意義に活用し、不足分を補っていきたいという答弁がございました。そこで以下についてお伺いをいたします。

紫波町の体育施設で主に使用しているのは、どことどこの施設で何のスポーツ施設なのか。そしてどの程度の使用頻度なのか。本町における小中学生の使用頻度だと思いますけど。

それから、当然使用料が発生をしていると思いますが、その使用料と児童あるいは生徒の送り迎えは誰が行っているのか。

そして使用している子どもたち、児童・生徒の思いと伺いますか、それを聞いたことがあるのか。それから、送り迎えをしている人たちの思いを聞いたことがあるのか、その分についてお伺いをしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） 今の山崎議員のご質問にお答えをいたします。

新しい資料ではないのですが、23年度の資料でございまして、紫波町の体育施設、何カ所かあるわけでございますが、その部分の中で矢巾町民が使用している分ということで、体育館につきましては、人数でございますけれども、1,796人が利用しております。それから、テニスコートにつきましては147名、あと野球場が1,470名、陸上競技場が2,724名、こ

れらにつきましては、学校行事等の利用というのが多いと思います。それから、あともう一つは、多目的スポーツ施設ということでサンビレッジがありますが、そちらのほうは1,527名というような利用の状況でございます。こちらのほうにつきましては、先ほどもつけ加えましたけれども、陸上競技場等につきましては、小中学校での陸上記録会等の利用というのが大半を占めているわけですが、ほかの部分につきましては、一般のスポーツクラブ、それからスポーツ少年団、そういったものの利用が多いものというふうに捉えております。

ということでそちらのほうまでの交通の便につきましては、一般の方々については自家用車ということだと思いますし、あとスポーツ少年団等につきましては、保護者の方々にご協力いただいた中で紫波町のほうに足を向けているのかなというふうに感じております。ただ、それについての感想というのは、こちらのほうでは特には承っておりませんので、ここではお答えはできませんけれども、紫波町の体育施設の利用の状況については、このような状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） ただいまの課長の答弁でわかった部分ですが、いわゆるかなりの延べ人数だと思いますけれども、利用の人数が多いということ、そういうふうに感じました。陸上競技の記録会については、これは各小学校だと思いますけれども、そこでいわゆる使用料の関係ちょっとなかったのですが、使用料と、それから保護者が当然送り迎えをしているのですけれども、町内にある施設を使うのとはちょっと違って、特に冬期などはかなり積雪もある時期もありますので、時間的な関係、親がいろいろ便宜を図って、例えば仕事をしている方も中にはいるだろうというふうに思いますけれども、そういうふうに非常に大変な思いをして送り迎えしているのが実態の中にもあるのではないかというふうに思ったので、今聞きましたけれども、その辺の調査というのは、あえてしていないということでわからないかもしれませんが、やっぱり町内にある施設が不足して紫波町の施設を使って、そしてスポーツにいそしむ、あるいは競技力の向上とか、技術力の向上とか、いろいろそういうことで一生懸命子どもたちも保護者もやっているわけですが、そういうふうな観点からいくと、大変な思いをしながらもやっぱり使わざるを得ないという実態だというふうに思いますので、やっぱりそういう保護者の思いとか、そういうのもあ

る程度調べておく必要があるのではないかというふうに私自身はそう思いますが、必要ないといえそうかもしれませんが、できるだけやっぱり町内にある施設を使えないというふうなことで恐らく行っている人が大半だと思いますので、その辺の思いとか、実態というのはやっぱりある程度毎年でなくても調べておく必要があるのだろうというふうに思います。使用料金はちょっとわからないので、わかっていたら答弁いただきたいのですが、それがまず1つでございます。

それから、紫波町でオガールベースを拠点に紫波スポーツアカデミーというのがことし事業としてスタートしたわけでありましてけれども、いわゆる県のフットボール場もありますが、その県のフットボール場、それからバレーの専用のアリーナというのがこの前できて、今は使っております。県のフットボールの競技、いわゆるサッカーは、元Jリーガーが来て、例えばジェフ千葉とか、それから浦和レッズとかで現役選手で活躍をして、今は引退をしたわけですが、5人のコーチ陣が来ているわけです。フットボール、サッカーに。ラグビーもやっているわけですが、ラグビーもそれ相当の指導者が来ていると。それから、バレーボールについては、元日本代表の綱嶋久子さんというヘッドコーチを迎えて、それで技術力の向上はもちろんですが、知識のトレーニングとか、あるいはボランティア活動を通じて社会体験をさせて、そして人間形成を図っていくという目的を持ってやられているというふうなことで非常に私たち矢巾にとってみれば、垂涎の的になるような、いわゆる非常にうらやましい状況で紫波町ではそういうふうな部分が事業として展開をされている。

それでお聞きをしたいのは、そういう施設を使う場合は、恐らく契約ではないわけですので、それぞれ個人が申し込むなりして、個人で使用料といいますが、参加料を支払って参加をしているのかもしれませんが、そういうふうなものについての実態というのは、どの程度調べているのか。中には、矢巾北中からもバレーボールの選手が行ってアカデミー事業に参加をしているというのも聞いておりますけれども、実態をどの程度調べておられるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

県内各地でプロのOB等と呼んでのさまざまな教室が開かれておりますが、それらは町の単独開催という形ではなくて、協会等いろいろな形で開催されているところでございます。したがって、議員ご指摘のとおり個人あるいはチーム等での参加でございますの

で、申しわけございませんが、実態としてつかんではおらないところでございます。

なお、矢巾町におきましても今月ですけれども、石川佳純選手、卓球の第一人者が矢巾北中の体育館に参りまして指導をするということもございます。さまざまなところで行われているということで矢巾もその一つに入っているということをご承知願いたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） 紫波町での使用料金等につきましては、全体的な数値につきましても、こちらのほうで抑えておりませんので、使用人数だけを調査させていただいておりました。したがって、料金については、今持ち合わせの数値はございません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） きのうの6時のニュースでしたけれども、U-19何とかという、いわゆるハンドボールの世界選手権があるわけですが、岩手から3人選手が行っておりますし、それから監督も不來方高校の監督がいわゆる日本代表の監督で行っているわけですが、きのうの谷上議員の質問にもありましたけれども、不來方高校を中心にハンドボールについては、全国レベルのチームを育ててもらっていますし、それから矢巾町の名前もその時点では結構外部には全国的には売れるわけです。

○議長（藤原義一議員） 山崎道夫議員、質問の途中ですが、時間ですので。

○4番（山崎道夫議員） 終わります。

○議長（藤原義一議員） 以上で4番、山崎道夫議員の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩に入ります。

再開を午後1時といたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

引き続き、一般質問を行います。

13番、藤原梅昭議員。

第1問目の質問を許します。

(13番 藤原梅昭議員 登壇)

○13番(藤原梅昭議員) 議席番号13番、藤原梅昭でございます。きょうは、災害に強い安全、安心なまちづくりを。東日本大震災、その後の支援状況、対応は。それから、少子高齢化社会への取り組みということで3点質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず昨年8月9日の豪雨災害からはや1年が過ぎましたが、ことしも世界各地、日本各地で大災害が発生しております。ことしは、特に西日本の四国、中国、九州地方の大雨災害は激しく、2週間前の広島市での土砂災害では、死者72名、行方不明者2名と、未曾有の大災害となりました。心からお見舞い申し上げるとともに、亡くなられた方々へのご冥福をお祈りし、一日も早い復旧を願っております。本当に災害に強い安全、安心な矢巾町を取り戻すために今後も必ず起きると思われる災害への対応状況について、以下伺います。

1つ、被災箇所の復旧状況はどのようになっているか伺います。

2つ、未復旧箇所の今後の復旧計画はどのようになっているかお伺いします。

西側の山の土砂災害への対応状況はどのようになっているかお伺いします。

4つ目、自主防災組織の対応状況についてお伺いいたします。

5つ目、地震、岩手山火山への対応状況はどのようになっているかお伺いします。

6つ目、今後の災害等への対応計画についてお伺いいたします。

以上です。

○議長(藤原義一議員) 川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 13番、藤原梅昭議員の災害に強い安全、安心なまちづくりをについてのご質問にお答えいたします。

1点目の被災箇所の復旧状況についてと、2点目の未復旧箇所の今後の復旧計画については、関連がございますので、あわせてお答えいたしますが、昨年8月9日の大雨洪水災害は、今まで本町が経験したことがない大規模な災害であり、災害発生直後から矢巾町建設業協議会を中心に町内建設業者などによる懸命な復旧作業に当たっていただいたところであります。現在では、道路及び河川の災害復旧を初め、農業用施設や学校、文化財関係施設、上下水道関係施設の災害復旧をおおむね完了したところであります。

しかしながら、被害が甚大であったことから、山王茶前橋については、現在復旧工事を行っており、橋梁復旧に伴い町水道の水管橋やN T Tの地下ケーブルの橋梁添架も付帯工事と

して行っており、岩手県施工による河川災害復旧工事の状況から年内の供用を見込んでいるところでもあります。

次に、岩崎川につきましては、町道清流線下流から町道西部開拓線までの区間については、本年12月をめどに復旧工事を進めておりますし、町道南昌山線については、来年秋ごろをめどに現在復旧工事を進めているところでもあります。

岩崎川橋につきましては、岩手県施工による床上浸水対策特別緊急事業により、今年度末から工事に着手し、平成27年度末に完成する予定となっております。煙山ダムにつきましては、堆積した土砂しゅんせつ事業が平成26年度への繰り越しとなっており、東北農政局及び岩手県の指導、助言を得ながら平成27年3月10日の完了に向けて土砂しゅんせつ工事を進めているところでもあります。マレットゴルフ場及び水辺の里については、隣接する岩崎川災害復旧工事終了に合わせ、現在の位置で復旧するのか、新たな場所に設置するかなどを検討してまいります。矢巾町国民保養センターの復旧状況については、被災した管理棟分については、再建計画に基づき現在建替工事を進めており、浴室棟、介護予防拠点施設高齢者活動センターやまゆりハウス及び接続廊下部分の被災箇所の復旧工事についても同時に進めております。工事は、工程どおり順調に進んでおり、本年12月1日に営業を再開する計画で鋭意復旧工事に取り組んでいるところでもあります。山王茶屋前橋導水管、配水管の復旧計画につきましては、当初平成26年11月の完成を予定していたところではありますが、電線やケーブルの撤去が当初の予定からずれ込んでおり、完成は、平成27年2月末ごろの予定となっております。

3点目の西側の土砂災害への対応状況はについてですが、山林からの土砂流出による主な災害は、矢巾町国民保養センター北側の山林を初め7カ所ありますが、保養センター北側の国有林につきましては森林管理所で、県有林については県林務部で、それぞれ必要箇所に治山ダムの整備を計画しており、今年度末の完成を目指していると伺っております。以外の6カ所については、必要箇所への応急措置は行っておりますが、県単独治山事業を活用すべく県林務部に対し、事業申請を行っております。県においては、全体予算と優先順位の関係もあり、施工時期は未定となっておりますが、引き続き早期着工の要望を行ってまいります。

4点目の自主防災組織の対応状況についてですが、町内の自主防災組織の設立状況は、8月20日現在32組織となっており、先月19日には自主防災会連絡協議会の設立に至ったところでもあります。協議会の設立により、防災会相互の連携が図られ、情報の交換や今後県などで主催する自主防災組織の研修会への参加も積極的に行ってまいります。また、8月31日には、

町の防災訓練が行われ、町内の自主防災組織から150名ほどの参加をいただいたところであり
ます。今後連絡協議会を通じながら各自主防災組織の強化を図ってまいります。

5点目の地震、岩手山火山への対応状況はについてですが、岩手山の噴火に対応すべき市
町村には、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町の市町が対象となっており、8月29日と30日
の2日間にわたり八幡平市周辺市町において、県の防災訓練としては初の火山噴火想定
の訓練が行われたところではありますが、本町はその対象ではないことから、特段火山
に対する対応は行っておりません。しかしながら、噴火の規模や風向きによっては、影
響が考えられることから県と協議を行いながら適正に対応してまいります。

6点目の今後の災害等への対応計画についてですが、昨年8月9日の大雨洪水災害のよう
に、本町におきましては、大雨洪水災害が最も想定される災害であることから、その災
害の対応に重点を置きたいと考えております。具体的には、今回の自主防災会連絡協
議会の設立に伴う自主防災組織間の情報交換や防災マップの更新、避難を迅速に行う
ための広報手段の多様化などを行って行くものであります。あわせて全国各地で発生
している災害の情報によると、土砂災害の場合は、前兆現象があることから、全て
行政の情報に基づいて避難するのではなく、みずからの判断で避難することの認識
も必要であると思われることから、そうしたことの重要性を呼びかけてまいりたい
と考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） ありがとうございます。再質問ですが、昨年の豪雨災害、
町内で一番の被災地となった新田行政区を中心とした矢巾町防災訓練、大変ご苦
労さまでした。訓練以上のことはできないと言われており、万が一に備えての
訓練は、今後とも大変重要だと思われまます。そこで以下1点ずつお伺いいた
します。

まず1点目は、地理的事情の違う各地域ごとの地元での訓練が最も重要では
ないかと思われまますが、昨年も岩清水地区では土砂崩れもあったし、駅周辺
では洪水もあったということで、それぞれ事情が違うということで、さらなる
推進計画があればお示しいただきたいと思われまします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

地元それぞれ地理的に違うということで、それなりの訓練が必要ではないかとい
うふうな

ご質問でございました。確かにそのとおりだと思います。西側につきましては、ところどころで山崩れ等が発生をしておりますし、それから平場でも河川があるところの低いところでは昨年のように水がたまりやすいというふうなこともございますので、それぞれの訓練は必要だというふうに思っております。きのう村松信一議員さんの質問にもお答えしましたが、できればといいますか、国のほうからは強制ではありませんが、各自主防災会でも計画をと、計画をつくるようにというふうな、そういった形で話が来ておりますが、まだそこまでは各自主防災会まで至っていない状況にあります。その辺も踏まえまして、やはり地域に合った訓練をやっておけば、先ほど話ありましたように、訓練以上のものはないというふうに思いますので、そういったところは今後協議会等を通じながらそういった方向で進めていくようにというふうなことも含めていろいろ話をしていきたいなというふうには思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） ひとつまだまだ災害に対する認識が場所によって違うのではないかとこのように思われますので、ぜひ起きてから慌てるのではなく、早目にその辺のご指導もお願いしたいと、そう思います。

次に、広島市では気象情報会社から1時間に70ミリの雨が降る可能性があるとの情報をファクスで受け取りながら放置されていたと。そのために勧告のおくれにつながった可能性があるのではないかとこのように言われております。70ミリということは、矢巾の5時間に換算すると350ミリと、矢巾は277ミリでしたから、さらに雨の量としてはすごい量だったというふうに推察されます。その辺で本町のそういう場合の対応としては、どのような対応になっているのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） お答えをいたします。

ただいまの質問は、避難勧告の基準はというふうな意味合いでもよろしいでしょうか。ということでございますが、町といたしましては、一応計画のほうではつくられております。ただ数字的なものは何ミリ以上であれば勧告を出すとかというふうなことの文言には現在になっておりません。短時間あるいは局地的な集中豪雨等があれば、状況を判断して出すというふうな表現になってございます。県のほうからは、記録的短時間大雨情報とか、土砂災害警戒情報というものが雨が激しくなれば、ファクスなりで入ってまいりますので、それであ

と状況を判断して出すというふうなことになっております。

南昌山に雨量計もありますので、昨年1時間に72ミリというふうな最高のところではそういった雨も降りましたので、これからはそういったところも参考にしながら避難勧告を出すということになります。それで数字をはっきり、各市町村でも非常に悩んでいるところなのですが、数字をはっきり決めますと、例えばですが、1時間50ミリと決めた場合に、49ミリなので出さなくていいなど。ところが、長雨が続けていたので、土砂崩れがあったとか、あるいは60ミリでもずっと乾いていた状況なので、土砂災害にはならなかったというふうなことで、そういった空振りが続きますと、なかなか住民の方々の警戒心も薄れるというふうなこともありまして、非常にここはいろいろ広島の関係の報道もありますが、難しい面が非常にあります。そういったところで今現在は、いろいろ総合的に判断して出しているというふうなことでございます。そういった状況で避難勧告等を出している状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） 避難勧告の基準というのは、非常に難しいところがあると思うのですけれども、今回の場合、情報が届いていると、そういうのにもかかわらず担当者がそれを見過ごしていたのか、あるいはそういう判断にしたのかよくわかりませんが、その辺のところについてもひとつ見直しをかけながら対応を誤らないようお願いしたいなというふうに思います。

去年8月9日の災害時も公民館をあげさせてほしいという情報があった後、その後何も情報がなくて、やっぱり地元の担当というか、受けたところが非常に困惑したと、そういう経緯もありますので、何よりも情報というのは、非常にこういう場合重要になってきますので、山側の土砂災害についても、あるいはこういう平場の水害についても情報が大事だということでその情報手段に関しては、それぞれ電話とか、いろいろあると思うのですけれども、いろんな有線放送のスピーカーも整備されながら怠らないようお願いしたいなというふうに思いますが、去年の公民館の話の後の対応については、何かあったでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） お答えをいたします。

まず災害、どのような災害が起きるか、去年よりも大きな災害が起きるかもしれません。それを全てハード的に食いとめるというのは、本当に大変なことではございまして、まず一番

大事なものは、一つしかない命を守ることだと思います。そのためには、いかに情報を皆さんに伝えるかというふうなことが重要になってくるというふうに思います。そういったことで昨年来まず今お話ありましたが、有線放送の屋外放送塔でございますが、十二、三カ所故障していたというふうな状況でありましたが、6月に補正予算も議決していただきまして、それで有線放送さんのほうでも誠意に取り組んでいただきまして、今現在は全て復旧というふうな状況になってございます。そうしたことで非常にJAさんには感謝を申し上げたいというふうに思っております。

それから、昨年の災害以来、皆さんに情報を伝えるべく何があるのかなというふうなことで検討して、わたまるメールというものを運用しております。これは、災害に限らずいろんな情報を出したいというふうな思いでつくりましたが、情報に関しても、この前の防災訓練はそのとおりですが、その前にもいろいろ出しておりました。そういったことでこれについては、例えば家族の方が仙台にいても、例えば大阪にいても、これは届きます。そしたら、家族の中で携帯を持っていない方が、もし矢巾におりましたならば、そこから電話で連絡していただければ、それでさらに情報が広がるというふうなことでございまして、エリアメールよりも、エリアメールは決まった範囲ですが、ずっと有効に使えるというふうなこともありますので、ぜひたくさんの方に登録をしていただければというふうに思っております。そういったことでいろいろ、それから先ほどの自主防災組織の協議会の結成とか、そういったことでいろいろ対応させていただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） 私もわたまるメール、これに登録させていただいているのですけれども、災害だけでなくいろんな情報が入ってきて、非常に結構だなというふうに感じております。今登録はどのぐらいの登録になりましたか、それが1つと。

それから、この前岩手日報に本県の土砂災害警戒区域等の指定状況が公表されました。矢巾町が危険箇所9カ所、それから土石流の警戒区域が6カ所、そのうち特別警戒区域が4カ所ということで公表になったわけですが、町民はどこが実際そうなのかということがよくわからないでこの新聞を見ているわけなのですけれども、その辺の公表はいつどういう形でされるのかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えをいたします。

まずわたまるメールの登録数でございますが、今約900件くらいの登録数になってございます。もう少しふやしたいと思っておりますので、随時PR等に努めてまいりたいと考えております。

私のほうから以上お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） 2点目の危険箇所が9カ所、それから警戒区域が6カ所、特別警戒区域が4カ所ということの質問でございました。9カ所につきましては、平成23年3月に皆さんに配布しておりますハザードマップの中に記載されております。西側のほうの保養センターとか、南昌台団地の少し南とかというふうなことで、あるいは岩清水のほうもありますが、そういったことで9カ所が指定されておりますので、その中に入っております。それから、6カ所と4カ所につきましては、昨年指定されております。それでその9カ所の中でさらにここは危険だというふうなことで指定されておまして、これにつきましては、特に住民の方々には特別知らせてはいないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） ひとつどういう認識、どこであれ認識がお互い必要かなというふうに思いますので、その指定箇所については、ひとつお知らせをしていただきたいと思います。

それから、自主防災会連絡協議会、この発足については、お互いの情報が共有できるということで大変すばらしい取り組みだというふうに思っておりますので、ひとつ予算措置もしながら、それがきちっと運用できるような状況でひとつ支援をお願いしたいと、そう思います。

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○13番（藤原梅昭議員） それでは次に、東日本大震災後の支援、対応はということでお伺いいたします。

東日本大震災からはや3年6カ月が過ぎようとしています。本町としての対応状況をお伺いしたいと思います。

1つ、本町に避難されている方々の最近の受け入れ対応状況をお伺いします。

2つ、今後の被災地への支援計画をお伺いします。

3つ、シイタケ産地でもある本町の農家及び農畜産物に対する支援状況をお伺いします。

4つ目、再生可能エネルギーの推進状況と今後の計画はということでお伺いします。

5つ目、省エネルギーの推進状況と今後の計画はということでお伺いしたいと思います。

お願いします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 東日本大震災後の支援、対応はについてのご質問にお答えいたします。

1点目の本町に避難されている方々の最近の受け入れ対応状況についてですが、本町に避難されている方は、本年3月31日現在で57世帯、120名となっております。避難者の方々への支援といたしましては、昨年度に引き続き県の補助金による被災者健康づくりサポート事業を活用し、11月以降に保健師等の家庭訪問により健康状態や生活状況等の把握と健康支援を実施してまいります。

さらには、今年度も被災者健康応援交流事業を町社会福祉協議会へ委託し、被災者の方々を対象といたしまして、第1回目は7月23日に、地域の老人クラブの会員と三陸鉄道北リアス線に乗り、田野畑駅周辺の健康ウォーキングを実施し、7名の参加をいただき、地域の方々との交流活動を通じて心身の健康不安の解消を図り、少しでも安定した生活が送れるよう支援いたしております。今後も本事業を活用しながら避難者の方々の健康状態の維持や健康不安の解消、地域の方々との交流を図り、町として継続的に支援してまいります。

2点目の今後の被災地への支援計画ですが、現在においては物資提供のような支援は行っておりませんが、沿岸市町村から職員の派遣要請があることから、今年度大槌町に2名の職員を派遣をしております。今後も県からの要請がある場合は、沿岸市町村の復興に向け職員の派遣を継続してまいります。

3点目のシイタケ産地でもある本町の農家及び農畜産物に対する支援状況についてですが、平成25年第1回定例会及び第3回定例会においてのご質問にもお答えしておりますが、補償関係につきましては、JAグループにより設立された東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策岩手県協議会の指導で畜産及び菌茸類を中心とした賠償請求等を継続的に実施しております。風評被害の影響が大きい原木シイタケについては、岩手中央農業協同組合、同管内行政庁及び生産代表者で構成する原木シイタケ専門部会放射能対策委員会を中心に具体的対策を進めているところであります。畜産関係においては、風評被害の払拭のため、より安全な飼料を確保することを目的として、国が定めた放射性セシウムの暫定許容値を下回っている牧草地を対象に県の補助メニューを活用し、牧草地の刈り払い、牧草の種子更新等による除染

作業を実施しております。また、平成24年3月に導入した放射能測定器を引き続き活用し、農家を初めとした町民からの申請を受け、放射性物質濃度の測定を無償で実施し、より安全、安心な農産物の生産について支援しているところであります。

4点目の再生可能エネルギーの推進状況と今後の計画についてですが、家庭用太陽光発電システム設置に対し、国の機関である太陽光発電普及拡大センターでは、平成25年度で補助金を打ち切りましたが、町では再生可能エネルギーの推進のため、平成26年度において本町独自の補助要綱を策定し、矢巾町新エネルギー導入事業補助を実施しております。平成26年度は、現在までに14件の申し込みを受け、発電量の合計は70.79キロワット、補助額は66万円となっております。平成23年度からの導入実績件数は124件、全体の発電量は554.99キロワット、補助額は739万円となっており、今後も家庭用太陽光発電システム設置導入事業補助を継続してまいります。

また、平成24年度から岩手県再生可能エネルギー設備導入等支援基金事業を活用して、公共施設への太陽光発電設備の導入に取り組んでおります。平成26年度は3カ所への設置を進めており、平成27年度までには10施設への導入を計画しているところであり、全体の発電量は120キロワットになるものであります。なお、県の基金事業枠に余裕があることから、新たな公共施設への導入について県と協議を進めながら推進してまいりたいと考えております。

また、民間による事業については、株式会社シリウスが年間発電量約200万キロワットアワーが見込まれるメガソーラー施設を和味第1地割地内の町有地に設置しており、ことしの3月19日から稼働しております。さらに第2発電所として、年間発電量約120万キロワットアワーが見込まれるメガソーラーシステムの設置が進められており、ことしの秋ごろの完成予定で第1、第2発電所が稼働しますと、約320万キロワットアワーの発電量となり、一般家庭の約950世帯分が賄える発電量となるものであります。

5点目の省エネルギーの推進状況と今後の計画についてですが、昨年度に引き続き平成26年度も町広報紙を通じて節電への取り組みの周知を図るとともに、矢巾町商工会と連携し、町内商工業者会員に対し、節電の協力を依頼したところであります。また、平成24年度事業で公共施設4カ所に太陽光発電設備を設置しましたが、全て平成25年度の途中から稼働したため、まだ年間を通じたデータは得られておりませんが、それぞれの施設において、年間約9,600から1万7,100キロワットアワーの発電量が得られ、金額にすると、およそ12万円から21万円ほどの節電となる見込みとなっております。

今後の計画については、本町の秋まつり会場においてエコカーや太陽光発電設備、エコキ

ュート、LED照明などの省エネシステムの展示と相談会を実施しながら省エネへのさらなる啓発を図るとともに、引き続き家庭用太陽光発電の普及と公共施設への再生可能エネルギー導入を推進してまいりたいと存じます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） 避難されている方の対応として、矢巾町として保健師さんが家庭訪問を行ったり、社会福祉協議会の協力をいただきながら支援、派遣職員の支援等、本当にありがたいなというふうに思っております。先月の8月25日に我が矢巾町議会は、復興支援としてことしは山田町へ行ってきました。私が3年前に行ったときには、瓦れきはもとより火災に遭ったため、町全体が黒く、大変な状況でした。今回はもちろん瓦れき等は片づいていましたが、町全体を海拔3メートルまでかさ上げするため、町の中心が土盛りされて始めておりました。町全体を土盛りした後に町をつくり始めると、これから5年、10年はかかるだろうと思われ、これからも息の長い支援が必要だろうと感じてきました。

仮設住宅の自治会の方々と話す機会がありましたが、その自治会長さんが不平、不満を言ったら切りがないと。ボランティアに頼るのではなく、自立しなければだめだと言っていたのが非常に印象的でした。復興住宅の入居はまだ30%くらいしか入っていないと。何が要因かという、家賃が発生するからと、そのようなお話もしていましたが、町としても復興予算が通常の数倍がつき、派遣職員もたくさん応援に来ていただいているのですが、それでも手が回らないというふうに申しておりましたので、非常に内陸からの支援がまだまだ大事かなというふうに思っておりますので、よろしく対応のほどお願いしたいと思っております。

そこで先ほどシイタケ産地でもある本町の農家及び農畜産物に対する支援ということでお答えいただきましたけれども、最近のシイタケの状況としては、非常に風評被害については、大分よくなったと。ただし、市場の受け入れがまだまだできていなくて、価格が安いということで大変厳しい状況のようです。また、ことしはほだ木が手に入らず、予定の半分しか入らなかったときもあるということで来年のほだ木について大変心配されておりましたが、その辺の支援については、どのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

次年度の営農に向けましたシイタケほだ木の調達の関係でございますけれども、このほだ木調達の部分につきましては、まず主に農協さんのほうで受けてやっておるわけでございます。それで議員お説のとおり生産者の希望本数に対しては達していない部分がありますけれども、8割程度の部分の提供の割合的な部分については、まず受けていると、見ているということは聞いております。しかしながら、やはり単価の関係でどうしても高くなっていることがございまして、その辺のところは懸念されているようでございます。それで従来から県の県単事業も導入しながらシイタケほだ木の導入する際に、補助事業等を導入しながらやっておりますけれども、そういったふうなものを活用しながら従来のように支援してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） そのとおりでほだ木の価格が約40%ぐらい上がっているということで非常に数も足りないけれども、値段も高いということで手に入れにくくなっているようなのですけれども、その辺の国、県の支援をいただきながら何とか矢巾町のシイタケ産地の名前に恥じないような支援をぜひお願いしたいなというふうに思います。

それから、いろんなイベントが催されるそうなのでございますけれども、例えば産地直売会とか、いろんな、都のデパートに行って販売するとか、そういう際に町としての支援があれば、非常に心強いと、あるいはその販売が盛り上がるというようなお話もしておりますので、その辺の支援についてもよろしく対応のほどお願いしたいなと思います。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

町といたしましても可能な限りそのような支援につきましてはやっていきたいと思っております。今までやられた部分でございますけれども、議員もお聞きになっているかもしれませんが、県のほうのシイタケ生産組合の組合組織もありますし、あとは盛岡地方の部分もあるわけでございますが、主に盛岡地方の部分の中では、やはり矢巾町は原木シイタケの部分につきましては、シイタケの部分につきましては県内トップの部分がございますので、そういう意味では、リーダーシップをとりながら、もちろん会長自身も矢巾町から出ておりますので、盛岡駅での例えばイベントがある際に、そういったようなホームのところでもそういったふうなPR活動をしたりしまして、そういったふうな活動をしているところもあります。そ

の分につきましては、盛岡の産業まつり、町のほうもそうなのですけれども、そういったふうなイベントともあわせて継続しながらやっていくというふうに伺っておりますので、その辺は継続しながら支援することにしております。

またこの後補正予算の部分の中でもご紹介する部分があるかと思いますが、新たに県の事業を導入しながら中央のほうに、首都圏のほうに食材のPRということの部分も踏まえまして、それで町のほうのマスコットの的な部分を利用しながら、特に県のほうの県単事業の部分につきましては、3.11の放射性物質の関係による風評被害の、それも払拭するために、そういったふうな岩手県産という条件はありますけれども、そういったふうなものを安全、安心のPRを兼ねて、そういったふうな首都圏のほうにやってほしいというふうな趣旨のものがございまして、それで今月ですけれども、そちらのほうに出向きまして、それでアンケート調査なり、あるいは実際に試食、これは試食の部分につきましては、矢巾町産の米になるわけですけれども、そういったふうなものを食べていただきながら前後しましたけれども、アンケートもいただきながらそういったふうなもの、こちらのほうのものについて安全だよということをしてPR活動も行う計画でございました。いずれそのように支援体制は努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） あと2つだけちょっと確認したいのですが、福島からも5人ほどこちらに避難されてきているというふうに伺っていますが、いまだ戻れない状態が続いていると。災害から3年半たって、当初の支援内容と何か変わっていることがあれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今おっしゃるとおり福島からも避難をしております。その方々につきましては、介護であれば、介護の免除とか、そういうふうなのをずっと継続しておりますので、当初から特別変わっている部分については、ないというよりも、そのまま継続をしているというふうな事業を展開しているというふうに理解をしております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） 最後に1つだけお伺いします。

メガソーラーが第1、第2とできてきているようなのですけれども、第3の話があるのか、ないのか、その辺のことだけお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） お答えいたします。

4月から住民課にお世話になっておりますが、4月から今日までは、特にメガソーラーを実施したいというような、そのような問い合わせはございません。ただ参考までになのですけれども、不動牧野農業協同組合のほうで3万6,000平米ほど用地を売却してソーラー発電をするというような情報は得ておりまして、26年度以降検討を重ねてまいるといううわさを、うわさといいますか、総会資料を手にしておりまして、多分そのようになると思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 次に、第3問目の質問を許します。

○13番（藤原梅昭議員） それでは最後の質問に入らせていただきます。

少子高齢化社会への取り組みということで日本創生会議人口減少問題検討分科会によれば、2010年1億2,800万人だった日本の人口が2040年には1億700万人、2060年には1億を切って8,600万人になると予想されております。この人口減少社会を迎え、少子化への対応とあわせ高齢化に伴う医療費増加も財政上の大きな課題となってきております。

矢巾町はいち早く不妊治療への助成を拡大しておりますが、人口減少対策として出生率をいかに上げるかを論じられてきましたが、実は若い女性が減り続けているため、出生率が多少回復しても子どもは大幅にふえないという見方が示されております。これは若者の人口が都市部に集中し、都市部で働く若者は結婚して子どもを持てる環境ではなかなか厳しいと言われております。定住化を図り、地方の人口流出を防ぐ上でも最も重要なのは産業と雇用をつくることではないかというふうに思われます。本町としても、将来を見据えた対応が重要と思われませんが、以下取り組み状況をお伺いします。

1つ、子育て負担軽減への対応状況。

2つ、子どもを持つ女性が働きやすくなる環境づくりへの取り組み状況。

3つ、定住化促進の町内雇用の場づくりへの取り組み状況。

4つ、医療費低減への取り組み状況。

5つ、健康長寿日本一への取り組み状況。

6つ、岩手医大と連携による取り組み状況。

以上、お伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 少子高齢化社会への取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目の子育て負担軽減への対応状況であります。平成24年第4回定例会で14番、川村よし子議員の保育事業の質問にお答えしたとおり、国では8階層の徴収基準で定めている保育料を本町では18階層に細分化し、子育てに係る経済的負担を軽減する独自の軽減措置を講じております。

また、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所に入所している場合は、国の基準に準じ、2番目の児童は、保育所徴収額表に定める額の半額、3番目以降の児童は無料としているほか、本町独自の軽減策といたしまして、同一世帯に3人以上の義務教育修了前児童がいる場合において、入所児童が当該児童のうち3人目以降となる場合に、半額とする軽減措置を実施しているところであります。このほかに家庭で子育てをしている保護者の方々の子育ての負担を軽減するために地域子育て支援拠点事業を実施しております。この事業は、子育てに不安や悩みを持っている保護者に対する相談、援助の実施、子育て中の保護者が必要とする情報の提供、気軽に自由に交流ができる場所の提供を行い、子育て中の親の孤独感や不安感を緩和することなど、子育ての充実を図ることを目的としており、町内4カ所で行っております。

2点目の子どもを持つ女性が働きやすくなる環境づくりへの取り組み状況についてであります。保育所においては、現在通常保育のほかに休日保育、一時預かり保育、延長保育による夜間の保育、体調不良児対応型保育の実施を行っております。

また、小学生については、3年生までの児童を各小学校に隣接した児童館で平日は下校時間から夜7時まで、土曜日及び学校の長期休業の際は、朝7時から夜7時まで預かっております。今後とも近年の核家族化の進行、就労形態の多様化といった社会的背景において、女性が子育てのために就労を断念することのないよう、仕事と子育てが両立できるために何が必要か、さまざまな保育ニーズに対応できるよう支援を行ってまいります。

3点目の定住化促進に向けた町内雇用の場づくりへの取り組み状況についてですが、現在第6次矢巾町総合計画後期基本計画の雇用の充実施策に基づき雇用機会の創出及び地域に根ざした活力ある産業のまちづくりに取り組んでいるところであります。具体的には企業誘致について在京盛岡広域産業人会、岩手県企業誘致推進委員会、岩手県東京事務所及び岩手県

企業立地推進課等の関係機関との連携のもと、広く情報収集に努めながら、さまざまな機会を捉えトップセールスを積極的に展開しており、雇用機会の創出に向け、誘致活動を推進しております。

一方、町内既存企業に対しては、盛岡広域振興局長と連名で矢巾町商工会長に雇用の維持、確保に関する要請活動を行い、商工会を介して加盟会員へ雇用の充実に特段のご配慮をいただくようお願いをしております。

さらに、町内企業214社で組織しております矢巾町企業連絡会と連携し、高等学校等に在学する生徒が就業体験を行うことにより、職業に対する興味及び関心を喚起し、職業選択の能力や職業意識の育成を図るとともに、学校と企業間相互の理解と信頼を促進し、将来的な地元企業の人材確保を図ることを目的にインターシップ事業を実施しており、本年度は64名を受け入れ、将来的な人材育成と長期的な雇用の確保に取り組んでいるところであります。

また、盛岡公共職業安定所で発行している求人情報について、毎月2回発行する町広報紙へ掲載のほか、役場町民ホールに設置しているパソコンから情報を閲覧できるよう町民の方の求職活動をサポートしております。

4点目の医療費低減への取り組み状況についてですが、近年の医療費増加は、高齢化が進んだ上、技術進歩による医療の高度化などが主な要因とされ、本町の国民健康保険においても被保険者数が減少傾向であるにもかかわらず、療養給付費が過去5年、平均約3.5%の伸びで増加し、高額療養費も過去5年間で前年度を約700万円から2,000万円上回る増加となっております。このことから、町では現代病とされる生活習慣病の発症や重症化を防ぐために特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査と特定保健指導に力を注いでおり、受診率の向上を目指して強化地区の設定や夜間健診、医療機関等での受診機会拡大などを図り、疾病の早期発見と早期治療の推進に努めているところであります。

また、医療費軽減に効果のあるジェネリック医薬品の利用を促進するため、通常医薬品とジェネリックとの実際の負担にどの程度の差額が生じるかを被保険者の方に理解していただく医療費通知も平成24年度から実施しております。平成26年度からは、全国で進められております国保データベースシステムの運用が開始され、診療情報と健診受診情報、介護情報を結びつけることが可能となりますことから、今後の効果的な保健指導事業に役立ててまいりたいと存じます。

5点目の健康長寿日本一への取り組み状況についてですが、健康で幸せな生活を送ることは、町民全ての願いであり、本町といたしましても第6次総合計画の柱の一つに安心して生き

がいのある健康長寿のまちづくりを掲げ、健康施策を町政の第一義としております。そのため平成14年3月には健康やはば21プランを作成し、平成14年度からは厚生労働省の国保ヘルスアップ事業を導入した生活習慣病対策に取り組み、平成15年には矢巾町健康長寿のまち宣言を行い、町民及び各関係機関と連携しながら健康づくり事業を実施してまいりました。さらに、平成20年度からは、特定健康診査、特定保健指導の実施が各保険者に義務づけられたことを受け、高い受診率の目標値を掲げて目指せ、日本一健康なまちやはばをスローガンに健康づくり事業を実施してきたところであります。平成25年度には、健康やはば21プランの見直しを機に、近年の疾病構造状況に対応していくために、平成34年度までを計画期間とした健康施策の指針となる健康やはば21第2次プランを策定し、生活習慣病の発症予防と重症化予防を地域や社会全体で支える環境を整え、町民一人一人が主体的に取り組むことができるよう各関係機関と連携し、町としての責務を果たしてまいります。

6点目の岩手医大と連携による取り組み状況についてですが、岩手医科大学が本町に移転してからは、健康づくり事業を連携し、実施してきており、平成24年度に岩手医科大学が東北大学と共同でいわて東北メディカル・メガバンク機構を設立し、県民の健康づくりと被災地の医療の復興・再生に合わせ、次世代医療の構築を目指して、地域住民健康調査を実施しております。この健康調査では、生活習慣や食事に関するアンケート、血液、尿検査及び遺伝子の解析等を含め、一人一人の健康状態を数年間にわたり追跡していくものであります。

このことにより震災ストレスによる健康への影響や地域医療の復興に貢献し、ひいては近未来の医薬品の開発や治療、予防の向上を目指すものであり、調査の対象として沿岸被災地域の12市町村と二戸市に加え、本町も協力しております。昨年度町の健康診査時の健康調査には、町民の790名が協力しており、健康診査以外においても矢巾キャンパスを会場に健康調査を実施しております。本町といたしましても、健康調査を通して一人一人の健康に寄与する機会と捉えており、今後もこの事業がスムーズに実施できるよう連携を図ってまいります。

また、大学開放事業の一環として昭和54年から開設されている岩手医科大学市民講座は、平成21年度より本町と共催で矢巾キャンパスにおいて開催されております。さらには、平成24年度からは、大学共通学習センターと共催で同じく矢巾キャンパスにおいて、矢巾町セカンドアカデミーを開催しており、町民が高度な大学の研究や教育内容を身近に体験でき、健康づくりへの知識を深める機会にもなっております。今後は、平成31年に岩手医科大学附属病院が当町に移転し、開院する計画が進められておりますが、地元としてできる限りの協力をしてまいる所存であります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） 時間がなくなりましたので、再質問とは言いませんが、お願いだけしておきます。

子育て負担軽減への対応に、子どもの医療費助成ということでいろいろあるわけですが、他市町村では中高までやっているということですので、ぜひ小学生までは何とか医療費ゼロをお願いしたいということが一つです。

○議長（藤原義一議員） 時間になりました。

以上で13番、藤原梅昭議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を2時10分といたします。

午後 2時00分 休憩

—————
午後 2時10分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

1番、齊藤正範議員。

第1問目の質問を許します。

（1番 齊藤正範議員 登壇）

○1番（齊藤正範議員） 議席番号1番、齊藤正範です。

1点目の質問を行います。当町の児童・生徒の教育指導についてお伺いいたします。

1点目は、全国的に中学1年の生徒が中学校での新しい環境になじめず中1ギャップと称される事象が発生し、最悪は不登校にもつながってくるとの報道がありますが、当町においては、この事象に対して何か取り組んでいるのかどうかお伺いいたします。

2点目は、政府の教育再生実行会議の素案が明らかになったところによると、小中一貫教育学校の制度化が柱であることがわかりました。自治体の判断で小学校、中学校9年間で5年、4年などのように区切れるようにする制度であります。文部科学省は、2016年にも制度化したい考えであり、学力対策、子どもの発達などに応じ、柔軟に学年を区切ることができることや中1ギャップの解消などに有効な制度と考えるが、所見をお伺いいたします。

3点目は、6月会議で谷上議員が土曜日授業と土曜日学習の質問を行い、その答弁として今後全国的な推移を参考にしたいとしておりますが、全国の動向のほかに保護者よりアンケートをとり、保護者がどのような動向なのか参考にしたらどうかお伺いいたします。

4点目は、小中学校の教育は言うまでもなく人格形成の基本的学習の場でもあり、将来の目標を持つ重要な時期でもあります。当町は、学習指導要領のほかに特徴的な取り組みをしているのかどうかお伺いいたします。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 1番、齊藤正範議員の児童・生徒の教育についてのご質問にお答えいたします。

1点目の中1ギャップと称される事象に対して何か取り組んでいることはあるかについてですが、議員ご指摘のように、全国的に小学校から中学校への進学の際に、新しい環境での学習や生活にうまく適応できずに悩みを抱えたり、不登校になったりする中1ギャップが指摘されております。中1ギャップの解消のため、本町では小中連携推進会議を年4回開催し、中学校と小学校の情報交換や中学校一日体験入学などを実施することにより、中1ギャップの解消を図っております。

5月に実施した1回目の会議は、それぞれの中学校において、中学校1年生の担任と旧小学校6年生の担任、そして生徒指導主事が参加して実施されました。初めに、1年生の授業参観で一人一人の生徒の様子を観察し、その後に情報交換会を行っております。2回目は、11月に実施する予定で、教師による小学校6年生の授業参観と情報交換会を行う予定であり、3回目は1月に来年度通う中学校の一日体験入学を実施し、中学校生活への希望を持たせるとともに、違う小学校から入学する児童同士の交流も図ります。4回目は、3月に小学校6年生の担任と来年度中学校新1年を担当する教師が情報交換を行い、円滑に中学校生活を送れるように考えております。その成果もあり、矢巾中学校、矢巾北中学校ともに1年生での不登校の生徒がほとんどいない好ましい状況にあります。

2点目の小中一貫教育学校の制度化は、小中9年間で5年、4年などに柔軟に区切ることや中1ギャップの解消などに有効な制度と考えるがどうかについてですが、小中一貫校については、同一の校舎で学校生活を送ることにより、さまざまな課題を克服できるメリットはあるものと思われま。しかしながら、制度の変更を伴うことでもありますので、今後の動

向を見守ってまいります。

3点目の土曜日授業と土曜日学習について、保護者よりアンケートをとり、どのような動向か参考にしてはどうかについてですが、昨年度実施した全国学力・学習状況調査によると、本町の小学校6年生は、土曜日に習い事やスポーツ、地域の活動に参加している、家で勉強や読書をしているがそれぞれ4分の1を占めております。中学校3年生では、土曜日に85%が学校の部活動に参加して、心身を鍛えております。この数字は、岩手県76%、全国65%を大きく上回っており、授業ではないにせよ学校の部活動は健全育成に大きく寄与しているものと考えられます。このように土曜日は、地域でのスポーツ少年団活動や中学校での部活動等が健全に行われております。したがって、現在のところ土曜日授業と土曜日学習について保護者からアンケートをとる予定はございません。今後の学習指導要領改定や関係法令の改正にかかわる議論を見守りながら全国の動向を注視してまいります。

4点目の当町では、学習指導要領のほかに特徴的な取り組みはあるかについてですが、議員ご指摘のとおり小中学校のさまざまな活動は、学習指導要領のもとに展開されております。一方、当町では、地域の課題及び児童・生徒の実態等を踏まえ、学校内外の資源を有効に活用しながら学校独自の輝く夢プランを各学校が策定し、特色ある教育活動も行っています。それらの活動について、全てをご紹介できませんが、例えば徳田小学校の読書活動、煙山小学校の吹奏楽活動、不動小学校の歯磨き指導等の健康教育、矢巾東小学校の環境教育、矢巾中学校の復興教育、矢巾北中学校の合唱等の表現活動が挙げられるところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 1点ずつ再質問させていただきます。人生は、幾度も環境の変化する場面があり、ほとんどの人は、それをクリアしながら成長していくわけですが、小学生から中学生という環境の変化も大切な経験の一つであり、対人関係能力や問題解決能力などの育成に必要だと考えております。

当町においては、中1ギャップはほとんどない状況との答弁で、関係する方々の努力と熱意には感謝申し上げます。しかしながら、昨日の信一議員への不登校に関する質問の中で中学生が小学生より10名ほど多い不登校者がいるという状況の答弁がありましたが、この状況はどのように捉えているのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

中学生になりますと、いろいろと思春期ということもございまして、さまざま小学校から中学校に上がる段階では、そういう小中連携等々で各希望に満ちて上がってくるわけですが、その後やっぱり学校に入ってから、それぞれクラブ活動あるいは授業、それから家庭の環境、さまざまな要因が複雑に絡み合ひまして、その子どもの気持ちというか、そういうところにいきますし、いろいろそれこそ思春期という気持ちでさまざま子どもも悩みが出てくるということで学校にも来たくないというようなこともございますし、それからゲームとか、それからテレビ、DVD等で夜遅くまで起きるような状況が出てきたりして昼夜逆転という形でなかなか朝起きられないで学校に来られないとか、そういう形になりまして気持ちがそちらのほうになってきているということで2年生、3年生、2年生になると、そういうふうな不登校がだんだん出てくることになってきております。

しかしながら、学校のほうでもそういうことは把握しておりまして、それぞれ一人一人の状況に応じた対応を先生方、あるいは家庭のほうにも相談をして、それから病院の先生等にも相談しながら対応をして、できるだけ学校のほうにも行けるように取り組んでいるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 小中一貫校は、制度の変更を伴うため動向を見守るとの答弁でしたが、改革のポイントとして子どもの発達が早まっていることを踏まえ、幼児教育要領も就学前の1年間に小学校の教育を一部取り入れる幼児教育やグローバル化なども提言しております。小中一貫校にするかどうかは、制度を見きわめ検討すると思いますが、中学の英語授業が原則英語で行われるなどの改革もあることから、小学校高学年において中学校の内容を先取りして学ぶケースなど、柔軟な教育が必要になってくるのではないかと考えますが、教育長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

小中一貫校の前に、中高一貫校というのが一時期提唱されました。そして、法律にも中等学校というのが明記されております。したがって、小中一貫になりましたならば、今まで小学校、中学校というくりでありましたけれども、法律も、そこに何らかの形が出てく

るものと思います。また、あと中高一貫校で葛巻高校が葛巻中学校と校舎が別々で連携という形をやっていたわけですが、一関一高附属のように同一校舎の中でやっているのと若干形態も違いますし、効果も違うと思います。そうしますと、それを当てはめると、小中一貫校というのも、やはり同一校舎ということが一番効果の上がる方法かなというふうに思います。したがって、制度、それから校舎の問題もあろうかと思えます。

なお、議員からご指摘あった英語等を中学校の先生が小学校に行き行って教えるというようなことは、大変小中一貫校として一番ふさわしい姿ではないかなと、そういうメリットもありますので、どういう推移になるのか注視して対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 今年度は土曜日授業を行う公立小中高校は5,573校で2年前に比べ2倍にふえたと文科省のまとめが発表されております。全体に対する実施割合は16.3%に達しております。先生の確保や児童・生徒の安全対策など、いろいろな問題はありますが、全国の動向数値が幾らぐらいになったら当町では検討に入るのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

文科省で土曜日授業あるいは土曜日学習の集計がなされておりますが、その中のほとんどが月に1回か2回あるいは隔週とか、いわゆるイベント的に土曜日にさまざまな形態で授業、学習を持つという形になっているというふうに調査から見えております。したがって、このパーセントだけではなくて、実際全ての週、土曜日授業をしているところもあるわけですが、そういう動向を見ながら何%ということではなくて、またこれは教える内容とか、そういうのにもかかわってきますので、土曜日授業とか土曜日学習というのは、私は継続して行う、イベントであれば今からでも取り組むことができるかと思いますが、継続して行うことが、例えば今継続されて部活動が行われているわけですから、それを変えるというのには、イベントではとても対応できかねると思いますので、そういう意味でもう少し全国の動向を注視してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 文科省は、小学校6年生と中学校3年生を対象に4月に実施した全国学力テストの結果を発表しております。都道府県別では、例年どおり秋田と福井が上位になっております。それで各県が秋田県との教員交流を盛んに行っているわけですが、秘訣は教員が教え込まずに子ども同士が意見を交換する授業にあると報道されておりますが、当町は、どのような指導をしているのかお伺いいたしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） 全国の学力学習状況調査の結果が発表されてから、大体全ての新聞を見させていただきました。その中で、やはり子どもたちが主体的にいろいろなことを話し合って授業に臨むということが大切だというのが多くの新聞で見られたところがございます。子ども中心の授業ということは、矢巾町でも教師が主体となって講義口調で一方的に進めるのではなくて、子ども中心にぜひ進めていただきたいということを皆さんに申し上げているところであります。実態はまだまだその途上にあるかと思いますが、最終的にはそういう形に持っていければなというふうに思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○1番（齊藤正範議員） 大雨災害対策についてお伺いいたします。

ことしの夏は、全国的に大雨被害が多く、特に8月に発生した広島市の土砂災害は、死者、行方不明者が多数発生する災害となりました。ことしの大雨被害は、短時間に大量に雨が降り、斜面崩壊や河川の対応不能などとなるケースが多く、自治体も避難指示や勧告を発令するタイミングが以前と違って非常に困難になってきている状況下にあります。当町は、昨年8月に大雨による洪水被害が発生しましたが、このような昨今の気象状況を受け、災害への対応を改善した事項及び今後改善しようと考えている事項は何かあるのかお伺いいたします。

また、災害時に支援が必要な障がい者や高齢者など、災害時要援護者は、個人情報保護の関係から本人の同意を得て関係者に情報を提供することとしておりますが、神戸市などは政令により個人の同意がなくても支援関係者に提供できる施策を行っておりますが、このことについては、どのように考えるのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 大雨災害対策についてのご質問にお答えいたします。

最初に、昨今の気象状況を受け、災害への対応を改善した事項及び今後改善しようと考えている事項は何かあるかについてですが、ここ最近、特にもことしは全国各地で集中的な豪雨や土砂崩れなど、異常気象による災害が激化しております。本町でも、こうした突発的な災害が全く発生しないとも限らないことから、日ごろから住民が早く賢く逃げる対策が必要であると考えます。そのためにも気象状況や避難情報など、防災関連情報をいち早く住民に周知し、危険が迫っていることを早く住民に伝えることが重要であると思われることから、昨年大雨被害の後、わたまるメールという登録制メールの運用を昨年11月から開始、防災情報の発信手段として活用しております。

また、昨年は9月と10月の期間、ことしは7月から10月までの期間において、岩崎川、芋沢川、太田川、大白沢川の4河川で氾濫が予想される場合に、監視のための職員を派遣し、情報の収集を行う態勢をとることとしております。

さらには、災害発生時には、まずは自助共助で身を守ることが大切であることから、自主防災組織の育成を推進しておりますが、組織同士の相互の連携が重要であると考え、防災情報の交換や研修の場として8月19日に自主防災会連絡協議会を設立したところであります。7月から8月にかけては、希望する行政区に対し土のう袋及び土のう作成用の砂を配布し、早急に災害に対応できる体制をとったところであります。このほかにも株式会社グリーンデリカとの災害時の食材等の提供についての協定を、みちのくコカ・コーラボトリング株式会社とは災害時の飲料提供に関する協定を、株式会社ゼンリンとは災害時における住宅地図の貸与を初めとした地図情報の提供に関する協定をそれぞれ締結したところであります。

今後は、災害時に要援護者等が避難することができる福祉避難所の協定締結など、さまざまな企業との協定の締結をさらに推進してまいります。人間の心には、自分に迫り来る危険を過少に評価し、心の平穏を保とうとする強い働きがあると言われていたことから、避難行動を後押しする情報を多くの町民により早く伝えるための仕組みづくりを検討してまいります。

次に、災害時要援護者の個人情報や個人情報を個人の同意がなくても支援関係先に提供できる施策についてどのように考えるかについてですが、平成25年に改正された災害対策基本法において、平常時の支援関係者への情報提供は、本人からの同意を得た上で行うこととされております。神戸市の場合には、個人情報の収集及び提供に関して不同意の意思が明示されなかったとき

は、本人の同意を得ているものと推定すると条例に定めることで支援団体に対し、要援護者の氏名、住所、生年月日及び性別を提供することを可能にしているものと推察されます。また、市町村によっては、個人情報保護条例を根拠として緊急かつやむを得ない場合のみ支援団体に対して個人情報を提供しているケースも見受けられます。

本町では、平成25年2月から本人や家族からの申請に基づき病気や障がいの状態、世帯構成及び緊急連絡先などの情報を収集し、災害時要援護者台帳の整備を行っておりますが、平常時の情報提供については、当事者の同意が前提となるものと考えことから、同意を得た情報のみを自治会長、消防機関及び矢巾町社会福祉協議会などの支援者に対して提供しております。しかし、非常時においては、住民の生命、身体及び財産を守るため、支援団体と連携し、情報を共有していくことが重要であると考えことから、未登録者に対し、登録申請を促すとともに、災害時の情報提供及び連携方法について、より効果的な方法を検討してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 6月30日に同僚議員たちと北上川総合管理事務所を訪問し、四十四田ダムの治水管理について勉強してまいりました。四十四田ダムは、有効貯水量が3,550万立方メートルで堆砂容積は11万6,000立米で設計されており、100年で堆砂率が100%になることで予測しておりますが、昭和43年完成より40年間経過した現在では90%の堆砂率となっている状況なそうであります。その中で四十四田ダムは、昨年8月9日の大雨の状況としましては、ダムに流れ込んだ最大流入量は、毎分1,468立方メートルでありまして、平成19年の洪水時に比べ1.5倍程度の量が流入したということになっております。この数量は、流入計画1,350立方メートルも上回った数量となり、水位が8メートル上昇したということにお話を聞いてまいりました。

しかしながら、下流の盛岡市やその下流は今回の大雨では災害に至らず、それは連携するダムとの調整でそういうことができたという話を聞いております。また、堆砂率の防止策としては、上流部に土砂流入防止柵をつくって流入を幾らかでも防ぐようにしている対策をとっているというようなお話を聞きまして、いずれダムというのは、堆砂が100%になったから効果を発揮できないというものではないというような説明を受けてまいりました。一方、話の中でもありますけれども、昨今の雨の降り方は、異常気象と申すのか、短時間に非常に

多くの雨量が降るという状況下、もう異常気象という表現でなく、これが通常なのかなというような状況に陥っており、当町としても煙山ダムの活用が非常に洪水対策として重要なことと考える次第でございます。

四十四田ダムにおいても、四十四田は発電業務も行っている関係上、台風シーズンも迎えて、水を空にできないというような状況下の中で流量調整を行っているわけでありまして、煙山ダムにおいても農業用水等の使用等もあり、台風が来るから少なくするという部分、難しい調整などもあると思いますが、この辺についてどのような管理を行っているか。しゅんせつについては、答弁を受けておりますので、水量管理について見解をお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

まずダム管理につきましては、ダムの管理規定に沿いまして、管理主任技術者がおりますので、そちらのほうは資格を取得しておりまして、その者がこの規定に沿って管理しております。それでどこのダムでも同様かと思えますけれども、いずれ降水量の状況によつての調整につきましては、この部分につきましては、事前に放流する等のことはしておりますけれども、議員が今おっしゃいましたように、ちょうど8月9日の部分につきましては、洪水期調整期間と、あとは農業用水の灌水期間の部分が一緒になっている分がございますけれども、その部分につきましても一応水量的な農業用水の量を見つつ事前放流はしておいた部分がございます。その中でもまず異常気象的なもので近年類を見ないような一気に流量が入ったということで時間雨量で72ミリの流量が降ったわけでありまして、そういったふうなものにつきましては、なかなか想定外の部分があったわけでございます。

しかしながら、今後におきましては、全国各地で災害が発生しておりますように、この想定外というのは、町長もたびたび話をしておるわけでありまして、常態化しつつあるということがございますので、その部分につきましても、それを念頭に入れながら管理していかなければならないなということでは内部のほうでも話を詰めているところでございます。

なお、ダムの堆砂量の関係でございますけれども、平成24年なのですが、堆砂率というのは、全体の30%分と決まっておるわけでありまして、それで全体の量に対しまして88%ほどだったわけでありまして、25年度の8.9の際のその後の堆砂量でございますが、土砂の関係については139.7%ということになりまして、計画に対して約40%ぐらい増量に

なつたと、ここを越えてしまったという状況にはなっておりますけれども、そういう状況でございました。あとはそれを踏まえて、さきにお話しておりますように、しゅんせつ、今進めている状況でございますけれども、そういう経過ではございました。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 広島の土砂災害では、住民の安否確認に手間取り、行方不明者の人数が大幅に違い、救出活動にも影響が出てしまったのではないかと考えております。当町で先日行われました防災訓練において、災害時の自主防災組織による安否確認訓練も実施されておりましたが、その成果及びまた改善する点がないかなどお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） 安否確認の質問がございました。議員さんおっしゃるように、先日の防災訓練の際に安否確認ということで行った次第でございます。確かに行方不明といえますか、安否がわからない人がいれば、それなりに救出活動をしなければならないというふうなことで復旧のためには非常に手間取るような状況になるかと思っております。この前やった成果ということでございますが、それにつきましては、実際参加した方々にはいい体験になったと、今までやったことがなかったのでいい体験になって、こういった形でやればいいなというふうな話は聞いておりますが、正式にといいますか、この前の評価につきましては、これからということになっておりますので、そういったところでご理解をお願いしたいというふうに思っております。いずれ参加した方々は、初体験ということもありまして、非常によかったというふうな話は聞いてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第3問目の質問を許します。

○1番（齊藤正範議員） 具体的な人口減少施策についてお伺いいたします。

日本創生会議が公表した2040年の各自治体における人口減少試算は、各方面に衝撃を与えております。政府も人口減少を切迫度を持った問題として捉え、現実的な議論を深める必要があるとして第31次地方制度調査会を発足させました。このことを受けまして、以下当町の人口減少に対する施策についてお伺いいたします。

1点目は、若者の流出を抑える施策として関係機関と連携して雇用創出に努めるとしておりますが、具体的にはどのような活動を行っているのか。

2点目としまして、子どもの保育料、医療費などの軽減措置を図り、若者を定住させる人口減少対策を行っている自治体は全国でも数多くありますが、当町は現状よりさらに軽減措置をとり、このような人口減少対策をとる考えはないのかお伺いいたします。

3点目は、岩手医科大学病院総合移転、県立療育センター、盛岡となん支援学校、岩手医大看護学部の開設など、交流人口の増加が見込まれる中、交流人口から定住化につながる具体的施策としてどのようなものを考えているのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 具体的な人口減少施策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の若者の流出を抑える施策として関係機関と連携して雇用創出に努めるとしているが、具体的にどのような活動を行っているのかについてですが、雇用創出の取り組みについては、13番、藤原梅昭議員にお答えしたとおりですが、若者の雇用対策としては、公益財団法人ふるさとといわて定住財団及び盛岡公共職業安定所が実施している就職面接会や研修会の情報をホームページと町広報紙に掲載しており、雇用の受け皿となる企業誘致の推進と就業情報提供の充実を関係機関と連携し、推進しております。

2点目の子どもの保育料、医療費をさらに軽減しようとする考えはないかについてですが、まず保育料のこの3年間の軽減率と軽減額は、平成24年度が31.53%、金額にして6,890万4,000円、平成25年度が32.42%、7,580万2,000円、今年度は当初において30.64%、約7,116万円となっております。保育料の軽減率と軽減額は、町独自で定めている18階層のうちから保護者負担の公平性など、状況を見きわめながら毎年度設定しており、長期的に軽減措置を講じることができるよう今後も努力してまいります。

次に、子どもの医療費軽減については、6番、小川文子議員のご質問にお答えしたとおり、子ども・子育て会議の状況及び子育て支援に関するアンケートの結果を受けて乳幼児医療費助成制度の内容の検討を進めてまいります。

3点目の交流人口からの定住化につながる具体的施策としてどのようなものと考えているかについてですが、岩手医科大学総合移転のほか、県立療育センター及び県立盛岡となん支援学校の移転、さらには岩手医科大学に看護学部の新設も予定されているところであります。これらの施設の開設に伴う交流人口は9,000人から1万人と予想されることから、交流人口の中から定住化につなげる取り組みは、人口減少が進む中において大変重要であると認識し

ております。

町は、これまでに定住化に直結する既存市街地整備にあつては、矢幅駅西地区及び矢幅駅前地区土地区画整理事業を進めてきたほか、新たに市街化区域を拡大し、中村地区、藤沢地区に民間開発で住宅地を確保してきたところであり、今後さらに定住化が進むことを大いに期待しているところであります。

また、町商工会などと連携し、一定期間ではありますが、岩手医科大学を初めとする学生などの定住にも対応すべくアパートやマンションの新築を推進するとともに、市街地整備に伴い飲食店などを含む商業施設が確保され、にぎわいが生まれることで定住化と雇用の場の創出につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、定住化につながる対応策といたしましては、時代のニーズを見きわめながら施設充実型施策から生活の充実が得られるソフト面を重視した施策について重点的に予算を配分し、魅力あふれる住みたい町の実現に努め、定住化を促進することで将来にわたり人口が安定的に推移するよう努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 藤原梅昭議員も申したとおり、若年女性の人口が減少し続ける限りは、人口の再生産力が低下し続け、総人口の減少に歯どめがかからないとされております。人口問題研究所の推計によれば、当町の20歳から29歳の若年女性は2010年の3,319人から2040年には44.1%減少の1,854人になるとされており、さらに人口異動を考慮すれば51.6%減少の1,605人になると試算されております。平成24年の合計特殊出生率1.41%のうち95%は20歳から30歳の女性であります。若年女性の定住化が人口減少対策の重要な課題と思っておりますが、所見をお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えをいたします。

日本創生会を出しております、特に若年女性の異動率といいますか、人口減少につきましては、大変矢巾町も51.6%になるということで非常に課題だなと思っております。これにつきましては、2005年から2010年までの間の住民票の人口異動の関係で異動率を出しているというようなことで聞いてございますが、若干隣の紫波町とか、盛岡市あるいは滝沢さんと比べると、その女性のところが若干異動率といたしまして矢巾が高いということでもあります。

その状況を見ますと、例えば私の個人的な感覚で言いますと、大学とかあるいは専門学校とか、そういったところに、むしろ仙台、東京方面に行って、そのままそちらのほうで就職をされたりしてこちらのほうになかなか戻ってこないというふうなことがあるのかなというふうなことで思っておりますので、そういった意味では、やはり先ほど来から申し上げており若い皆さんが魅力を持って就職する場所等の確保等が必要であろうかなと思っております。それだけでは物事は解決するわけではございませんし、先ほど来ありますとおり、やはり産み育てる環境等の、そういった整備も必要になってこようかと思っておりますので、その辺の整備あるいは予算の配分等をこれから考えていかなければならないのだらうなというようなことで考えているところでございます。そういったところを今後生かしていければなと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 当町の保育料制度や子どもの医療費などについては、説明については十分理解するところではありますが、このような状況下において、人口が減り続ければ、自治体自体が存続しなくなるのではないかなという心配を、危惧しているわけであります。いろいろな市町村においては、若年層の確保において医療費、保育料等の軽減措置等をとっており、その制度自体からすれば、当町の施策は十分であると思えますけれども、果たして人口減をとめる施策としてはどうかということについても考える必要があるのではないかなと思っておりますけれども、その辺の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） お答えいたします。

保育料、医療費等軽減措置、当町も実施しておるわけですが、各自治体において、それぞれ工夫されているところもあるとは思いますが、当町におきましては、まず現状で何とか若い世代を、若者たちを定住させることができるのではないかなというふうに考えております。というのも、保育料に関しても近隣市町村に比べまして軽減率は決して低いわけではございませんし、そういった面、医療費につきましては、今後検討をするということはありませんけれども、そういった面。それから、子どもの支援に関して、特に矢巾町は力を入れておると思っております。そういう面でソフト面で若者が暮らしやすいような環境を今後もつくってまいりたいなというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 非常に今の説明は理解できるわけなのですが、先ほどの推計からすれば、他市町村では、ではどの程度減るのかということになりますと、隣の紫波町は36.1%、滝沢市は32.0%、盛岡市は42.0%ということで、当町が一番2040年、若手女性が減るのではないかなという推計が出ております。これらの危機感については、どのように思っているのかお聞きしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 先ほど来申し上げましたとおり、若干異動率でそれぞれ今おっしゃったところとは、特に若い女性の部分が若干矢巾町が多くなっているようであります。なので、そういった要因として先ほど来学校だとか、そういった要因等もあると思います。あとは多分それは住民登録ではそういったことで出ていると思いますが、よく国勢調査等がございしますが、そういった場合には、住民登録ない人たちもカウントされて人口が出てきます。その際には、本町と滝沢市が大きく伸びがあったりしていますが、それは多分医大とか、そういったところの方たちが住民登録なしに住んだりしている部分もあると思いますので、現実と住民登録との関係で若干そういう乖離も見られるのかなと思っておりますので、そういった意味でそういった例えば若い人たちを呼ぶ、当面例えば学校だとか、そういったことも必要ではあろうかと思っております。そういう施策なども必要なのかなと思っております。

それから、先ほども申し上げましたとおり、やはり優良な企業といいますか、若い方たちが魅力を持って入りたいというふうな企業の誘致なども必要だと思っておりますが、これにはやはりどうしても中央のほうにいい会社といいますか、本店とかがあったりして、どうしてもそういうところに集まる政策といいますか、これはそういう状況になっておりますので、矢巾町とか、そういった単位のものではなく、やっぱり今も日本でもそういったことで動き出しておりますので、地方にそういった企業等が移転した場合には優遇措置が受けられるのだとか、そういったやっぱり矢巾町レベルの段階とか、県のレベルの段階とか、国のレベルの段階でそれぞれの段階でそういった人口流出を防ぐといいますか、そういった施策をとっていかねばならないと思っておりますので、その中で町は町なりに先ほど住民課長も申し上げたとおり、そういった若い世代に配分するようなこともしていかなければならないと思っております。そのためには、多分これまでは高齢者とか、そういった方たちにも配分してき

た予算をある程度世代間で調整をしながらある予算を有効に使っていくことも必要になるかと思っておりますので、そういった議論もこれから必要になるかと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 当町は岩手医大が開業になるということで交流人口がふえると予想され、特にも若手女性もふえるのではないかなというように思っております。せっかくこういういい環境下にありますので、ぜひ若い女性の定住化に向けた施策を今後とも検討してもらうことを要望しまして終わります。

○議長（藤原義一議員） 以上で1番、齊藤正範議員の質問を終わります。

○議長（藤原義一議員） これをもって一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日は休会、明後日は午前10時に会議を開きますので、本議場にご参集願います。

ご苦労さまでした。

午後 3時06分 散会

平成26年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第3号）

平成26年9月5日（金）午前10時開議

議事日程（第3号）

- 第 1 報告第 3号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成25年度財政健全化判断比率等の報告について
- 第 2 議案第39号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 第 3 議案第40号 矢巾町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて
- 第 4 議案第41号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 5 議案第42号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 6 議案第43号 矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 7 議案第44号 矢巾町屋外運動場照明施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 第 8 議案第45号 矢巾町屋外運動場設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 9 議案第46号 矢巾町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第47号 矢巾町コミュニティ施設に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第48号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第49号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第50号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について
- 第14 議案第51号 平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第15 議案第52号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

- 第16 議案第53号 平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第17 議案第54号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第18 議案第55号 平成26年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第19 議案第56号 平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第20 議案第57号 平成25年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第21 議案第58号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 議案第59号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 議案第60号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 議案第61号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 議案第62号 平成25年度矢巾町水道事業会計決算認定について
- 第26 議案第63号 平成25年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	齊藤正範	議員	2番	藤原由巳	議員
3番	村松信一	議員	4番	山崎道夫	議員
5番	川村農夫	議員	6番	小川文子	議員
7番	谷上哲	議員	8番	廣田光男	議員
9番	秋篠忠夫	議員	10番	芦生健勝	議員
11番	昆秀一	議員	12番	村松輝夫	議員
13番	藤原梅昭	議員	14番	川村よし子	議員
15番	米倉清志	議員	16番	高橋七郎	議員
17番	長谷川和男	議員	18番	藤原義一	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	川村光朗君	副町長	女鹿春夫君
総務課長	星川範男君	企画財政課長	秋篠孝一君
会計管理者 兼税務課長	中村滋君	生きがい推進 課長	川村勝弘君
住民課長	村松康志君	農林課長 兼農業委員会 事務局長	高橋和代志君
道路都市課長	藤原由徳君	区画整理課長	細川賢一君
商工観光課長	山本良司君	上下水道課長	藤原道明君
教育委員長	松尾光則君	教育長	越秀敏君
学務課長	吉田孝君	社会教育課長	立花常喜君
代表監査委員	立花純幸君	農業委員会 会長	高橋義幸君

職務のために出席した職員

議会事務局長	菊池清美君	係長	吉田徹君
主事	根澤のぞみ君		

午前10時00分 開議

○議長（藤原義一議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

議事日程の報告

○議長（藤原義一議員） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 報告第3号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成25年度財政健全化判断比率等の報告について

○議長（藤原義一議員） 日程第1、報告第3号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成25年度財政健全化判断比率等の報告についてを議題とします。

職員に報告書を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 報告第3号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成25年度財政健全化判断比率等についてご報告を申し上げます。

平成21年4月1日に施行されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項において地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、財政の健全化を判断する比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を、また公営企業を経営する場合は、あわせて資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、公表しなければならないと規定されておりますことから報告をするものであります。

矢巾町の平成25年度の決算に基づき平成25年度に報告する実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、矢巾町の一般会計並びにその他の各会計に赤字額がないことから報告する比率はございません。

また、標準財政規模に対する起債元利償還金等の割合をあらわす指標である実質公債費比率については、平成24年度より0.3ポイント上昇し、15.9%に、標準財政規模に対する矢巾町が将来負担すべき負債の割合をあらわす指標である将来負担比率については、平成24年度より7.6ポイント上昇し、154.6%に。また、公営企業の事業規模に対する資金不足額をあらわす指標である経営健全化判断比率については、各公営企業会計に資金不足額がないことから報告する比率はございません。

なお、それぞれの比率については、健全化の基準値が設けられており、どれか一つでも基準値以上となった場合は、一般会計では財政健全化計画を、また公営企業会計においては経営健全化計画を定めて、さまざまな制限のもと、財政または経営の早期健全化を図らなければならないこととなりますので、そのようなことにならないように引き続き財政の健全化に努めてまいります。

以上、報告を申し上げます。

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。
以上をもって報告第3号を終わります。

日程第2 議案第39号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

- 議長（藤原義一議員） 日程第2、議案第39号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。
川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

- 町長（川村光朗君） 議案第39号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

現在教育委員会の委員であります。越秀敏さんの任期が、この9月30日をもって満了とな

りますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、委員の任命について議会の同意をお願いするものであります。

越秀敏さんは、平成25年4月20日から教育委員会の委員を務めておりますが、同年5月からは、教育委員会の実務責任者である教育長として、教育委員会の機能を十分に発揮するために軸となり、常に誠実にその職務を果たされており、高潔な人格者で教育や芸術文化に対しても識見を有する立派な方でありますことから、引き続き教育委員会の委員に任命いたしたいと存じます。

よろしくご審議の上、原案にご同意くださいますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案につきましては人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第39号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第39号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第3 議案第40号 矢巾町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

○議長（藤原義一議員） 日程第3、議案第40号 矢巾町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第40号 矢巾町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を
求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

地方税法第423条第1項の規定に基づき固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服
を審査決定するために市町村は固定資産評価審査委員会を設置しなければならないこととさ
れております。固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人で任期は3年となっております。

その委員の1人、矢巾町大字西徳田第5地割20番地、畠山光夫さんがこの9月17日で任期
満了となります。畠山光夫さんは、平成14年3月から5期、固定資産評価審査委員としてお
務めいただいておりますが、豊富な経験と識見もあり、かつ職務にも忠実でありますことか
ら、引き続き固定資産評価審査委員会委員に選任するものであります。

よろしくご審議の上、原案にご同意くださいますようお願い申し上げまして提案理由の説
明といたします。

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと
思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第40号 矢巾町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求
めることについては、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第40号 矢巾町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めること
については原案のとおり同意することに決定しました。

日程第4 議案第41号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長(藤原義一議員) 日程第4、議案第41号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第41号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例制定につきましては、平成24年8月に制定されました子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定において、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者については、市町村が条例で定める運営に関する基準を満たす必要があるとされ、これに伴い、内閣府令で定められた従うべき基準、参酌すべき基準を踏まえて特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものであります。その内容といたしましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が良質かつ適切な内容及び水準の教育、保育の提供を行い、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものとなっております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 3点について質問させていただきます。

全員協議会で質問すればよかったのですが、職員の資格のことなのですが、今までの保育所の部分は、3歳以下、5人に1人とか、保育士の資格、人数が決まっているのですが、保育所ではなくて、保育、特定地域型保育事業の部分ではどのようになっているのかここには明記されていないのですが、その点をお伺いします。

それから、2点目なのですが、保育料のことなのですが、矢巾町は十何段階に分かれて決まっていますが、今度の条例が通れば保育料はどのようになるのかお伺いします。

それから、保育所以外、認定こども園とか、地域型保育事業の中には、直接契約で直接保育料を支払うことになるのですが、それが自由になるのですが、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） お答えいたします。

まず1点目の地域型保育事業に関する人員の基準につきましては、次で提案させていただいております家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、そちらのほうで規定しております。

2点目でございます。保育料につきましては、現状のところの情報によりますと、現在と大きな変わりはないということと聞いてございます。

それから、3点目の認定こども園につきましてはでございます。保育料及び幼稚園も関係してきますけれども、その料金につきましては、各認定こども園がそれぞれ定めることとなつてございまして、それはあくまでそこに入所させたい保護者の方との契約となりますので、私が思うにそれなりに高い料金でありますと、当然お子様入所なさらないので、お互いが需要と供給がマッチングするような保育料になるような仕組みになっていくものと予想しています。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 2点について質問します。

保育料のことを今答弁いただきましたけれども、例えば自閉症の方で多動とか、それから脳性麻痺とか、いろいろな障がい児の方がいますけれども、今は障害があると保育士を1人増員とか、その年齢にも応じますけれども、ありますけれども、そういう点はどのようになるのか。保育料が今までと同じなのか。それとも増額になるのか、そういう点は検討したのでしょうか。

それから、保育人数はどのようになるのかお伺いします。

その2点をお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） お答えいたします。

障がい児等につきましては、確かに保育士1名をつけるということで現在もやっておるわけでございますけれども、新しい制度になりましても、その考え方は変わらないということでございまして、特にそれについて負担がふえるとか、そういうことはないということでございます。

2点目の保育人数でございますけれども、現在矢巾町の保育の人数、定数は800名でございますが、まずはその800名でスタートすることになるのかなということなのですけれども、こ

こは需要と供給がございますので、昨年度実施いたしました保育ニーズ調査、これの需要、それと現在の供給量、そこの差を計算いたしまして、子ども・子育て支援計画の中に盛り込んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

6番、小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 今回大きな変化を遂げるわけですが、児童福祉法の第24条の1項の市町村が保育を実施するというものは、煙山保育園初め、今既存の保育園がその中に入るわけでごさいます、それ以外のいわゆる認定こども園あるいは家庭的なものは、いわゆる児童福祉法の第2項、直接的な契約施設ということに大きく変わっていくことになるかと思えます。現在の保育園であれば、大きな変化はないかと思われそうですが、矢巾中央幼稚園が幼稚園型認定こども園になるのかなと思えますが、幼保連携型認定こども園とか、幼稚園型認定こども園とか、あるいは保育所型認定こども園、地域裁量型認定こども園とって、結構こども園の数も4種類ぐらいに分けられるようなのですが、実際矢巾町内にあるものはどういうものなのかをお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） お答えします。

矢巾中央幼稚園が認定こども園になりましたけれども、これは幼稚園型の認定こども園ということになってございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

14番、川村よし子議員。

（14番 川村よし子議員 登壇）

○14番（川村よし子議員） 議席番号14番、川村よし子でございます。私は、この議案に反対討論をいたします。

子ども・子育て関連三法が2012年8月に成立、それに基づいて子育て支援新制度ができました。これまでの保育所、幼稚園の制度を根底から変える改革であり、多くの問題を抱えて

おります。そもそも保育の市場化を目指した保育所新制度改革をベースにしたものですが、民主党政権下でこれを文部省管轄の幼稚園との一体化、こども園化が加わり、さらには教育制度改革化など、政治的な思惑がありました。非常にわかりにくい複雑な問題が潜んでおります。第一は、新制度は、介護保険制度をモデルにしており、最大の特徴は、これまでの市町村の責任によって保育を提供する現物給付の制度を改め、利用者と事業者の直接契約をもとに始まる現物給付の仕組み変更です。市町村は、保育の契約に介入することができないため、市町村の責任が後退し、保育の市場化に道が開かれることとなります。つまり大企業、誰でもがこの制度に介入できるようになります。

2点目は、さらに新制度では、保育所、幼稚園、認定こども園など、定員20名以上の施設型を変えて、新たに小規模保育や家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の一部を除き、定員19名以下が導入されますが、定員規模が小さいことを理由に保育所などに比べ、保護者の資格要件の緩和など、国基準に盛り込まれ、その結果施設事業者によって保育格差が持ち込まれることになってしまいます。

児童福祉法の第24条の1項に市町村の保育実施責任がありますが、保育所は現在と変わらず、市町村から委託費が支給されます。保育料も市町村が徴収します。これに対して児童福祉法第24条第2項に基づく保育所以外の認定こども園とか、小規模保育園などは、基本的には利用者と事業所が直接契約し、保育料も事業者が徴収することになります。このような差があるにもかかわらずこの間政府が行っている新制度の説明では、第24条の1項に規定されている保育所は、これまでと変わらないと先ほど課長が答弁されました地方自治体職員向けのQ&A2012年の9月には説明されております。ですので、法律に基づく適切な対応がこれから地方自治体として父母の意見、また働く保育者の意見等を考えて要望することが必要と考えます。

また、この制度は子どもの権利章典から見ても、多くの問題を抱える制度であり、制度の仕組みや利用の手続についても見直す点が明らかになってきております。ですので、私はこの子どもの権利から反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（藤原義一議員） ほかに討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第41号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

に関する基準を定める条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立多数であります。

よって、議案第41号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第42号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長(藤原義一議員) 日程第5、議案第42号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第42号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例制定につきましては、児童福祉法第34条の16、第1項の規定に基づき厚生労働省令で定められた従うべき基準、参酌すべき基準を踏まえ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

その内容といたしましては、従来の認可保育所の枠組みに加え、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4事業が設けられ、これら家庭的保育事業等の量的拡充を進めることで主に満3歳未満の乳児または幼児の受け皿をふやし、乳児または幼児が明るくて衛生的な環境において素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを目指すものとなっております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質

疑ございませんか。

6番、小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 2点について質問いたします。

この家庭的保育事業の中身では、19人以下ということで小規模保育には、A型、B型、C型というのがございますが、A型は保育士が100%いる必要があると。B型は半分でいいと。C型はゼロでも可能だと。それから、従来のいわゆる保育ママ的な家庭的保育の場合は、もちろん保育士の資格は要らないという流れでございますが、1人当たり3人以下を見ることができると。それで補助員がいたら5人を見ることができるとということで家庭的保育の人たちは、今まで大体1人でせいぜい1人か2人という状況ですが、3人まで見られるというようなことになると、いわゆる乳幼児関係の保育士がいなくてもいいということに関して町がどういうふうを考えているのか聞きたいというのが1点です。

2点目は、こういうふうな今回の家庭的保育あるいは小規模保育施設、事業所内保育施設、居宅訪問施設の数ほどのくらい現在町内にあるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） 今のご質問にお答えする前に、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

先ほどの小川議員からご質問がありました矢巾中央幼稚園のこども園の類型でございますが、私の思い違いでございまして、幼保連携型認定こども園でございます。訂正させていただきます。

それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。まず現在の家庭的、認可外保育と言われています保育所ではない、そういった事業を行っているところは、事業所は、町内におよそ5カ所あります。そしてこの条例で定める家庭的保育事業を行う場合には、その場合には、国のほうから費用が支給されるということになっておりまして、もしこの事業に手を挙げなければ、従来そのまま家庭的保育を実施していくということも可能でございまして、今ある5つの事業所に問い合わせたところ、家庭的保育事業を行うつもりは現在のところありませんというのが5カ所のお答えでございました。

それから、2点目でございますけれども、現在この家庭的小規模、居宅、事業所内、今回新しく制定される、特に3歳未満の児童の受け皿をふやすことを目的に新しく制定される事業所でございますので、矢巾町内には現在ございません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 今の小川議員の質問に対しての課長の答弁の中で、地域型保育の小さい19人以下のところは今お話を聞いたのでわかったのですけれども、施設型給付の中の20人以上のところなのですけれども、幼保連携型認定こども園、それから……

○議長（藤原義一議員） マイクを使ってください。

○14番（川村よし子議員） 地域型給付の中の認定こども園の関係ですけれども、幼保連携型認定こども園の看板とか、いろいろ宣伝とかあると思うのですけれども、そういう経費も補助というか、国の対象になっているのでしょうか。

認定こども園は、内閣府の管轄になる、今まで保育園は厚生労働省、幼稚園は文科省の管轄を、今度は認定こども園ということで内閣府の管轄になるのですけれども、そのところをちょっといろんな準備とかもあると思うのですけれども、そういう点はどのように考えているのかお伺いします。

やっぱりこの認定こども園というか幼保連携型のこども園、看板とか、いろんな準備とかも必要だと思うのですけれども、施設運営上いろんなことで人件費もかさんでいるようにお伺いしますので、その点をお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） お答えいたします。

確かに制度が変わることによりまして、いろいろ看板等諸準備が必要かと思われませんが、それに関して国から特に経費が出るということはございません。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 矢巾町は、9月に子育て子ども会議を条例をつくりまして、そして会議が1回行われておりますけれども、やはりそういう専門の方々、それから父母の代表の方々の意見を大切に、また父母からのアンケート、そういうのを大切にして、やはり運営する事業所も、そして親も満足のいくような、そういうのをする必要があると思います。そこで先ほどのこれからの認定こども園をやるところには、ちゃんと経費を出してほしいというのを内閣府に要望するような、そういう姿勢でありたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 意見ですね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第42号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第42号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第43号 矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（藤原義一議員） 日程第6、議案第43号 矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第43号 矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例制定につきましては、児童福祉法第34条の8の2、第1項の規定に基づき厚生労働省令で定められた従うべき基準、参酌すべき基準を踏まえ、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

その内容といたしましては、事業の質の向上を図るため、放課後児童支援員の要件を国の基準に従うべきものとして位置づけており、事業を利用している児童が明るくて衛生的な環

境において素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを目指すものとなっております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番、小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 今回のこの条例の変更によって小学校6年生までが対象になるわけですが、本町の児童館の場合は、必ずしも全部そういうふうになっていないわけですが、今後どういうふうにしていくのか、その方向性を伺います。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） お答えいたします。

先般開催されました子ども・子育て会議におきまして、国の基準どおり小学校6年生まで受け入れましょうということでご協議を賜っているところでございまして、この内容を受けまして、今後まとめていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

11番、昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 条文の中の第10条の支援員に関してなのですが、（3）番では、2年以上児童福祉事業に従事した者となっております。9番においては、放課後児童健全育成事業に類似する事業、この類似する事業というのは、どういうものに当たるのかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） お答えします。

いろいろ放課後の児童を見るやり方はあるのですが、放課後児童健全育成事業の中でも、例えば放課後児童クラブ、保護者の皆さんがそれぞれ企画して自主的に運営しているという、そういった放課後児童クラブ、特に盛岡などで盛んに行われておりますが、そういったものが相当してくるものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 今の昆議員の関連なのですからけれども、例えば音楽教室がそういうふうなことをやりたいということになればできるのでしょうか。英語教室とか、そういうのもなるのでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） お答えします。

今回の放課後児童健全育成事業に関しましては、子どもの居場所づくりというのが主な視点でございまして、そういった音楽教室とか教育的なものを目的としたものではございません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第43号 矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第43号 矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第44号 矢巾町屋外運動場照明施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

日程第8 議案第45号 矢巾町屋外運動場設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（藤原義一議員） 日程第7、議案第44号 矢巾町屋外運動場照明施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、日程第8、議案第45号 矢巾町屋外運動場設置及び管

理に関する条例の制定について、この2つの議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第44号、日程第8、議案第45号は、一括上程することに決定しました。

職員に各議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第44号 矢巾町屋外運動場照明施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、議案第45号 矢巾町屋外運動場設置及び管理に関する条例の制定についての2議案については、関連がありますことから一括して提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町屋外運動場設置及び管理に関する条例は、矢巾町立矢巾中学校の新築移転に伴い、旧矢巾中学校屋外運動場を矢巾町屋外運動場という名称に改め、町民の体力、健康づくり、スポーツの推進とコミュニティの醸成を図るため、旧矢巾中学校運動場と屋外運動場照明設備を一体とした社会体育施設として地方自治法第244条の2、第1項に基づき、この条例を制定し、適切な施設の管理運営並びに使用料等必要な事項を定めるものであります。

なお、この条例の制定に伴い、矢巾町屋外運動場照明施設設置及び管理に関する条例は、廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、藤原梅昭議員。

○13番(藤原梅昭議員) この条例、先日全協のほうで説明いただいたわけなのですが、その説明の際に、なかなか時間もなくて気がつかないでいろいろ話を聞いた中で、基本的に今の施設の利用率が高いという話が町民の間からいろいろ出ているわけなのですが、

一部については、児童・生徒については、以前安くしていただいたと、そういう経緯があります。今回の条例についても、今430円で多分1時間当たり430円で使用させていると。それに対して今回は児童・生徒は430円と、大人がというか一般、これがその倍額ということで成人の大人については値上がりになるのです、倍額に。非常にこの辺が今でも高いと、そういう話が、意見がある中で、この倍額になるというのは、非常に問題であるという観点からひとつ二、三確認をしたいと思います。

1つは、この条例の中で条例第9条、ここで町長は公益上特別な理由があると認めたときは、使用料、利用料金の全部または一部を減免するということになっています。この減免について、体育館関係だともう九十二、三%、かなりの率で減免対象になっているということなのですが、グラウンドに関してはどのような状況なのかひとつお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） 現在の旧矢巾中学校のグラウンドの関係の減免の状況でございますが、平成24年度は全体が58件のうち45件が減免になっております。45日分、減免になっております。それから、平成25年につきましては、34件、全体的には99件の申請がありました。99日分の申請がありましたが、34日分が減免の状態になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） 夜間の使用につきましては、夜間照明の関係がございますので、私のほうからお答えをいたしますが、25年度での夜間照明の使用につきましては、74件の使用実績がございますが、これら全てが有料となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） そこで減免になっているパーセンテージが体育館に比べて非常に低いわけなのですけれども、それでこの減免になっているその内容、それをどういう形で定めているのか。ここでは一言だけで町長が認めたときという形になっているわけなのですけれども、その内容をちょっとお知らせいただきたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） この減免の内容につきましては、今後規則等で詳細につきましては明示していきたいというふうに思っておりますけれども、あと3号の件につきましては、内規的なもので設定して決めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） ただいまのご質問の現在の学校施設の減免の取り扱いについてお答えをいたします。

学校施設につきましては、自治会行事を行う場合、それから町民スポーツ大会に出場のための練習する場合、これは連続2週の2回を限度とするということでございます。それから、県民体育大会以上の大会に出場権を得て、大会のために出場する場合、これも週3回を限度ということにしております。それから、スポーツ少年団ということで中学校の放課後になりますけれども、そちらのほうを使う場合は減免の対象になっております。それから、矢巾町、教育委員会等の主催、共催の場合ということでございます。

現在旧矢巾中学校グラウンドは、学校教育施設ということになっておりますので、そちらのほうの減免規定を適用して減免しております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

不明瞭な部分があるという質問ですか。関連ですか。

（「関連です」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） この減免に対する措置なのですけれども、多分今おっしゃられた学校施設、これの内規を準用するのかなと、こういうふうに思っておりますが、この中で③番の県民体育大会以上の大会に出場権を得ると、このための練習となっておりますが、この県民体育大会以上というのは、例えば県民体育大会でなくても県大会に行くとか、あるいは東北大会、全国大会に行くとか、そういう場合、いろいろあるわけですが、県民体育大会だけではなく、そういうものが対象になるのかどうかというのが1つです。

それから、もう一つ、これは矢巾町体育協会の中に加わっている、登録されている各団体があるわけですが、この辺がかなりメインに使っているのではないかなと思います、多分、いろいろ聞いた中では。そういうものが今後対象になるのかどうか、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思うのですが、どうでしょう。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） ただいまの1点目のご質問にお答えいたします。

県民体育大会以上の大会に出場ということでございますが、こちらにつきましては、町の

代表ということで町の大会での出場権を得て代表で行くというような形で県民体育大会以上、東北大会等に進んだ場合ということと考えております。それに相当することもございますので、その辺につきましては、その内容等によりまして相談を受けながら対応をしていくということにしております。

私のほうから以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） 新しい条例のもとでの体協関係団体等の利用に対する減免につきましては、今後検討させていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

藤原梅昭議員、回数の制限がありますので……

（「わかりやすいように一つずつ区切って話している
のですけれども」の声あり）

○議長（藤原義一議員） いやいや、一問一答ではありません。

（「全部関連ですので」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 何ほ関連でも切りなくやるわけにいきませんので。

（「では、最後にしますので、一言だけ言わせてください」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） 先ほど話したとおり、今の料金でも高いと、そういう町民の声がありますので、本来であれば無料にして開放するのが一番いいのかなというふうに思うのですが、そうもいかないということでぜひ減免率を高くして、今回私が提案した体育協会の登録団体、そののところまでぜひ枠を広げて対応してくださるようお願いしたいと思います。そういう条件で賛成をいたしますので、よろしくお願したいと思います。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

4番、山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 今のやりとりを聞いておりましたが、8月20日に全協で説明をいただきました。その後、藤原梅昭議員もお話をしましたが、週1回程度、春から秋まで使用している団体等、あるいはそこまでいかなくても月に1回か2回使用している団体等のお話も聞いてきました。それでやっぱり現実には、今の条例、現在ある夜間照明のいわゆる44条、

これの廃止に伴って、さらにといいますか新たな使用料が設定をされると。やっぱり町民が、目的にもございますが、体力、健康づくり、スポーツの推進、コミュニティの醸成ということもありますが、非常にやっぱり町内で使える場所が、体育施設が不足していると。それでどうしても町内でやりたいがために高くてもといいますか、今も使用料出して使っているけれども、これ以上高くされると、やっぱり大変だということで、それぞれの競技団体も会費を取りながらやっているようですけども、何とかそこを現状の形でやっていけないのかというお話があるわけです。

したがって、もう少し今、先ほどの社教の課長も減免措置の関係、体育協会に加盟している部分の扱いとかは、今後検討していくということでお話ございましたが、あるいは内規の見直しもするという話もございましたが、やっぱりもう少しこれ検討に時間を要しても私はいいのではないかとというふうに思っているわけです。これは、平成27年1月1日施行ということで提案をいただいておりますけれども、まだ12月議会もございまして、その間、10月、11月もやろうとすれば、議会も開けるわけですので、もう少し町民に納得できるような、あるいは響くような中身で検討して、再度やっぱりきっちりとその辺の提案をしていただくようお願いしたいわけですけども、その取り扱いをお願いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 要望ですか。

○4番（山崎道夫議員） 要望ではなく、今のは今回の議案を即ここで審議をして賛否を問うというところまで私はいっていないと思うのです。先ほど言った内容ですけども、したがって、審議未了という形に私はしてもいいのではないかと。次の来月の議会なり、あるいは11月、12月の議会でも提案はできるわけです。その中身を内規の検討もするという事ですし、それから体協に先ほど言いました加盟している人たちの減免の扱いも検討するという事でございますので、そこがはっきりしてからでも私は遅くないというふうに思っておりますので、その扱いを議長をお願いしたいと思いますので発言をしました。

○議長（藤原義一議員） 提案されておりますので、今のことについて答弁ありますか。

越教育長。

○教育長（越 秀敏君） 教育委員会として提案しておりますので、ただいまのご質問というか、ご意見にお答えしたいと思います。

現在の旧矢巾中学校グラウンドは、学校教育施設として使用しているがゆえに使用料が安くなっております。というのは、学校教育施設というのは、基本的には維持管理は学校教育のほうで維持管理すると。学校の体育館、グラウンドと同じ扱いということでございます。

このたび提案しておりますのは、社会体育施設としての提案でございます。類似施設として、総合グラウンド等ございますけれども、旧矢巾中学校グラウンドは、多目的グラウンドとして、その利用度が恐らく高くなるであろうということから、学校教育施設の使用料と、それから類似施設の総合グラウンドの使用料の中間をとって設定して、安く設定しているところでございます。その辺をご理解いただきましてご可決いただきますようお願い申し上げて答弁いたします。

○議長（藤原義一議員） 山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 関連して質問させていただきますが、確かに越教育長の言っていることも、これは提案の内容ですから、一理あるかもしれませんが、しかし同じような球場、例えば球場の部分で見ましても、滝沢にある滝沢球場は480円なわけですが、これ1時間当たりですが。矢巾が860円になるわけですが。子どもたちは230円で矢巾は430円と、子どもというか児童・生徒は。それから、紫波球場は、一般が750円なのです。それで860円に今回なるということ。それから、児童・生徒は320円、矢巾は430円と。やっぱりそういうものをしっかりと検証してもらいたいなというふうに思うわけです。議会で決めれば、それでそのとおりになるわけですが、やっぱり使用している人たちが他の球場、他の市町村の球場を使用している人たちの話も当然聞こえてきているわけです。したがって、やっぱりその辺をしっかりと、私たちが決めれば、当然町民にそれを理解してもらうために、私たち自身も話をしていかなければならないわけですので、その辺も検討して、再提案をしていただくようお願いしたいです。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） お答えいたします。

他市町の料金については触れることはできませんけれども、使用料につきましては、総合グラウンドと、類似施設の総合グラウンドの使用料等を勘案して安価に使えるように設定したつもりでございますので、これまでの使用料の設定につきましては、今回のこの議案とはまた別なものですので、別な機会にお願いしたいと思っております。現在の提案している旧矢巾中のグラウンドの使用料につきましては、学校教育施設の今までの使用料、それよりは高くなりますけれども、類似施設の総合グラウンドよりもずっと低めに設定しておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

1 番、齊藤正範議員。

○1 番（齊藤正範議員） 使用料の減免については、改めていろいろ検討するというお話がありましたけれども、その検討の中に体育協会の意見も参考にできるのかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） 体育館等の利用等について、体協の協会という位置づけではありませんけれども、県民体育大会の1カ月前からは週2回に限り使用を許すというような内規等も設けておりますので、全面的になるかどうかというのは、今後の検討ですけれども、そういった状況の中で減免している内容はありますので、そこら辺も参考にしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

6 番、小川文子議員。

○6 番（小川文子議員） 本町は、体育施設が少ないということで紫波町の体育館等、グラウンド等を足りないときは使ってということなのですが、町内にはそういう減免規定がございしますが、紫波町の体育館等を使った場合に、そういう町内で行われているような減免、同じような、紫波町民と同じような減免規定が矢巾町民になされているのかどうか、このところをひとつお聞きをしたいと思います。

あとは、紫波町に、紫波町のほうが安いわけですが、ガソリンもかかると、車もない人は行けないと、そういうこともございますので、やはり町内で気楽にスポーツをしていただくというのが一番ではないかと思うので、あえて紫波町まで頑張っていくよりも、町のグラウンドを本当にみんなの憩いの場として気楽に使っていただくと、特別の場所であるかと思います。町内の中心部にあって、本当に利用率が今後も高く望める場所でございますので、町民の健康のためにも利用料が高ければ、やはり昨今の状況で使用を控えるということにもなりかねませんので、できるだけもうちょっと安くできないかと、私もその点も思いまして、やはり内規もまだはっきりしていないわけですし、一体のものとして再提出していただけたらいいかなと思います。

1 点目は、紫波町の中身。2 点目は再提出の要望でございます。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） 紫波町との協定の中での紫波町の施設を使った場合の矢巾町民の減免ということでございますけれども、現在紫波町の体育施設につきましては、紫波町の体育協会のほうで指定管理ということで管理をしております。これまでのところは、減免についての協議が来た経緯がありませんので、紫波町の施設については、有料で使わせていただいているという内容だと思っております。

以上、1点目のお答えをいたします。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町民に旧矢巾中のグラウンドを便利に利活用していただきたいという思いは、私も、それから議員の皆様も同じだと思います。それで総合グラウンドよりも約半額ぐらいの設定にしておりますし、またナイター照明等、それから昼からずっと使ってナイター照明まで使う場合には、利用申請は2カ所で行わなければならないという今不都合も生じておりますので、一つの場所で申請できるという利便性も確保しているつもりでございますので、ぜひご理解の上、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、お答えをいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第44号 矢巾町屋外運動場照明施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 賛成多数であります。

よって、議案第44号 矢巾町屋外運動場照明施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 矢巾町屋外運動場設置及び管理に関する条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 賛成多数であります。

よって、議案第45号 矢巾町屋外運動場設置及び管理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時35分といたします。

午前11時22分 休憩

午前11時35分 再開

○議長(藤原義一議員) 再開をいたします。

日程第9 議案第46号 矢巾町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(藤原義一議員) 日程第9、議案第46号 矢巾町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第46号 矢巾町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法が成立し、これに伴い社会教育法の一部が改正され、従来国が定めていた社会教育委員の委嘱基準を地方自治体が条例で定めることとなったため、社会教育委員の委嘱基準について、文部科学省令で定める基準を参酌し、新たに定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第46号 矢巾町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第46号 矢巾町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第47号 矢巾町コミュニティ施設に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原義一議員） 日程第10、議案第47号 矢巾町コミュニティ施設に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第47号 矢巾町コミュニティ施設に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、条例第3条に規定する施設の名称及び位置並びに管理を委託するコミュニティ組織について、矢幅駅西地区土地区画整理事業によって整備された公園敷地1カ所を別表に追加するものであります。

なお、委託する公園敷地面積については、矢巾町大字又兵エ新田第4地割25番の3、ほか

14筆で2,000平方メートルとなっております。また、既に管理を委託しておりますコミュニティ組織から組織名称変更の申し出があったことから、変更するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第47号 矢巾町コミュニティ施設に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第47号 矢巾町コミュニティ施設に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第48号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原義一議員） 日程第11、議案第48号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第48号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の目的にのっとり職員の勤務時間等に関し、所要の改正をするものであります。

その改正内容であります。職員が地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき小学校に就学するまでの子どもを養育するために育児短時間勤務の承認を受けた場合における当該職員の勤務時間についての規定の整備及び当該育児短時間勤務をする職員の業務を処理するために短時間勤務職員を新たに任用した場合における勤務時間についての規定の整備を行い、あわせて一部文言について所要の整備を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第48号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第48号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第49号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

- 議長（藤原義一議員） 日程第12、議案第49号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第49号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正については、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」から「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に名称変更されたことから条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第49号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第49号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

ここで昼食のために休憩をいたします。

再開を午後1時といたします。

午前 11時48分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

日程第13 議案第50号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）
について

○議長（藤原義一議員） 日程第13、議案第50号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第50号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入といたしましては、14款県支出金に農地台帳システム整備事業補助金、いわて農林水産物消費者理解増進対策事業補助金、19款諸収入にコカ・コーラ復興支援基金助成金を新設補正し、また13款国庫支出金の共通番号制度導入事業補助金を減額補正とし、14款県支出金の緊急雇用創出事業費補助金、生活再建住宅支援事業補助金、17款繰入金に各特別会計繰入金及び18款繰越金に前年度歳計繰越金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出といたしましては、平成26年度の定期人事異動に伴う人件費の組み替えのほか、コカ・コーラ復興支援基金助成金を充当する10款教育費の小学校管理事業の不動小学校太陽光発電設備整備事業費を新設補正し、また2款総務費の電子計算事業を減額補正し、3款民生費の保育委託事業、4款衛生費の予防接種事業、8款土木費の道路橋梁総務事業、道路維持事業、除雪事業、道路新設改良事業、矢幅駅周辺土地区画整理事業、被災者住宅再建支援事業、11款災害復旧費の道路橋梁災害復旧事業、河川災害復旧事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,828万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億3,378万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 町長の命によりまして、議案第50号 平成26年度矢巾町一般

会計補正予算（第3号）の詳細についてご説明申し上げます。

11ページをお開き願います。事項別明細書の歳入から説明を申し上げます。なお、説明に当たりましては、款、項、目、補正額、節の順でご説明申し上げます。13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額に参りまして△4,518万円、節に参りまして共通番号制度導入事業補助金同額で説明欄記載のとおりでございますが、共通番号制度の導入に伴いまして、中間サーバーを独自構築をすることとしておりましたが、国におきまして共同クラウド形態の方針に変更されたことによりまして中間サーバー等の購入費等が減額となることから、これに対する補助金を減とするものでございます。

14款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金△3万5,000円、節に参りまして土地利用規制等対策費交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。3目衛生費県補助金12万1,000円、節に参りまして保健衛生費補助金同額、説明欄のとおりでございます。4目労働費県補助金315万5,000円、節に参りまして緊急雇用創出事業費補助金同額でございますが、障がい者相談支援事業所のサポート事業に係る補助金となっております。5目農林水産業費県補助金182万円、節に参りまして農業委員会費補助金114万4,000円、農業振興費補助金67万6,000円でございます。67万6,000円につきましては、特産品販売のPR事業に対する補助金となっているものでございます。6目土木費県補助金850万円、節に参りまして住宅費補助金同額、説明欄のとおりでございます。

3項委託金、1目総務費委託金1万8,000円、節に参りまして統計調査費委託金同額で説明欄のとおりでございます。3目農林水産業費委託金23万2,000円、節に参りまして農業費委託金同額、説明欄のとおりでございます。

15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入54万1,000円、節に参りまして土地建物貸付収入同額、説明欄のとおりでございます。駅前地区の町有地の貸し付けを予定しているものでございます。

17款繰入金、1項特別会計繰入金、1目国民健康保険事業特別会計繰入金271万4,000円、2目介護保険事業特別会計繰入金455万4,000円、3目後期高齢者医療特別会計繰入金189万8,000円、4目矢幅駅周辺土地地区画整理事業特別会計繰入金672万6,000円で、いずれも節に参りまして同額でございます。各特別会計の決算に伴い繰入金の増となったものでございます。

18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金2億2,322万2,000円、節に参りまして繰越金同額で説明欄記載のとおりでございます。

19款諸収入、4項雑入、1目雑入3,000万円、節に参りまして雑入同額でございますが、コカ・コーラの復興支援基金助成金ということで不動小学校の太陽光発電設備工事に対する助成金となっております。

15ページをお開き願います。歳出に参ります。なお、歳出の各款の人件費の補正につきましては、定期人事異動に伴います組み替えによります補正でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1万7,000円、節に参りまして職員手当等△20万円、負担金、補助及び交付金21万7,000円で説明欄記載のとおりでございます。5目財産管理費61万7,000円、節に参りまして需用費同額、説明欄のとおりでございます。6目企画費5万2,000円、節に参りまして役務費同額、説明欄のとおりでございます。9目コミュニティ対策費79万8,000円、節に参りまして旅費同額でございます。コミュニティ委員の研修に係る旅費の増となっております。10目電子計算費△4,446万1,000円、節に参りまして旅費5万1,000円、需用費△13万4,000円、委託料△1,647万1,000円、備品購入費2,799万円、負担金、補助及び交付金8万3,000円、説明欄に参りまして共通番号制度導入対策事業の減4,518万円につきましては、先ほど歳入で申し上げましたとおり、共通番号制度に伴います中間サーバーの構築に係ります減となっているものでございます。11目諸費1,510万円、節に参りまして償還金、利子及び割引料同額、説明欄記載のとおりでございます。

2項徴税费、1目税務総務費△6万2,000円、節に参りまして給料3万8,000円、職員手当等△10万円で説明欄記載のとおりでございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費△10万円、節に参りまして職員手当等同額で説明欄のとおりでございます。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費2万円、節に参りまして職員手当等同額でございます。

5項統計調査費、2目指定統計費1万7,000円、節に参りまして需用費1万円、役務費7,000円で説明欄のとおりでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費144万5,000円、節に参りまして給料88万3,000円、職員手当等56万2,000円で、いずれも説明欄のとおりでございます。2目障害福祉費315万6,000円、節に参りまして委託料同額でございます。緊急雇用創出事業を活用いたしまして、障がい者相談支援事業所サポート事業の委託料をお支払いするものでございます。

3目老人福祉費178万2,000円、節に参りまして給料104万8,000円、職員手当等73万4,000円で説明欄のとおりでございます。4目保健福祉交流センター費44万円、節に参りまして需用費29万6,000円、委託料14万4,000円で、いずれも説明欄のとおりでございます。5目保養セン

ター費308万4,000円、節に参りまして需用費22万7,000円、役務費2万6,000円、委託料193万4,000円、工事請負費89万7,000円で説明欄記載のとおりでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費11万2,000円、節に参りまして職員手当等同額でございます。2目児童措置費13万円、節に参りまして償還金、利子及び割引料同額説明欄のとおりでございます。児童福祉施設費485万6,000円、節に参りまして給料△418万1,000円、職員手当等△281万1,000円、委託料29万2,000円、備品購入費591万1,000円、償還金、利子及び割引料564万5,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費△46万2,000円、節に参りまして職員手当等△50万円、賃金1,000円、需用費2万2,000円、役務費1万5,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。2目予防費1,099万2,000円、節に参りまして需用費9万6,000円、役務費18万9,000円、委託料1,070万7,000円で説明欄記載のとおりでございますが、予防接種委託料1,070万7,000円につきましては、水ぼうそうワクチンあるいは高齢者肺炎球菌ワクチンが予防接種につきまして新規に定期予防接種となりますことから予算措置をするものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費150万9,000円、節に参りまして職員手当等36万4,000円、委託料114万5,000円で説明欄記載のとおりでございます。2目農業総務費57万6,000円、節に参りまして職員手当等△10万円、旅費40万4,000円、需要費6万2,000円、役務費7万円、委託料10万円、使用料及び賃借料4万円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。3目農業振興費12万8,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。説明欄記載のとおりでございます。5目農地費36万円、節に参りまして需用費23万2,000円、負担金、補助及び交付金12万8,000円で説明欄記載のとおりでございます。7目農業構造改善事業促進対策費24万5,000円、節に参りまして需要費同額、説明欄のとおりでございます。8目ダム管理費143万7,000円、節に参りまして給料65万7,000円、職員手当等78万円でございます。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費△10万円、節に参りまして職員手当等同額でございます。4目自然公園施設費65万円、節に参りまして役務費11万円、委託料54万円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費△18万1,000円、節に参りまして職員手当等△20万円、需用費1万9,000円で説明欄のとおりでございます。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費1,777万1,000円、節に参りまして需用費1,047万

9,000円、委託料729万2,000円で説明欄記載のとおりでございますが、修繕料1,047万9,000円につきましては、町道の安庭線煙山地下道の融雪装置の修繕料となっております。2目道路維持費6,544万7,000円、節に参りまして需用費858万5,000円、委託料100万円、使用料及び賃借料594万9,000円、工事請負費4,794万5,000円、原材料費196万8,000円でございます。説明欄の工事請負費4,794万5,000円につきましては、道路補修工事となっております。除雪事業の増につきましては、融雪剤の購入、除雪機械の車検整備、修繕等、ミニローダーの借上料が予定されているものでございます。3目道路新設改良費2,670万1,000円、節に参りまして需用費6万円、役務費46万2,000円、使用料及び賃借料126万9,000円、工事請負費2,440万9,000円、原材料費50万1,000円で、いずれも説明欄のとおりでございます。

3項河川費、2目河川改良費317万6,000円、節に参りまして工事請負費同額でございます。西徳田地区の排水路の整備工事を予定しているものでございます。

4項都市計画費、1目都市計画総務費109万8,000円、節に参りまして職員手当等△10万円、旅費6万5,000円、需用費106万4,000円、負担金、補助及び交付金6万9,000円で説明欄記載のとおりでございます。2目土地地区画整理費5,202万7,000円、節に参りまして繰出金同額、説明欄のとおりでございます。5目公園費51万3,000円、節に参りまして需用費同額、説明欄のとおりでございます。

5項住宅費、1目住宅管理費1,439万6,000円、需用費280万7,000円、工事請負費308万9,000円、負担金、補助及び交付金850万円でございます。工事費308万9,000円につきましては、三堤住宅の外壁、ガラス等の補修工事を行うものとなっております。生活再建住宅支援事業費補助金850万円につきましては、15件分を予定しているものでございます。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費29万7,000円、節に参りまして備品購入費同額、説明欄記載のとおりでございます。3目消防設備費193万円、節に参りまして需用費6万6,000円、備品購入費186万4,000円で説明欄のとおりでございますが、消防防災関係備品186万4,000円につきましては、放送機材の購入を予定しているものでございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費6万7,000円、節に参りまして需用費同額、説明欄のとおりでございます。3目教育振興費43万円、節に参りまして需用費同額でございます。

2項小学校費、1目学校管理費3,107万3,000円、節に参りまして給料2万2,000円、職員手当等7,000円、需用費92万4,000円、委託料272万円、工事請負費2,740万円、説明欄のとおりでございますが、不動小学校太陽光発電設備工事につきましては、先ほど歳入でも申し上げ

ましたとおり、コカ・コーラの復興支援基金を活用して設備をするものでございます。2目教育振興費92万円、節に参りまして備品購入費同額でございます。小学校教材備品92万円でございますが、煙山小学校の吹奏楽用の楽器の購入を予定しているものでございます。

3項中学校費、1目学校管理費274万8,000円、節に参りまして需用費8万7,000円、役務費7万1,000円、委託料246万9,000円、工事請負費12万1,000円で、いずれも説明欄のとおりでございます。

4項社会教育費、1目社会教育総務費13万1,000円、節に参りまして給料146万円、職員手当等△25万円、共済費△107万9,000円です。2目公民館費292万3,000円、節に参りまして職員手当等184万4,000円、共済費107万9,000円です。4目文化財保護費27万1,000円、節に参りまして委託料26万6,000円、公課費5,000円で説明欄のとおりでございます。5目史跡公園建設費19万2,000円、節に参りまして需用費同額、説明欄のとおりでございます。

5項保健体育費、3目学校給食費42万6,000円、節に参りまして給料7万3,000円、職員手当等3万8,000円、需用費31万5,000円で説明欄のとおりでございます。

11款災害復旧費、1項厚生労働施設災害復旧費、1目民生施設災害復旧費123万4,000円、節に参りまして需用費105万円、役務費9万2,000円、工事請負費10万9,000円、備品購入費92万8,000円で説明欄記載のとおりでございます。

3項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費500万円、節に参りまして委託料32万4,000円、工事請負費150万円、補償、補填及び賠償金317万6,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。2目河川災害復旧費735万8,000円、節に参りまして工事請負費同額でございます。煙山ダム上流の岩崎川災害復旧工事に伴う附帯工事費でございます。

以上をもちまして議案第50号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 3点質問させていただきます。

第1点目は、20ページの土地整備業務の増になっている、土地調整事業の増、農地管理システム保守業務委託ということなのですからけれども、これは委託、農業委員会から委託される、どういうふうになっているのか、そこら辺ちょっとお伺いします。農地管理機構との関係も含めてお願いします。それが1点目です。

2点目は、ページ数で23ページ、土木費の中の矢幅駅東西自由通路維持費の増の修繕費106万円、これはどういう内容なのかをお願いします。

それから、3点目は、保育園のところなのですからけれども、19ページ、保育園のところ。落成式が日程が決まっているのですけれども、保育園改築用備品購入費ということなのですからけれども、どういう備品を購入するのか、そういうところをお願いします。

以上、3点お伺いします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 1点目のご質問にお答えいたします。

農業委員会費の土地調整事業費の増の114万5,000円の使途の部分なわけでございますけれども、この分につきましては、中間管理事業の施行に伴いまして、それぞれこの事業の部分につきましては、一般に公開、公表することになっておりまして、既に農地台帳の関係のシステムの関係につきましては、改修と申しますか、更新をしておりますけれども、その後ですけれども、その後に新たな追加事項が発生いたしまして、これに伴いまして歳入のほうでもこの同額の金額に入っておるわけでございますが、それを受けまして、それに対応するためのシステム更新の費用になっております。

具体的なものといたしましては、農地の賃借料等の設定状況なり、中間管理事業が管理権を取得、農地の権利を取得するわけですが、そういったふうな取得権の情報等を明確にするというふうな、そういったふうな追加事項が発生したことによりまして新たに追加のシステム補修をするものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） 2点目の東西自由通路の維持管理事業の修繕料の関係でございますが、まず1点目は、東西の階段につきまして注意喚起の黄色いテープ、これらを張るという、張りつけの工事を修繕で委託するという形でございます。

それとエスカレーター、ちょっと異音等がございまして、点検で、やはり修理を必要という形でしたので、修理をします。それと東口の雨どい、ちょっと塗装が剥げてきたというこ

とで、それらの塗装の仕直しという形で考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） 3点目の煙山保育園の備品購入費につきましてご質問にお答えいたします。

備品で購入する予定のものでございますが、ステージ用の幕、あとは袖幕、一文字幕、バック幕、それから座卓、それから保育室ほかのカーテン、それから事務室、保育室ほかの机、椅子、そして冷蔵庫でございます。

以上、お答えとします。

○議長（藤原義一議員） 川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） ありがとうございます。1点だけ、自由通路のことなのですが、建物を建てれば維持費がかさむのはわかるのですけれども、今回の視力障がい者というか、弱視の方のことでテーブルということなのであれですけれども、平成25年度の予算を見ましたら、維持費が2,000万円になっていたのですけれども、建てるときには、私は反対したのですけれども、建てるというか、駅を、そのときには維持費はどのくらいかかるのだという質問したら、750万円ほどだということなのですけれども、だんだんに維持費も上がってきているのだなと思うのですけれども、今のところ平成26年度は維持費はどのくらいになっているのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまの質問にお答えいたします。

26年度当初修繕料から全部含めまして、当初では維持管理事業が2,476万円でございます。それに今回補正いたしますのが106万4,000円という形です。特にも多いものは、清掃業務とエレベーター等の保守管理、清掃業務関係が約440万円ほど、エレベーターの保守管理、これが380万円ほどになっております。それと光熱水費、電気料関係、水道料、これについては、歳入関係で維持管理のほう、JRさんとか、そちらから電気料と水道料もメーターで負担していただいているというような形になっております。そちらは歳入のほうで見込んでおまして、雑入のほうで見込んでおまして、そちらについては、約220万円ほど、電気料とか、そういうものはJRさん、リテールネットさんから来ているような形になっております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） ちょっとこれは私が障がい者の方から聞いたのですがけれども、障がいトイレは、東西にあるわけですがけれども、トイレが故障していることが多いということなのでありますが、そういう工事費はここには入っていないわけですね。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） 工事費というより若干の修繕関係を伴っておりまして、それらについては、修繕料の中でお支払いしているような形になっております。工事として出すまでの金額にはなっていないものですから、修繕料で出しております。ここ2回ほど東口のトイレのほう、ちょっと若干ドア等が自動開閉がうまくいかなかったとか、そういう形で若干使用禁止という形ございましたけれども、今は使用できるような状態になっております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

11番、昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 11ページの労働費県補助金、緊急雇用創出事業補助金は、17ページの障害福祉費の障がい者相談支援事業所サポート事業委託料に充てているというお話でしたが、これ委託先というのは、前に何かしんせいではないかと伺っていたのですが、そのところと、あとどのくらいの人数、相談員、これで委託できるのか。

プラスあともう一点、相談員、不足していると思うのですがけれども、これで間に合うのか、どのくらい足りないのか、その辺お示してください。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今ご質問あったとおりのことですが、相談員につきましては、しんせい以外の別法人に2名ほどお願いする予定にしております。これで前にも申し上げましたが、この2名を増したことによりまして、まず計画書の作成については、今年度いっぱいではできないかというようなもろみで今回事業等投入している次第でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございませんか。

5番、川村農夫議員。

○5番（川村農夫議員） 22ページの土木費、道路維持費についてお伺いします。補正前の額が5,900万円、補正額が6,500万円と、補正額のほうが大きくなっているわけですが、

これで町内の道路の修繕等が進むのかなと期待するところではありますが、どんな事業という

か、工事が行われるのか。

それから、道路維持費として賦存量といいますか、まだまだ維持修繕していきたい部分があるかと思いますが、全体量でどのぐらい額にすればあるものなのか、その辺をお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまの質問にお答えいたします。

今回の補正につきましては、工事費につきましては、町道上浅子線といいまして、ちょうど崖の下のほうの町道ですけれども、そこを上下水道課のほうで下水のほうを整備した分、そちらのほう半断面は下水のほうでやりますが、それ以外の分、半断面もかなりひどくなっています、約536メートルについて舗装管渠をやるものと、あと大きいものは西部開拓線、これ南昌台団地から北のほう、矢巾町の境のところまでかなりわだち等が激しくなっておりますので、ここについて舗装補修をかけるという形になっております。あと高速道のボックスのところですが、町道細田線、結局役場から西に上がる道路のところですが、ここ約70メートル区間、これを擦りつけ関係で舗装補修すると。それと、広宮沢の町道宮田線の高速道のボックスのところも、やはり擦りつけ関係で補修するというような形になっております。そのほかに、あと若干まだ維持補修関係、9月末まで3カ所に分けてやっているわけなのですが、若干まだ舗装補修が成り立たないところがありますので、これは、場所を見ながら発注していきたいということで予算計上をお願いしているところでございます。

それで道路維持補修といたしましては、やはりどうしても当初からですけれども、工事関係から見ますと、当初は2,200万円まずとってやらせていただいていたけれども、どうしてもこのところ道路の損傷が著しく激しくなっておりますので、それに対して補修をかけていくという形ですけれども、ちょっとだんだん維持管理のほう、やはりかさんできますので、これからは、やはり維持管理も重視しなければいけないというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

6番、小川文子議員。

○6番（小川文子議員） ページ数で歳入の部分の12ページですが、土地貸付収入の増、駅前町有地の貸し付けということでございますが、面積と、それから1平米当たりのもう少し詳

しい説明をお願いしたいと思います。

それから、河川改修のほうですが、河川改修のページ数でいきますと、23ページの河川改修事業の西徳田地域のもう少し詳しい内容をお知らせください。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） それでは、1点目の質問にお答えいたします。

これは屋台村の関係でございまして、ヤハボックスのほうにお貸しするものでございます。面積につきましては、395.01平方メートル、それから平米当たり4万7,000円ということになってございます。その0.05を掛けた金額ということになっております。

以上でございます。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） 2点目の質問にお答えいたします。

場所につきましては、通称矢巾ハイツと言っておりますけれども、みちのくクボタさんから北側に行きまして大きな水路、土水路がございまして。地区でいきますと、西徳田1区の区長さんの北側の水路、土水路で従来は用水路でしたけれども、藤沢地区の開発に伴いまして、用水路ではなく排水が主となったと。それでそこがまだ土側溝のままであったということで、そこについてやはり改修しなければ、やはりにおい等も出てくるということで改修をするものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 平米当たり4万7,000円の0.05というのは、月数の関係でしょうか、そこをお知らせください。

星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） 普通財産を貸し付けする場合は、4万7,000円というのは、路線価から弾き出した数字なのですが、その普通財産を貸し付けする場合は0.05を掛けるというふうなことでございますので、ということでこれを掛けた数字でございます。

なお、月数につきましては、一応9月1日からを考慮しておりますので、来年3月までの今年度は7カ月分ということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

- 議長(藤原義一議員) ないようでありますので、これで質疑を終わります。
討論に入ります。

(「なし」の声あり)

- 議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第50号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算(第3号)についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第50号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算(第3号)については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第51号 平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について

- 議長(藤原義一議員) 日程第14、議案第51号 平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

- 議長(藤原義一議員) 提案理由の説明並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

- 町長(川村光朗君) 議案第51号 平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由の説明を申し上げます。

歳入といたしましては、平成25年度の決算が確定したことにより、同年度の剰余金として10款繰越金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出といたしましては、2款保険給付費の一般被保険者療養給付事業同じく一般被保険者高額療養費給付事業、9款基金積立金の財政調整基金積立事業、11款諸支出金の償還金及び一般会計繰出金をそれぞれ増額の補正を行い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億123万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,479万

9,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） 町長の命によりまして、議案第51号 平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明いたします。

説明は、一般会計と同様とさせていただきます。それでは、ページを返していただきまして11ページをお開き願います。歳入でございます。10款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1億123万2,000円、節に参りまして繰越金同額、説明欄記載のとおりでございます。

次に、15ページをお開き願います。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費95万1,000円、節に参りまして委託料同額、説明欄記載のとおりでございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費2,000万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。3目一般被保険者療養費200万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費3,000万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。

ページをお返し願います。9款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金1,026万6,000円、節に参りまして積立金同額、説明欄記載のとおりでございますが、今回の積み立てによりまして、基金総額は7,277万円となるものでございます。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金3,530万1,000円、節に参りまして償還金、利子及び割引料同額、説明欄記載のとおりでございます。

2項繰出金、1目一般会計繰出金271万4,000円、節に参りまして繰出金同額、説明欄記載のとおりでございます。

以上で議案第51号 平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第51号 平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第51号 平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第52号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（藤原義一議員） 日程第15、議案第52号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第52号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入といたしましては、4款支払基金交付金に過年度分介護給付費交付金を、また平成25年度の決算が確定したことにより、同年度の剰余金として8款繰越金にそれぞれ増額補正するものであります。

次に、歳出といたしましては、2款保険給付費、6款諸支出金にそれぞれ増額の補正を行

い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,115万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,619万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 町長の命によりまして議案第52号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明をさせていただきます。

なお、説明に当たりましては、前例どおりとさせていただきます。

事項別明細書歳入9ページをお開き願いたいと思います。歳入、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額210万8,000円、節に参りまして介護給付費交付金同額、説明欄のとおりでございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金3,904万9,000円、節に参りまして繰越金同額、説明欄のとおりでございます。

歳出、13ページをお開き願います。歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費8万円、節に参りまして委託料同額、説明欄記載のとおりでございますが、これにつきましては、第三者行為に伴います訴訟にただいま矢巾町、参加しておりまして、その弁護士費用の旅費等に関するものでございます。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費△8万円、節に参りまして報酬同額、説明欄記載のとおりでございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費1,253万3,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。3目地域密着型介護サービス給付費1,855万4,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。

ページを返していただきまして14ページ、5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費120万3,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金71万円、節に参りまして償還金、利子及び割引料同額、説明欄記載のとおりでございます。2目償還金360万3,000円、節に参りまして償還金、利子及び割引料同額、説明欄記載のとおりでございます。

2項繰出金、1目一般会計繰出金455万4,000円、節に参りまして繰出金同額、説明欄記載のとおりでございます。

以上をもちまして議案第52号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の詳細について説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(藤原義一議員) 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

6番、小川文子議員。

○6番(小川文子議員) 13ページの弁護士委託料という説明がありましたが、もう少し詳しくご説明をお願いいたします。

○議長(藤原義一議員) 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長(川村勝弘君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げましたが、第三者行為、結局これは交通事故によりますが、交通事故によりまして介護状態になった方がいらっしゃいます。それでその方が補償料といえますか、今訴訟を起こしております、結局はそれが和解、判決が下るまで、今介護保険料を使っております、本人自体は1割負担ということになっておりますが、残りの9割というのが、介護保険会計から出ております。その9割分につきまして、それはそれぞれ国なり、県なり、町なり、それから第1号、第2号被保険者の保険料で賄われているわけですが、その部分の訴訟に参加しております。訴訟に参加して、最終的に判決が下れば、その分の介護保険料が返ってくるというようなことになっておりますので、そちらのほうの矢巾町の代理人といたしまして弁護士さんをお願いしております、その弁護士さん、今訴訟が東京で起きておりますので、そちらのほうに足を運ぶ旅費ということになっております。

以上、お答えといたします。

○議長(藤原義一議員) ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) これで質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第52号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第52号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を14時10分といたします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長(藤原義一議員) 再開をいたします。

日程第16 議案第53号 平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正
予算(第1号)について

○議長(藤原義一議員) 日程第16、議案第53号 平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第53号 平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について提案理由の説明を申し上げます。

歳入といたしましては、平成25年度の決算が確定したことにより、同年度の剰余金として4款繰越金を増額補正するものであります。

次に、歳出といたしましては、3款諸支出金の一般会計繰出金を増額の補正を行い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ189万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,469万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） 町長の命によりまして議案第53号 平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明いたします。説明は、前例と同様とさせていただきます。

それでは、ページを返していただきまして9ページをお開き願います。歳入でございます。4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額189万8,000円、節に参りまして繰越金同額、説明欄記載のとおりでございます。

13ページをお開き願います。歳出でございます。3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金189万8,000円、節に参りまして繰出金同額、説明欄記載のとおりでございます。

以上で議案第53号 平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第53号 平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第53号 平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第54号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業
特別会計補正予算（第1号）について

○議長（藤原義一議員） 日程第17、議案第54号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 議案第54号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入といたしましては、3款財産収入に財産売払収入、4款繰入金に一般会計繰入金及び基金繰入金、5款繰越金に繰越金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出については、1款総務費の総務事業、2款土地区画整理事業費の矢幅駅西地区事業、5款諸支出金の矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰出事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,555万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億8,579万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） 町長の命により、議案第54号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明申し上げます。

なお、説明に際しては、前例同様とさせていただきます。

9ページをお開き願います。歳入、3款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収

入1,620万2,000円、節に参りまして土地区画整理事業保留地売払収入同額でございます。この分は、2画地、287平米分を売却してございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金5,202万7,000円、節に参りまして一般会計繰入金同額でございます。

2項基金繰入金、1目矢幅駅西地区土地区画整理事業基金繰入金60万円、節に参りまして矢幅駅西地区土地区画整理事業基金繰入金同額でございます。残高が2万円でございます。

5款繰越金、1項繰越金1目繰越金672万6,000円、節に参りまして繰越金同額でございます。

13ページに移ります。歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費102万7,000円、節に参りまして給料51万5,000円、職員手当等51万2,000円、これは人事異動によりまして特別会計から支出対象人員の変更による増でございます。2人分を見てございます。

2款土地区画整理事業費、1項土地区画整理事業費、1目矢幅駅西地区事業費6,780万2,000円、節に参りまして工事請負費3,200万円、補償、補填及び賠償金3,580万2,000円、工事請負費につきましては、区域内の舗装半断面と同時に区域外の半断面、いわゆる全断面を同一施工するための経費、そのほか水道工事、擁壁工事、造成工事の分でございます。補償につきましては、3人分の新規及び不足分、そして電柱、光ケーブルの移設の補償費でございます。

5款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金672万6,000円、節に参りまして繰出金同額でございます。

以上をもちまして議案第54号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思ひますが、これにご異議ございせんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第54号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第54号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第55号 平成26年度矢巾町水道事業会計補正予算(第1号)について

○議長(藤原義一議員) 日程第18、議案第55号 平成26年度矢巾町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第55号 平成26年度矢巾町水道事業会計補正予算(第1号)について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち、支出の水道事業費用を増額するものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち支出の資本的支出を減額するものであります。これによりまして収益的収入及び支出のうち支出の水道事業費用を94万8,000円増額して、総額を5億3,996万1,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち支出を7万8,000円減額して、総額を5億7,267万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可

決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原上下水道課長。

○上下水道課長（藤原道明君） 町長の命によりまして議案第55号 平成26年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）の詳細について説明いたします。

なお、説明に当たりましては、6ページの明細書を用いて説明いたします。6ページをご覧いただきたいと思います。平成26年度度矢巾町水道事業会計補正予算明細書（第1号）を款、項、目、補正予定額の順に説明いたします。それでは、収益的収入及び支出の支出1款水道事業費用94万8,000円、1項営業費用同額、2目配水及び給水費89万2,000円、節に参りまして手当2万2,000円、賃金87万円、4目総係費5万6,000円、節に参りまして手当同額でございます。

次に、資本的収入及び支出の支出1款資本的支出△7万8,000円、1項建設改良費、3目第3次拡張事業費、節に参りまして手当、いずれも同額でございます。

今回の補正の中で手当に関しましては、人事異動に伴う組み替えとなっております。また、賃金につきましては、増加しております給水工事の審査、完了検査体制の充実のため、嘱託職員を常勤とすることに伴う増となっております。

以上で議案第55号 平成26年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。収益的収入、支出及び資本的収入、支出を一括して質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第55号 平成26年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）につい

てを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第55号 平成26年度矢巾町水道事業会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第56号 平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第1号)について

○議長(藤原義一議員) 日程第19、議案第56号 平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第56号 平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第1号)について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち、支出の1款公共下水道事業費用及び2款農業集落排水事業費用をそれぞれ増額するものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、支出の2款農業集落排水資本的支出を増額するものであります。これによりまして、収益的収入及び支出のうち支出の1款公共下水道事業費用を120万6,000円増額して、総額を6億2,986万5,000円とし、2款農業集落排水事業費用を26万8,000円増額して、総額を4億2,567万円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち支出の2款農業集落排水資本的支出を103万円増額して、総額を2億1,231万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(藤原義一議員) 藤原上下水道課長。

○上下水道課長(藤原道明君) 町長の命によりまして議案第56号 平成26年度矢巾町下水道

事業会計補正予算（第1号）の詳細について説明いたします。

説明に当たりましては、先ほどと同様とさせていただきます。6ページをご覧ください。
平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算明細書（第1号）を款、項、目、補正予定額の順に説明いたします。

それでは、収益的収入及び支出の支出、1款公共下水道事業費用120万6,000円、1項営業費用、2目雨水管渠費、節に参りまして委託料、いずれも同額でございます。

2款農業集落排水事業費用26万8,000円、1項営業費用、1目処理場費、節に参りまして光熱水費、いずれも同額でございます。

次に、資本的収入及び支出の支出2款農業集落排水資本的支出103万円、2項建設改良費同額、1目処理場建設改良費同額、節に参りまして委託料△50万円、工事請負費153万円、内容につきましては、いずれも備考欄記載のとおりでございます。

以上で議案第56号 平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。収益的収入、支出及び資本的収入、支出を一括して質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第56号 平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第56号 平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

-
- 日程第20 議案第57号 平成25年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 議案第58号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 議案第59号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 議案第60号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 議案第61号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 議案第62号 平成25年度矢巾町水道事業会計決算認定について
- 日程第26 議案第63号 平成25年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

○議長（藤原義一議員） お諮りします。

日程第20、議案第57号 平成25年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第21、議案第58号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22、議案第59号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、議案第60号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24、議案第61号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25、議案第62号 平成25年度矢巾町水道事業会計決算認定について、日程第26、議案第63号 平成25年度矢巾町下水道事業会計決算認定について、この7議案を会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号から議案第63号は一括上程することに決定しました。

職員に各議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） ただいま一括上程されました平成25年度のそれぞれの7つの議案につきまして皆さんのお手元の平成25年度予算執行に関する報告書、これでもって説明をさせていただきます。

それでは、この報告書の2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。それでは、2ページからでございますが、会計別、決算額、予算現額に対する決算額の比率で順序にご説明を申し上げます。

まず議案第57号、一般会計、歳入112億3,662万1,467円、94.5%、歳出108億3,967万4,113円、91.2%、歳入歳出差引額3億9,694万7,354円。

議案第58号、国民健康保険事業特別会計、歳入26億8,020万2,301円、102.0%、歳出25億3,896万9,800円、96.7%、歳入歳出差引額1億4,123万2,501円。

議案第59号、介護保険事業特別会計、歳入17億2,332万4,557円、100.3%、歳出16億7,377万5,361円、97.4%、歳入歳出差引額4,954万9,196円。

議案第60号、後期高齢者医療特別会計、歳入1億5,621万831円、99.5%、歳出1億5,431万2,725円、98.3%、歳入歳出差引額189万8,106円。

議案第61号、矢幅駅周辺土地地区画整理事業特別会計、歳入19億5,476万5,378円、76.3%、歳出18億2,395万8,040円、71.2%、歳入歳出差引額1億3,080万7,338円。

合計に参りまして歳入、予算現額189億4,858万8,000円、決算額177億5,112万4,534円、繰越明許事業に係る未収入特定財源及び繰越額ゼロ円、予算現額と決算額との比較11億9,746万3,466円、93.7%。歳出、予算現額189億4,858万8,000円、決算額170億3,069万39円、繰越明許事業に係る未収入特定財源及び繰越額15億1,425万2,000円、予算現額と決算額との比較19億1,789万7,961円、89.9%、歳入歳出差引額、予算現額はゼロ円、決算額が7億2,043万4,495円。

続きまして、議案第62号、水道事業会計、収益的収入及び支出6億2,501万172円、100.4%、支出4億9,063万8,674円、90.9%、収入支出差引額1億3,437万1,498円。資本的収入及び支出3,086万7,012円、110.6%、支出5億5,573万8,703円、85.4%、収入支出差引額△5億2,487万1,691円。

次に、議案第63号のうち公共下水道事業収益的収入及び支出 5 億7,001万6,478円、101.4%、支出、6 億754万2,525円、98.2%、収入支出差引額△3,752万6,047円、資本的収入及び支出、収入 4 億4,761万3,220円、100.6%、支出 7 億1,938万4,231円、94.7%、収入支出差引額△ 2 億7,177万1,011円。

次に、農業集落排水事業収益的収入及び支出、収入 3 億1,089万2,053円、100.8%、支出 4 億1,955万664円、97.2%、収入支出差引額△ 1 億865万8,611円、資本的収入及び支出収入 6,801万7,500円、105.3%、支出 2 億7,485万7,885円、89.1%、収入支出差引額△ 2 億684万385円。

合計に参りまして、収入、予算現額20億3,034万8,000円、決算額に参りまして20億5,241万6,435円、予算現額と決算額との比較に参りまして△2,206万8,435円、101.1%、支出に参りまして、予算現額33億899万円、決算額30億6,771万2,682円、予算現額と決算額との比較 2 億4,127万7,318円、92.7%、収入支出差引額、予算現額△12億7,864万2,000円、決算額△10億1,529万6,247円。

なお、参考でございますが、矢巾町全会計の総計ということでございまして、歳入が209億7,893万6,000円、決算額が198億354万969円、繰越明許事業に係る未収入特定財源及び繰越額、これはゼロ円でございます。予算現額と決算額との比較におきまして11億7,539万5,031円、94.4%。歳出、予算現額222億5,757万8,000円、決算額200億9,840万2,721円、繰越明許事業に係る未収入特定財源及び繰越額15億1,425万2,000円、予算現額と決算額との比較に参りまして21億5,917万5,279円、90.3%、歳入歳出差引額、予算現額△12億7,864万2,000円、決算額△ 2 億9,486万1,752円でございます。

よろしくご審議の上に、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、後刻設置されます決算審査特別委員会において会計管理者、担当課長に説明をさせますので、よろしくようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりました。

平成25年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、矢幅駅周辺土地地区画整理事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の各決算審査意見書及び矢巾町基金運用状況審査報告書が当職のもとに届いておりますので、職員に意見書を朗読させます。なお、朗読は意見のみといたしますので、ご了承願います。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 立花代表監査委員が出席しておりますので、ただいまの審査意見書について補足説明がありましたなら、これを許します。

立花代表監査委員。

（代表監査委員 立花純幸君 登壇）

○代表監査委員（立花純幸君） 平成25年度一般会計、各特別会計及び水道事業会計並びに下水道事業会計の決算については、報告書に記載のとおりでありますし、審査意見についてもただいま事務局から朗読したとおりであります。若干の補足説明をさせていただきます。

審査に当たりましては、会計伝票、帳簿、証書類等の照合点検及び担当部局から事情を聴取し審査をいたしました。いずれも符合し、正確でありましたことをまずもってご報告を申し上げます。

平成25年度は、いわゆるアベノミクスによる景気浮揚効果があらわれた面もありましたが、地方においては、その恩恵を実感するに至っておらず、各種税収や地方交付税等の伸び悩みもあり、あいも変わらず財政運営上厳しい環境にあると言えます。そうした荒波の中、一般会計における町税の収納状況は、収納率99.0%を超え、また国民健康保険税においては91.65%と、ほぼ前年並みに維持しております。厳しい経済状況下にもかかわらず県内市町村トップクラスの成績を挙げておりますことは、これまでの徴収努力の積み重ねと長年の町民に対する納税意識向上へ向けた啓発の結実であり、高く評価するものであります。

一方、歳出面では、第6次矢巾町総合計画後期基本計画に従って限られた財源の中で各分野において均等に事業を展開されたと感じております。さらに、昨年8月9日に、本町においてこれまでにない豪雨災害に見舞われ、被害を受けましたが、対応、復旧に職員一丸となり努力されましたことに敬意を表するものであります。

実質収支額において、一般会計、特別会計合わせて4億8,262万円余が計上されたことは、効率的に財政運営を行われた努力のあらわれであり、町内市町村全てが財政運営に苦悩している中であって、町民の目線に立った行政経営を基本理念とする川村町長を筆頭とした職員の卓越した行政運営と議員各位のご理解のたまものであったと感ずるところであります。今後も順調な推移を期待するものであります。

水道事業会計については、やはば水道ビジョンにある経営理念をもととして毎月決算を行う月次経営統制により戦略的に経営の改善に努められております。昨年8月9日の豪雨災害による影響もあり、有収率が前年に比べ幾分減少いたしました。年間指標と比較すると、依然として高い水準にあることは、設備の更新に投資しつつ経費削減等による経営改善など、

常日ごろから先を見据えた経営戦略に努めている結果のあらわれと思われるところであります。

また、平成25年度より下水道事業、農業集排事業についてあわせて下水道事業会計とし、水道事業会計同様、官庁方式から企業会計方式に移行しました。本町は、県内でも高水準の普及率であるがゆえに、より経営の効率化、健全化が求められると考えられることから、移行は必然と理解しております。

参考まで、報告第3号のとおり経営健全化判断比率においては、資金不足なく良好という結果となっておりますが、決算書上は、資本取引の算入等により経営内容が明確となった反面、当年度は純損失が計上されております。今回の決算審査においては、会計方式の変更により、対前年比較は困難なことから、総務省が示している経営指標を参考に基本的に指標を提示しておりますが、今後は他市町村においても企業会計移行の増加が予想され、より比較すべき年鑑指標も充実してくると思われまますので、今回明らかになった経営状況をもとに改善箇所を検討し、長期的な展望を見据え、経営内容の健全化になお一層努力されますよう望むところであります。

今後も地方自治体の特色を出し、住民ニーズに対応した予算執行が求められていくと同時に、財政の健全性もより強く求められていくと思われまます。第6次総合計画も後半に差しかかり、着実な事業推進することは当然のことですが、事業実施に当たっては、費用対効果を十分見きわめるとともに、財政の健全性も意識しながら地方自治の本旨である最小の経費で最大の効果を得られるようなお一層の努力を望むものであります。

以上、申し上げますと補足説明とさせていただきます。

○議長（藤原義一議員） 立花代表監査委員の補足説明が終わりました。

お諮りします。一括上程しました議案第57号から議案第63号の7議案は、当職を除く17名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、それに付託の上、審議することにしりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号から議案第63号の7議案は、当職を除く17名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、それに付託することに決定しました。

お諮りします。決算審査特別委員会に付託した議案については、9月18日午後1時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご

異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤原義一議員） 異議なしと認めます。

よって、7議案につきましては、9月18日午後1時までに審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いします。

なお、決算審査特別委員会の招集につきましては、本会議終了後、直ちに本議場に招集いたしますので、口頭をもって通知します。

先刻口頭をもって招集しました決算審査特別委員会の委員長を選任するに当たり、委員会条例第9条第2項の規定により、暫時の間長谷川和男委員に臨時委員長をお願いしますので、ご了承願います。

また、これから選任されます決算審査特別委員会委員長に申し送りをしたいと思いますが、本定例会においては、上着を脱ぐことを許しておりますので、決算審査に当たっても同様にお願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

なお、6日から7日までは休日休会、8日は決算審査特別委員会の詳細説明が午前10時から本議場であるとのことでありますので、申し添えます。大変ご苦労さまでした。

午後 3時29分 散会

平成26年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第4号）

平成26年9月18日（木）午後1時開議

議事日程（第4号）

第 1 請願・陳情

26 請願第7号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願

26 請願第8号 農業委員会・企業の農地所有・農協改革など「農業改革」に関する請願

26 陳情第2号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情

第 2 請願・陳情の審査報告

26 請願第2号 ふたたび被爆者をつくらないために「現行法」（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）改正を求める請願

26 請願第5号 集団的自衛権行使を容認する「閣議決定」の撤回を求める意見書に関する請願

26 請願第6号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願

26 陳情第1号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情

26 請願第4号 私学教育を充実・発展させるための請願

26 陳情第3号 被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める陳情

第 3 議案第57号 平成25年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

第 4 議案第58号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 5 議案第59号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 6 議案第60号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第 7 議案第61号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 8 議案第62号 平成25年度矢巾町水道事業会計決算認定について

- 第 9 議案第 6 3 号 平成 2 5 年度矢巾町下水道事業会計決算認定について
- 第 1 0 議案第 6 4 号 平成 2 5 年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 1 1 発議案第 6 号 矢巾町議会議長交際費の支出及び公表に関する要綱の制定について
- 第 1 2 発議案第 7 号 現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める意見書の提出について
- 第 1 3 発議案第 8 号 私学教育を充実・発展させるための意見書の提出について
- 第 1 4 発議案第 9 号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回と関係法律の「改正」をしないことを求める意見書の提出について
- 第 1 5 発議案第 1 0 号 消費税 1 0 % 増税の中止を求める意見書の提出について
- 第 1 6 発議案第 1 1 号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出について
- 第 1 7 発議案第 1 2 号 被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	齊 藤 正 範 議員	2 番	藤 原 由 巳 議員
3 番	村 松 信 一 議員	4 番	山 崎 道 夫 議員
5 番	川 村 農 夫 議員	6 番	小 川 文 子 議員
7 番	谷 上 哲 議員	8 番	廣 田 光 男 議員
9 番	秋 篠 忠 夫 議員	1 0 番	芦 生 健 勝 議員
1 1 番	昆 秀 一 議員	1 2 番	村 松 輝 夫 議員
1 3 番	藤 原 梅 昭 議員	1 4 番	川 村 よし子 議員
1 5 番	米 倉 清 志 議員	1 6 番	高 橋 七 郎 議員
1 7 番	長谷川 和 男 議員	1 8 番	藤 原 義 一 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	川村光朗君	副町長	女鹿春夫君
総務課長	星川範男君	企画財政課長	秋篠孝一君
会計管理者 兼税務課長	中村滋君	生きがい推進 課長	川村勝弘君
住民課長	村松康志君	農林課長 兼農業委員会 事務局局長	高橋和代志君
道路都市課長	藤原由徳君	区画整理課長	細川賢一君
商工観光課長	山本良司君	上下水道課長	藤原道明君
教育委員長	松尾光則君	教育長	越秀敏君
学務課長	吉田孝君	社会教育課長	立花常喜君
代表監査委員	立花純幸君	農業委員会 会長	高橋義幸君

職務のために出席した職員

議会事務局長	菊池清美君	係長	吉田徹君
主事	根澤のぞみ君		

午後 1時00分 開議

○議長（藤原義一議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから去る6日から休会としておりました本会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原義一議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の日程に入ります。

日程第1 請願・陳情

26 請願第7号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願

26 請願第8号 農業委員会・企業の農地所有・農協改革など「農業改革」に関する請願

26 陳情第2号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情

○議長（藤原義一議員） 日程第1、請願・陳情を議題とします。

9月2日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。26請願第7号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願、26請願第8号 農業委員会・企業の農地所有・農協改革など「農業改革」に関する請願については、産業建設常任委員会に、26陳情第2号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情については、教育民生常任委員会に、会議規則第92条第1項の規定により付託します。

日程第2 請願・陳情の審査報告

26 請願第2号 ふたたび被爆者をつくらないために「現行法」
（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）改正を求める請願

（総務常任委員長報告）

26 請願第5号 集団的自衛権行使を容認する「閣議決定」の撤回を求める意見書に関する請願

(総務常任委員長報告)

26 請願第 6 号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願

(総務常任委員長報告)

26 陳情第 1 号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情

(総務常任委員長報告)

26 請願第 4 号 私学教育を充実・発展させるための請願

(教育民生常任委員長報告)

26 陳情第 3 号 被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める陳情

(教育民生常任委員長報告)

○議長（藤原義一議員） 日程第 2、請願・陳情の審査報告を議題とします。

総務常任委員会に付託しておりました26請願第 2 号 ふたたび被爆者をつくらないために「現行法」（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）改正を求める請願、26請願第 5 号 集団的自衛権行使を容認する「閣議決定」の撤回を求める意見書に関する請願、26請願第 6 号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願、26陳情第 1 号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情について審査が終了した旨報告がありましたので、これを議題とします。

総務常任委員長の報告を求めます。

米倉清志総務常任委員長。

(総務常任委員長 米倉清志議員 登壇)

○総務常任委員長（米倉清志議員） それでは、ご報告いたします。

平成26年9月18日、矢巾町議会議長、藤原義一殿。矢巾町議会総務常任委員会委員長、米倉清志。

請願陳情審査報告書。本委員会が平成26年矢巾町議会定例会 6 月会議及び 9 月会議において付託を受けた請願、陳情の審査が終了したので、会議規則第94条第 1 項の規定により、その結果を次のとおり報告する。記。1、付議事件名。（1）26請願第 2 号 ふたたび被爆者をつくらないために「現行法」（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）改正を求める請願。請願者、盛岡市中央通 2-1-13、岩手県原爆被害者団体協議会、会長、伊藤宣夫。紹介議員、川村よし子。（2）26請願第 5 号 集団的自衛権行使を容認する「閣議決定」の

撤回を求める意見書に関する請願。請願者、矢巾町大字煙山第24地割1番地、矢巾九条の会、共同代表世話人、伊藤宗行。矢巾町大字南矢幅第6地割80番地1三堤住宅4の11、矢巾九条の会、共同代表世話人、佐藤征克。紹介議員、藤原梅昭、川村農夫。(3)26請願第6号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願。請願者、盛岡市松尾町19-8、消費税廃止岩手県各界連絡会、代表、藤沢光一。紹介議員、川村よし子。(4)26陳情第1号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情。陳情者、盛岡市紺屋町7-26、盛岡公共職業安定所内、岩手県国家公務関連労働組合共闘会議、議長、古澤篤志。

2、委員会開催月日。平成26年6月11日水曜日。平成26年9月4日木曜日。

3、出席委員。米倉清志、山崎道夫、齊藤正範、小川文子、昆秀一、藤原義一。

4、審査経過。平成26年9月4日午前10時開会、委員長挨拶後、26請願第2号及び26請願第5号に係る現状を請願者より資料に基づき説明を受け、26請願第6号については、提出された請願資料に基づき内容を検討し、26陳情第1号については、6月11日に参考人から受けた説明内容も踏まえ、それぞれ慎重審議した。

5、審査結果。(1)26請願第2号、採択すべきものと決定した。(2)26請願第5号、採択すべきものと決定した。(3)26請願第6号、採択すべきものと決定した。(4)26陳情第1号、採択すべきものと決定した。

6、審査意見。(1)26請願第2号について。その圧倒的な破壊力による殺傷能力と爆発後も後年まで生態系に影響を及ぼす放射性物質を放出することから、核兵器は拡散してはならないことは言うまでもない。また、広島、長崎における原子爆弾における被害を受けた方々のこれまでの苦しみははかり知れないものがある。以上のことから、国は核兵器による被害の根絶とあわせ、被爆者に対する補償に努めるべきである。

(2)26請願第5号について。集団的自衛権行使に関しては、賛否さまざまな意見がある。国際的な日本の立場を考える上でも、閣議決定で行使容認とするのは、いささか拙速過ぎるのではないかと思われる。その賛否はともあれ、国民の議論が出尽くしていないと感じられることから、民主主義の原則に基づいた慎重な審議を尽くした上で結論を出すべきである。

(3)26請願第6号について。消費税率については、本年4月より5%から8%に引き上げられ、国民の負担が増加した。法律では、来年10月より10%に引き上げられる予定である。8%に税率が上がった上に間を置かずさらに税率を上げることは住民の負担がふえ、さらには消費活動の縮小による経済の影響も懸念される。もう少し時間をかけ、慎重審議すべき

との声もあったが、町民や子育て世代の負担増を考えると、今この時期に増税撤回を国に働きかけるべきである。

(4) 26陳情第1号について。我が町の身近な例に例えると、法務局紫波出張所の廃止など、国の出先機関の統合が進むにつれ、公共サービス利便性低下につながる。また、中心都市に一極集中し、住民生活の地域格差が広がる要因ともなり得る。地域の雇用の場という側面もあわせ持つことから、国は地方の衰退を招くことがないように地域に根ざした公務、公共サービスの体制強化が望まれる。

以上をもってご報告といたしますが、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤原義一議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。26請願第2号 ふたたび被爆者をつくらないために「現行法」（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）改正を求める請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。26請願第2号 ふたたび被爆者をつくらないために「現行法」（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）改正を求める請願について賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、26請願第2号 ふたたび被爆者をつくらないために「現行法」（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）改正を求める請願については、採択することに決定しました。

次に、26請願第5号 集団的自衛権行使を容認する「閣議決定」の撤回を求める意見書に関する請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。26請願第5号 集団的自衛権行使を容認する「閣議決定」の撤回を求める

意見書に関する請願に賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、26請願第5号 集団的自衛権行使を容認する「閣議決定」の撤回を求める意見書に関する請願については、採択することに決定しました。

次に、26請願第6号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。

お諮りします。26請願第6号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願に賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、26請願第6号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願については、採択することに決定しました。

次に、26陳情第1号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情についてを起立により採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。26陳情第1号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情に賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、26陳情第1号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情については、採択することに決定しました。

次に、教育民生常任委員会に付託しておりました26請願第4号 私学教育を充実・発展させるための請願、26陳情第3号 被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める陳情について審査が終了した旨報告がありましたので、これを議題とします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。

村松輝夫教育民生常任委員長。

(教育民生常任委員長 村松輝夫議員 登壇)

○教育民生常任委員長（村松輝夫議員） それでは、報告をいたします。

平成26年9月18日、矢巾町議会議長、藤原義一殿。矢巾町議会教育民生常任委員会委員長、村松輝夫。請願陳情審査報告書。本委員会が平成26年矢巾町議会定例会9月会議において付託を受けた請願、陳情の審査が終了したので、会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。記。1、付議事件名。(1)26請願第4号 私学教育を充実・発展させるための請願。請願者、盛岡市本町通三丁目18-32三和マンション101号、私学助成をすすめる岩手の会、会長、新妻二男。紹介議員、昆秀一。(2)26陳情第3号 被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める陳情。陳情者、盛岡市盛岡駅前通15-19フコク生命ビル8階、岩手県保険医協会、会長、南部淑文。

2、委員会開催年月日。平成26年9月8日(月)

3、出席委員。村松輝夫、藤原由巳、村松信一、川村農夫、藤原梅昭、高橋七郎。

4、審査経過。平成26年9月8日午後2時開会。委員長挨拶の後、26請願第4号について提出された請願と過去の同案件に対する審査報告書を資料とし検討し、引き続き26陳情第3号について提出された陳情資料に基づき、それぞれ慎重審議した。

5、審査結果。(1)26請願第4号、採択すべきものと決定した。(2)26陳情第3号、採択すべきものと決定した。

6、審査意見。(1)26請願第4号について。教育を受ける権利を保障することは、国の責務である。近年助成額は上昇傾向にあり、公立学校と私立学校の格差は改善傾向にあるものの、教育に係る保護者の負担はいまだ大きな差がある。経済負担が原因で退学に至る事例も危惧される。また、学校自体も経営維持に支障を来すことから、廃校につながり、地域の過疎化に拍車をかけることも想定される。

以上のことを踏まえ、教育の機会均等、地域の振興を保つ見地から私学助成の増大に配慮すべきである。

(2)26陳情第3号について。東日本大震災の発生からはや3年と半年がたち、いまだ復旧が進んでいない地区が多い。被災地の復旧、復興は、そこに住み、地域を支える人々の健康にも大きくかかわってくるものと考えられる。復旧をおくらせないためにも金銭的な不安を少しでも解消させるため、被災者の健康維持を費用面でアシストすることが必要である。

以上のとおり報告いたします。議員各位のご賛同をいただきますようお願いいたします。

○議長(藤原義一議員) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。26請願第4号 私学教育を充実・発展させるための請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。

お諮りします。26請願第4号 私学教育を充実・発展させるための請願について賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、26請願第4号 私学教育を充実・発展させるための請願については、採択とすることに決定しました。

次に、26陳情第3号 被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める陳情についてを起立により採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。

お諮りします。26陳情第3号 被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める陳情に賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、26陳情第3号 被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める陳情については、採択とすることに決定しました。

日程第3 議案第57号 平成25年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第4 議案第58号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 議案第59号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 議案第60号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 議案第61号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 議案第62号 平成25年度矢巾町水道事業会計決算認定について

日程第9 議案第63号 平成25年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

○議長（藤原義一議員） 次に、日程第3、議案第57号 平成25年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第4、議案第58号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5、議案第59号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、議案第60号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、議案第61号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、議案第62号 平成25年度矢巾町水道事業会計決算認定について、日程第9、議案第63号 平成25年度矢巾町下水道事業会計決算認定についての7議案については、決算審査特別委員会への付託に係るもので審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

米倉決算審査特別委員長。

（決算審査特別委員長 米倉清志議員 登壇）

○決算審査特別委員長（米倉清志議員） 決算審査特別委員会審査報告書の朗読をもってご報告といたします。

平成26年9月18日、矢巾町議会議長、藤原義一殿。矢巾町議会決算審査特別委員会委員長、米倉清志。

決算審査特別委員会審査報告書。本審査委員会に付託された下記議案は、審査の結果、次の意見を付して原案を認定すべきものと決定したので、報告いたします。

1、議案第57号 平成25年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について。2、議案第58号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。3、議案第59号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。4、議案第60号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。5、議案第61号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について。6、議案第62号 平

成25年度矢巾町水道事業会計決算認定について。7、議案第63号 平成25年度矢巾町下水道事業会計決算認定について。

記。I、一般会計について。

日本経済は、消費税増税に伴い、企業の生産や出荷が低迷し、個人消費や住宅投資の落ち込みなど、景気回復のおくれが懸念されている。このような状況下、安倍政権は、地方創生、人口減少、経済対策を最優先し、デフレ脱却を図る成長戦略を重点施策と掲げており、その実行性に期待したい。

本県においては、東日本大震災復興整備事業がおくれており、特に県沿岸部の被災者は、仮設住宅暮らしの長期化が懸念されることから、移転整備事業の促進が望まれている。

本町の平成25年度の一般会計の歳入は、町税、地方交付税は減少したが、国庫支出金2億3,195万円余24.1%、県支出金6億4,750万円余、97.8%の増により、対前年度比8.0%増の112億3,662万円余となった。歳出は、消防費8,760万円余、教育費2,570万円余減少したが、農林水産事業費の不動ライスセンター補助金ほかで4億879万円余、大雨災害等の事業等もあり、9億1,127万円余9.2%増の108億3,967万円余となった。

少子化の中にあって、不動保育園、北高田保育園の整備費や乳幼児等に対する医療費、認定こども園の整備費等は、子育て支援や人口増加につながる事業であり、効果が期待できるものと評価する。また、若者の定住を図るため、雇用環境の整備促進につなげる方策も検討されたい。

近年日本各地で発生する自然災害による被害は甚大であり、災害に強いまちづくりが望まれている。各行政区に自主防災組織を構築し、自助、共助、公助の連携による地域防災能力を高め、安全、安心のまちづくりに大きな期待があらわれている。被災した道路や橋梁の復旧、煙山ダムの整備復旧など、防災整備対策に全力を挙げているが、早期の復旧に取り組み、災害防止対策の強化を強く望むものである。

以下、次の諸点について意見を添える。

1、土地利用は、中村地区の住宅建設が順調に進んでいる。藤沢地区においても、アパートや商業施設の建設も始まっており、本町の発展に大きく寄与するものと期待される。医大関連のアクセス道路、上下水道、居住環境等の整備をなお一層促進されたい。

矢巾スマートインター整備事業は、開設に向け、着実に推移しているが、あわせて徳田橋のかけかえについても国や県等と連携を密にし、予定どおりの実現に向け、さらに努力されたい。町内の多くの地区から要望のある生活道路整備は、町民の生活環境の改善と利便性の

向上を図ることからも鋭意進められたい。

2、農政は、国の政策である農地中間管理機構による農地集積による経営の規模拡大に取り組み、自立する農業の確立を推進されたい。複合作物の導入を図り、さらに高付加価値の作物経営計画のため6次産業化も視野に入れ、一層の経営安定化に鋭意取り組んでいかれたい。

3、保育環境の向上を図るため、幼老交流型のこずかた保育園の開園などの施設整備がなされたが、産み、育てやすい環境をつくるために幼児教育と子育て支援のさらなる充実を図られたい。2016年に本県で開催される第71回国民体育大会に向けて国体準備室が国体推進室になり、デモンストレーションスポーツのラジオ体操とスポーツチャンバラの開催が決定になったものの、国体の正式競技種目と異なることから、町民意識の高揚と醸成に努められたい。

II、国民健康保険事業特別会計について。

歳入は、国保税の収納率が高水準を維持しており、評価できるが、収入未済額、不納欠損処分の取り扱いには、慎重かつ厳正な対応に努められたい。

歳出は、1人当たりの療養諸費がここ数年来県平均を大きく上回り、この5年間では5億円に近い増となっている保険給付費の抑制を大きな課題と捉え、被保険者への意識改革運動とあわせ、国、県、医療機関との協議をも含めた将来の国保制度のあり方に向けた抜本的な対策が望まれる。

III、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計について。

介護保険事業は、1号被保険者が対前年度比104.8%を示し、保険料、保険給付費も増加の中で介護保険事業、地域包括支援センター事業等、積極的な事業を展開しているが、今後急増する被保険者に対し、保険料徴収対策とあわせ老後も住みなれたところで安心して暮らせるような対策を図られたい。

後期高齢者医療は、被保険者が2,841人で保険料収納率99.9%となっているが、医療費用、件数とも対前年度比103.0%、1人当たり95万円余の医療諸費となっており、事業主体である広域連合との将来に向けた対応協議が望まれる。

IV、矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計について。

駅西地区の事業は、ほぼ完了となり、町民の生活環境が整備され、利便性が大きく向上した。今後保留地の完全販売に向け努力されたい。駅前地区事業は、事業費ベースで約57.7%の進捗率で、平成27年度供用開始に向け、順調に進んでいる。今後駅前広場や複合施設等の

整備に当たっては、本町の玄関口でもあり、最善の注意を払って一日も早い完成を望むことから、一層の努力をされ、事故なく整備されるよう努力されたい。

V、水道事業会計及び下水道事業会計について。

水道事業、下水道事業とも経営は良好な状態が続いているが、有収率の向上に努め、安全で安心な水の安定供給と快適な生活を支えるライフラインとしてより一層の経営の健全化を図られるよう努められたい。

以上のように各審査報告書を作成いたしました。各議員のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤原義一議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、決算審査特別委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより各議案について討論に入ります。なお、討論は一般会計、各特別会計、上下水道事業会計を一括して行いたいと思います。

それでは、討論に入ります。

最初に、反対討論から発言を許します。

14番、川村よし子議員。

（14番 川村よし子議員 登壇）

○14番（川村よし子議員） 議席番号14番、川村よし子でございます。私は、平成25年度決算に反対討論いたします。

議案第57号から議案第63号まで一括して討論します。憲法第25条、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、全ての生活部面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとあります。この憲法第25条と教育を受ける権利を主張する憲法第26条に沿って討論いたします。

地方自治体の仕事は、スマートインターチェンジや区画整理事業のような大型開発優先ではなく、去る9月14日敬老会を開催した体育館を初めとした既存の施設などの高齢化に、超高齢化に合わせたリニューアルや、生活道路整備を、そして住民の命をどう守るかが大きな役割と理解しています。そのためにも扶助費の歳出は、国の政治にかかわることが大半ですが、町民全体、特に社会的弱者への支援が大きいです。扶助費を見ますと、民生費で前年度比4.4%、教育費で前年度比2.0%増加し、衛生費でマイナス5.2%となっています。扶助費全体では4.4%の増です。それと比較しまして、積立金は、総務費が増、農林水産費、教育費、増加しております。それで積立金は扶助費と比較しましても約4倍の増加になっております。

まず反対の1点目は、自治体の職員の削減です。平成24年度は正規職員で161名、平成25年度は正規で158名と2名減となっています。過去10年間を比較しましても28人の正規職員が減少しています。正規職員減少は、住民に対する行政サービス不足につながっていると感じます。職員削減の中で税務課職員は増員になり、延滞数、税金の延滞数また分納者数の改善が見られることは評価しますが、国保税の支払いが大変な方、短期保険証保有者の生活実態を把握し切れず、これは把握しないことは、県とか国に調査報告もできない体制であることがわかります。地域産業振興に熱意を持つ職員も育成する必要がある。今後は、人材育成に力を入れるべきと考えます。

第2点目は、社会保障制度について訴えます。少子高齢化の中で生活保護費の削減、労働法制の改正は、低賃金、不安定雇用を深刻化させ、子育て世代に深刻な影響を広げています。子どもの貧困対策法は、親から子への貧困の連鎖を断ち切る一步となる法律ですが、実効性のある対策を今後とることが必要です。保育料の軽減率が改善し、保護者負担を軽減したと答弁されていますが、このことは評価しますが、平成27年度から始まる新システムが開始され、保育、療育状況が変化します。ますますの所得格差が広がり、保育料軽減率の拡充も求められます。就学援助の充実の点では、平成26年度は、今までの生活保護費の1.2倍となっていることは評価しますが、しかし子どもの人権を考慮すれば、今後入学してくる子どもたちや新たな対象者拡大のためにも生活保護基準1.2以上の就学援助制度の拡充が求められます。

子どもの医療費無料化の充実では、制度の国、県に要望しているのは評価しますが、拡充が必要と認められながらも実際の支援を置き去りにしていることは、県内22市町村が拡大している中で立ちおくれた問題です。子どもの貧困を考慮すると同時に、窓口無料にする改善が求められます。

次に、医療について、矢巾町の国民健康保険税は、平成24年度国保税収納状況を見ますと、1人当たりの調定額が9億2,354円と岩手県内町村で一番高くなっています。町の答弁では、国民健康保険特別会計は、一般会計からの法定外繰り入れはできない、しないとし、公平性や自己責任、自助努力といますが、子どもの虐待件数が年々増加して、平成25年度は15件、こういう状況の中で国民誰でもが平等に治療できる医療保障制度が必要です。特にも母子家庭の国保税が高いという声を重大に捉え、一般会計から国民健康保険特別会計への法定外繰り入れをするべきと思います。

70歳になると、高齢者の医療費が2割負担、介護保険料利用料の値上げや後期医療保険料の値上げなど、高齢者に対する負担増額の中で扶助費の使い方を交付する必要があります。

5期介護保険計画では、基金を取り崩し、保険料引き上げを食いとめたことは評価します。しかし、平成26年度は、第6期介護保険の保険料の見直し年度で第1号被保険者が介護を必要としても、お金の心配をしないで制度にするための国の予算を増額するなど、町独自の介護予防事業に力を注ぐべきです。

討論の3点目は、農業振興を軸とした産業振興に取り組むことです。日本型直接支払制度の創設や直接支払交付金半減、打ち切りと生産調整の廃止など、T P P 締結を見込んだ農業政策は、財界、大企業と官邸主導で進められています。このような中で町として健康教育を維持する基幹産業として農業後継者育成は重要な課題で新規就農者事業を開始したことは評価いたします。今後の新規就農者の増員を求めるものです。

学校給食については、地元産を取り入れる地元食材の自給率56%は評価しますが、自給率目標を60%以上に引き上げ、地域の社会教育、農業振興に貢献できる風土をつくるよう努力を求めます。

6次産業の推進については、焼酎ゆくたがり、山ぶどうなどイベントを行い、商工業と連携していることは評価しますが、学園都市にふさわしい岩手医大薬学部などの食堂、寄宿舎、町内誘致企業など、町内で営業をしている商店に提供する矢巾の基幹産業、農業を知るシステム、農産物の消費拡大を求めます。

以上より反対をせざるを得ません。以上です。

○議長（藤原義一議員） 次に、賛成討論ありますか。

12番、村松輝夫議員。

（12番 村松輝夫議員 登壇）

○12番（村松輝夫議員） 12番、村松輝夫でございます。私は、平成25年度一般会計及び4特別会計と水道事業会計、下水道会計の2企業会計について賛成の立場から討論をいたします。

まずは、昨年8月9日の大雨災害に見舞われ、被災された皆様にお見舞いを申し上げるとともに、復旧事業等、素早い対応、対策がなされたこと、特にも国に対する働きかけで3億8,000万円余りの補助金を得ることで順調に事業が進行したことを評価するものであります。

次に、矢幅駅周辺土地区画整理事業でありますけれども、東西ともに順調に進んでおります。この事業に伴い地域住民の長年の念願でありました下水道が布設され、より快適な生活を営む環境ができたことを評価するものであります。

3点目として少子高齢化社会にあって、保育園整備や乳幼児医療費等保育環境の向上が図

られたこと。そのことで矢巾町は、産み、育てやすい町として若い人々の定住促進が図られることを期待して賛成討論といたします。

○議長（藤原義一議員） 次に、反対討論ありますか。

6番、小川文子議員。

（6番 小川文子議員 登壇）

○6番（小川文子議員） 6番、小川文子でございます。私は、平成25年度一般会計及び特別会計に反対の討論をいたします。もとより私どもは反対討論と申しますが、全面否定ではございません。

初めに、25年度は本町にとって8.9大豪雨、大洪水がございまして、町民の皆さんは大変なご苦勞、そして経済的負担を強いられました。このことにつきましても私のほうからもお見舞い申し上げますとともに、この経験を教訓に生かして、再びこのような被害が発生しないように議会人としても災害復旧、そして防災の対策を最重要課題として取り組んでいくことを肝に銘じたいと思います。まだ改修のできていない岩崎川橋、そして煙山ダムの改修に一刻も早く取り組めるように私どもも頑張っていきたい所存でございます。そして、町当局にありましては、初めての避難勧告、そして避難所の設置を初めとした初期対応に昼夜を分かたずご努力されたことに対して敬意を表したいと思います。

さて、全般的に見まして、職員数の減少の問題、このことも改善の余地があると思います。そしてまた、先ほども触れられましたが、学校給食、これは高く評価するものでございます。放射能検査、毎日やられております。安全、安心の給食、頑張っておられます。そしてPTAの努力もありまして、矢巾町の場合は、給食費が完全に回収されております。このことにより、児童・生徒に対する給食の停止ということが行われておりません。他の自治体では弁当給食等外部への委託をしているところがあります。そういうところでは、給食費未納の児童・生徒に対しては、給食停止という措置がとられています。その中であって本町の努力は、大変評価するものと捉えております。

さて、私の反対討論の最大の核心になりますが、それはまちづくり、そして現在行われております駅前開発についてでございます。まちづくりは、特にもこの駅前地区にはケヤキの大群を初めとした大きな巨木がございました。そして江戸時代中期からの手掘りの鹿妻の流れもございました。そして矢巾町の産業、農業を支えた倉庫群がございました。これらの木々、そして鹿妻の流れ、そして倉庫群が消えたことは、大変残念なことと思います。矢巾町の歴史や自然をこのまちづくりに生かせなかったこと、このことについて私は大変残念に思

うものでございます。

2番目は、この駅前開発の中でことし4年目、来年が最終年度になるわけでございますけれども、来年度建設予定の複合施設についてでございます。この複合施設は、決算委員会の中の答弁でもございましたように、平成14年のTMO、タウンマネジメントという時代からの複合施設の計画でございました。既に12年目となっているものでございます。答弁の中にもありましたように、町民のニーズについては、解決済みの問題である。しかもこれは6次総の中で決定されたことであると。来年建設に当たって努力をしたいというような答弁でございました。行政当局としては、そういうふうな答弁が最も妥当かとは思われますけれども、この10年余りの間に大きな社会情勢の変化がございました。まず6年前のリーマンショックによる経済の不況、そして3年半前の東日本大震災でございます。そして当初この計画を立てた段階では、矢巾町の総人口は将来3万3,000人になるという予測のもとでの計画でございました。その後、3万人に下方修正がされました。そしてことしに入りまして、日本創生会議が示した試算によりますと、2040年には矢巾町の人口は2万7,000人から2万人に減少するということが試算をされています。このような大きな人口減少がございました。

そして、安心、安全の町と思われていた本町にとっても、昨年の大雨洪水被害のようにゲリラ豪雨が一たび起これば、本町とて大変な被害を講じるということが身をもって教訓とされたことがございます。これら4点の大きな社会情勢、そして経済情勢の変化がこの12年の間に起きているのでございます。これらのことをしっかりと踏まえて検証することは、いつの段階でも必要と思います。したがって、これは決定事項というのではなく、全体像も含めて常に検討、再検証をしながら進まなければならないものと考えます。

その意味におきまして、この複合施設の建設については、大きく3つの問題があると思われれます。この複合施設は、建設費12億円、そして年間維持管理費が1億円、これが約20年間にわたる契約事項となります。契約の最終年度は、2036年でございます。その4年後には矢巾町の人口は2万人に減少が想定されているのでございます。そしてこの複合施設は、目的会社、特別目的会社SPCが建設をし、そして中身を提案をし、そして町当局と協議をして進めているわけでございますけれども、これだけ大きな公共物でありながら、住民が参加をする、住民参加の声を出す、住民の声をくみ上げるというシステムが大変弱いシステムでございます。多くの自治体の場合は、大きな公共物を建てる場合には、建てる前から住民としっかりと協議を行い、どのようにしたら住民に使いやすいか、本当に住民に求められるものなのか、しっかりと事前協議の上に町民合意の上で建設を進めていくというのが今の住

民参加型の自治体の流れでございます。ところが、この複合施設は、来年建設するという予定でございますが、ことしの3月に初めてその詳細設計が明らかになりました。そして4月に住民説明会がございまして、駐車場が少ない、足りない、そして子どもや高齢者にとって交通量が多く、大変危険な場所であるというような幾つかの指摘がされましたけれども、その説明も結局どのように解決していけるのかという回答がされておられません。しかもパブリックコメントもなく、来年の建設を待つ、今実施設計の段階となっていることでございます。

2点目は、この複合施設に対する住民のニーズの変化というものがございます。地域交流センター、1階にございますが、つくられる予定でございますけれども、これについては、駅の多目的ホールを十分有効活用することで足りるのではないかと、そういう声がたくさんございます。

2点目の子育て支援センター、これは今あるさわやかハウスで同様の事業が行われており、この事業を充実させることで可能な事業でございます。また、一時預かり1日5人、これが3カ月前から当日3日前の予約ということで大変使いづらいということで現在でも既に民間の施設あるいは保育園でこの一時預かり事業は実施されており、何の不便もないのでございます。

そして3番目、図書センター、これは当初図書ルームということで本を置くような形態ではございませんでした。雑誌を読んだり、どこにどのような本があるかを検索するような場所ではございました。ところが、図書室が狭いということで図書センターの移転が町当局の会議の中で決定されたのでございます。確かに図書室が狭い、その解消は必要ではあります。しかし、7次総に向かって矢巾町に図書館がほしい、そういう町民の声は大きいものがございます。図書センターをつくって、それを改修するというのではなく、町民の図書館が欲しいという声も含めてもっと慎重に議論して、町民の合意形成を図るべきではないかと、私はそのことを訴えたいと思います。

そして何よりも当初からこの建物は駅前に設置をした、そしてそのコンセプトは歩くまち、そして歩いて楽しむまち、それから通勤、通学をする人たちへの配慮をするということで当初から来館者用の駐車場がございませんでした。施設内には、4台の駐車場だけです。職員の駐車場が3台、そして障がい者用が1台、当初からこれだけの計画でございました。この計画が駐車場が狭い、大変な事態になるということの私が3月議会で指摘をいたしまして、ようやく一般駐車場として用意していたところをこの特別の駐車場に30台分充てるということになりましたけれども、まだまだ30台では足りない。図書センターもあり、子育てセ

ンターもあり、そして100人規模の大会議室も備えるというこの大きな公共施設を賄うには、はるかに足りない駐車場でございます。現在も検討中ということでございますが、これらの検討課題がクリアをできていない状況でございます。これらのことも含めまして私は一旦決まったことだからこれはこのまま実行するというのではなく、30年後の将来を見据えてしっかりと検証し、見直しをすることを求めて反対討論といたします。

○議長（藤原義一議員） 次に、賛成討論ありますか。

7番、谷上哲議員。

（7番 谷上 哲議員 登壇）

○7番（谷上 哲議員） 議席番号7番、谷上哲でございます。私は、平成25年度一般会計及び各特別会計、水道事業会計の認定に当たり、賛成の討論をいたします。

平成25年度は、第6次矢巾町総合計画後期基本計画の3年度目に当たり、厳しい経済情勢にもかかわらず計画に沿って事業が実施されました。このことにつきましては、川村町長初め関係各位に感謝申し上げる次第でございます。このような財政環境にあつて、第6次矢巾町総合計画後期基本計画に沿って、本町の中心市街地となる矢幅駅周辺土地区画整理事業など、インフラ整備が計画的に図られております。

農林関係では、不動ライスセンター利用組合の補助事業が整備され、生産効率が高まるなど、一方において、少子化の中にあつて不動保育園、北高田保育園の整備費や幼児費に対する医療費、認定こども園の整備費などは、子育て支援や人口増加につながる事業でもあり、効果が期待できるものと評価をいたします。また、昨年8月9日には、本町においてもこれまでにない豪雨災害に見舞われ、被害を受けたわけですが、初期対応に尽力を尽くされるとともに、国や県の補助事業を取り入れ、着実に復旧が図られております。

一方、決算状況については、5会計の実質収支が4億8,262万円余となり、前年比6,519万円余、11.9%の減となりましたが、全ての会計において黒字決算となっており、おおむね健全な財政運営が確保されたと認められます。

以上のことから平成25年度の一般会計並びに6特別会計、水道事業会計について決算認定の賛成討論といたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上で討論を終結します。

これより採決に入ります。議案第57号 平成25年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定につ

いてを起立により採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立多数であります。

よって、議案第57号 平成25年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

議案第58号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立多数であります。

よって、議案第58号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

議案第59号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立多数であります。

よって、議案第59号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

議案第60号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立多数であります。

よって、議案第60号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

議案第61号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第61号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

議案第62号 平成25年度矢巾町水道事業会計決算認定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第62号 平成25年度矢巾町水道事業会計決算認定については原案のとおり認定されました。

議案第63号 平成25年度矢巾町下水道事業会計決算認定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第63号 平成25年度矢巾町下水道事業会計決算認定については原案のとおり認定されました。

日程第10 議案第64号 平成25年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（藤原義一議員） 日程第10、議案第64号 平成25年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 議案第64号 平成25年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成25年度決算における剰余金について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、その処分について議決を求めるものであります。

内容といたしましては、当年度未処分利益剰余金の全額1億2,529万2,462円を減債積立金として処分するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第64号 平成25年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第64号 平成25年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（藤原義一議員） ここで町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。
川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

- 町長（川村光朗君） ただいま議長さんのお許しを賜りましたので、貴重な時間を割愛いただきまして一言御礼のご挨拶を申し上げさせていただきます。

まずもって本定例会9月会議、今月の2日に招集されまして、本日までの17日間という長丁場、議員の皆さんには大変ご苦労さまでございました。そしてまた、一般質問等でのそれぞれご提言、ご意見を賜りました。そして、提案いたしました議案全て原案どおりご可決を賜ったわけでございまして、心より感謝を申し上げる次第でございます。特にも9月会議、通称決算議会とも言われておるわけでございまして、25年度の決算につきまして、審査特別委員会を設置されまして、それぞれその中で審査をいただきました。そしてまた、先ほどは、

この決算審査の報告書をいただいたわけございまして、その中にもいろいろご意見もいただいたわけでございます。特にも昨年8月9日の大雨洪水被害、これのまず復旧、復興に全力を尽くして参らなければなというように思っておるわけでございます。そしてまた、いろいろ課題も山積しておるわけでございますが、議員各位のいろいろ今後ご指導を賜りながら職員ともども一丸となりまして、それぞれ課題解決に向けて全力を尽くす覚悟でございますので、どうぞ今後ともよろしくご指導のほどをお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、御礼のご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤原義一議員） ここで暫時休憩します。

川村町長ほか参与の方々には退席されて結構です。

午後 2時19分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開します。

日程第11 発議案第6号 矢巾町議会議長交際費の支出及び公表に関する要綱の制定について

○議長（藤原義一議員） 日程第11、発議案第6号 矢巾町議会議長交際費の支出及び公表に関する要綱の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

16番、高橋七郎議員。

（16番 高橋七郎議員 登壇）

○16番（高橋七郎議員） 発議案第6号 矢巾町議会議長交際費の支出及び公表に関する要綱の制定について提案理由の説明を申し上げます。

議長交際費は、平成26年度予算で35万5,000円予算化されており、町内外の各種団体等の議長の交際に要する経費として必要に応じて支出しております。今まで支出額については、町長交際費の基準に準じておりましたが、この度独自に制定するところであります。また、議長交際費の公表はしておらなかったところでありますが、議会の透明性と説明責任を果たすため、毎月町のホームページで公表するものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。発議案第6号 矢巾町議会議長交際費の支出及び公表に関する要綱の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、発議案第6号 矢巾町議会議長交際費の支出及び公表に関する要綱の制定については原案のとおり可決されました。

日程第12 発議案第7号 現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める意見書の提出について

- 議長（藤原義一議員） 日程第12、発議案第7号 現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

15番、米倉清志議員。

（15番 米倉清志議員 登壇）

- 15番（米倉清志議員） 発議案第7号について、先ほど請願についての審査報告書で報告いたしました請願審査のとおりであります。各議員のご賛同をお願いいたします。

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。発議案第7号 現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、発議案第7号 現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第13 発議案第8号 私学教育を充実・発展させるための意見書の提出
について

○議長（藤原義一議員） 日程第13、発議案第8号 私学教育を充実・発展させるための意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

12番、村松輝夫議員。

（12番 村松輝夫議員 登壇）

○12番（村松輝夫議員） 提案理由について説明申し上げます。前段審査報告で申し述べたとおりでありますので、議員各位のご賛同をいただきますようお願いをいたしまして説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。発議案第8号 私学教育を充実・発展させるための意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、発議案第8号 私学教育を充実・発展させるための意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第14 発議案第9号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回と
関係法律の「改正」をしないことを求める意見書
の提出について

○議長（藤原義一議員） 日程第14、発議案第9号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回と関係法律の「改正」をしないことを求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

15番、米倉清志議員。

（15番 米倉清志議員 登壇）

○15番（米倉清志議員） 発議案第9号、先ほど審査報告についてご報告を申し上げました。

審査のとおりであります。各議員のご賛同をお願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。発議案第9号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回と関係法律の「改正」をしないことを求める意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立多数であります。

よって、発議案第9号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回と関係法律の「改正」をしないことを求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第15 発議案第10号 消費税10%増税の中止を求める意見書の提出
について

○議長(藤原義一議員) 日程第15、発議案第10号 消費税10%増税の中止を求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明を求めます。

15番、米倉清志議員。

(15番 米倉清志議員 登壇)

○15番(米倉清志議員) 請願審査の報告書のとおりであります。各議員のご賛同をお願いいたします。

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。発議案第10号 消費税10%増税の中止を求める意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立多数であります。

よって、発議案第10号 消費税10%増税の中止を求める意見書の提出については原案のと

おり可決されました。

日程第16 発議案第11号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出について

○議長（藤原義一議員） 日程第16、発議案第11号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

15番、米倉清志議員。

（15番 米倉清志議員 登壇）

○15番（米倉清志議員） 先ほどご報告したとおりであります。請願審査内容のとおりであります。各議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。発議案第11号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、発議案第11号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第17 発議案第12号 被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める意

見書の提出について

- 議長（藤原義一議員） 日程第17、発議案第12号 被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

12番、村松輝夫議員。

（12番 村松輝夫議員 登壇）

- 12番（村松輝夫議員） 提案理由の説明を申し上げます。前段報告で申し上げたとおりでありますけれども、まだたくさんの方々、6月30日時点で3万1,529名の方々が仮設住宅暮らしという不便な生活を行っているわけでありまして、やはり一つの目安としては、1人の方もこの仮設住宅にいらなくなったというまでは、やはりこういった免除を継続をする必要があると、このように考えるところであります。議員各位のご賛同をいただきますようお願いをいたしまして説明とさせていただきます。

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。発議案第12号 被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、発議案第12号 被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

-
- 議長（藤原義一議員） 以上をもって9月会議に付託された議案の審議は全部終了しました。

これをもって平成26年矢巾町議会定例会 9月会議を閉じます。
大変ご苦労さまでした。

午後 3時17分 閉議

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員